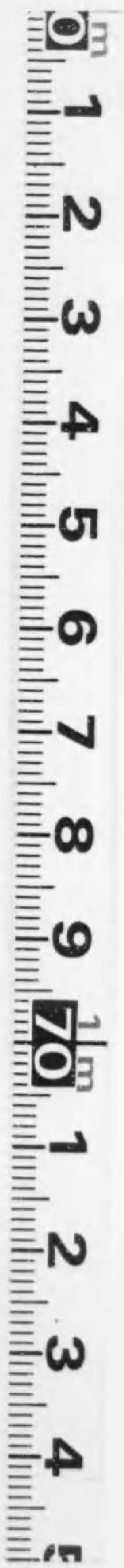


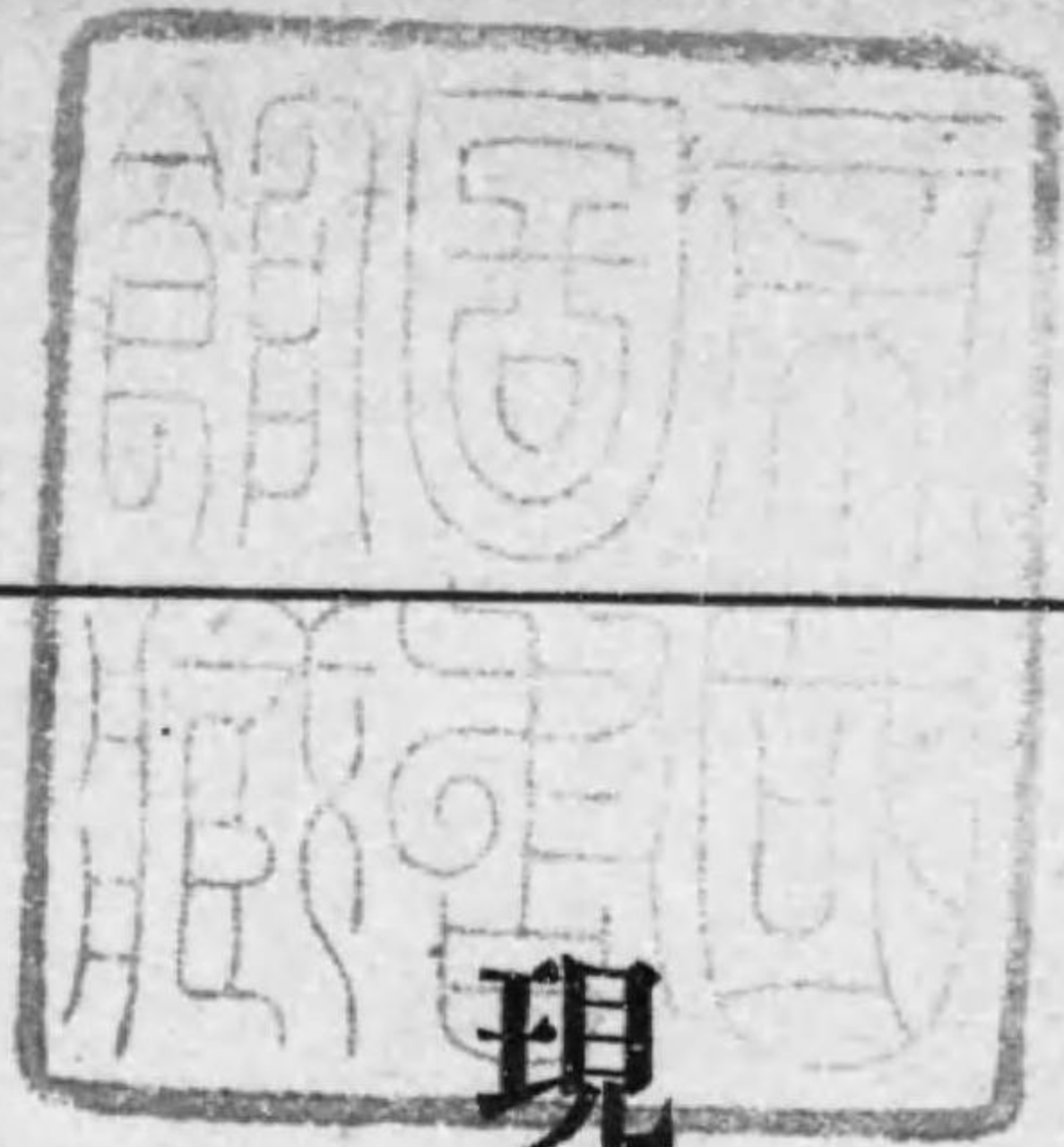
533  
44



始







現代寺院經營法

大正  
14. 4. 20



533-44

はし が き

近時社會の狀態はだんだん變つて、寺院の經濟的の立場を脅威するやうになつた。且ついろいろの思潮のために、寺院崇敬の美風も漸次薄らいで來るやうに思はれる。其他諸種の方面から觀察して見ると、要するに寺院制度そのものに動搖を來して居るやうに感じられるのである。そこで寺院の經濟的基礎を強固にし、進んでは子弟の教育、布教傳道の安定を求め、更に如何にして寺院を社會的に活用するかを考究して、以て幾分にも現代寺院の要求に應せんことを期したのである。勿論これを以て完全無缺のものとは思はない、本書を校正する時にも賣藥其他數種の事項をも加へたいと思つたのであるが、已に豫定の頁數より五十頁を超過して、此上更に紙數を増大することを許さぬ事情があるので、他日増補訂正の機會に譲ることにしたのである。



本書を繕く諸師にして寺院經營について御高見又は御經驗あれば、何卒御教示を願いたいのである。

大正甲子三月下浣

編者しるす

目次

第一編 序論

寺院制度の動搖

- 第一節 寺院制度の意味……………一
- 第二節 寺院制度の動搖……………四
- 第三節 寺院制度の變化……………七
- 第四節 寺院僧侶の自覺……………八

第二編 總論

基本財産の必要

- 第一節 生活と傳道……………一一
- 第二節 宗教家に對する一般思想の動搖……………一五
- 第三節 師匠寺と檀家との關係……………一八
- 第四節 墓地問題と寺院……………二一
- 第五節 子弟の教育……………二五
- 第六節 寺院の收入……………二九

目次



第三編 各論

第一章 經濟安定の方法(一)

第一節 生の會……………三四

第二節 教會制度……………三八

第三節 佛式結婚は如何なる利益があるか……………四〇

第四節 永代經積立の方法……………六〇

第五節 演藝會はいかにして催すか……………六三

第六節 寺網とは何か……………六五

第七節 火葬場の經營……………六六

第八節 書畫會の善用……………六七

第九節 一萬圓積立金……………七〇

第十節 院號居士號大姉號に就て……………七三

第十一節 地方寺院と墓地……………七八

第十二節 寺寶の整理……………八〇

第十三節 株式會社佛事取扱所……………八一

第十四節 保險代理店の内容……………八五

第十五節 納骨堂經營……………九〇

第十六節 寺なしで寺以上の收入……………九三

第十七節 基金講の方法……………九七

第十八節 小學校教員……………九九

第十九節 家庭教授……………一〇二

第二章 經濟安定の方法(二)

第一節 無盡講……………一〇四

第二節 貸地……………一一八

第三節 貸家……………一二六

第三章 經濟安定の方法(三)

第一節 殖林は寺院の基本財産として最も適當である……………一四〇

第二節 桐樹……………一五七

第三節 竹林……………一七八

第四節 伏燒製炭法(附)……………一九八

第四章 經濟安定の方法(四)

第一節 宅地利用殖策……………二〇六

第二節 福壽草……………二一二

第三節 食川菊栽培法……………二一九



第四節 草莓栽培法……………二二九

第五節 除虫菊……………二四二

第六節 人参……………二六四

第七節 サフラン……………二八一

**第五章 經濟安定の方法(五)**

第一節 養鶏……………二八九

第二節 養蠶……………三〇三

第三節 養魚……………三〇八

第四節 養蜂……………三一二

第五節 養兔……………三二〇

第六節 山羊……………三二一

第七節 羊豚……………三三〇

第八節 綿羊……………三三三

**第六章 貯金の話(經濟安定の方法)(六)**

第一節 貧富の分岐點……………三四三

第二節 貯金の必要……………三四六

第三節 利殖の工夫……………三四八

第四節 金利の話……………三五〇

第五節 兎の毛泰山……………三五二

第六節 貯金の仕方……………三五三

**第七章 檀家統一法**

第一節 檀家統一の必要……………三七四

第二節 檀家より見たる寺院……………三七四

第三節 社會は如何なる僧侶を要求するか……………三七八

第四節 五種の檀信徒……………三八二

第五節 寺院紛擾の原因……………三八五

第六節 檀信徒統御法……………三九一

**第八章 寺院中心の社會事業**

第一節 寺院と社會事業……………三九三

第二節 救貧並に防貧事業……………三九八

第三節 兒童保護事業……………四一一

第四節 教化事業……………四三四



# 現代寺院經營法

日本宗教學會編

## 第一編 序論

### 寺院制度の動搖

#### 第一節 寺院制度の意味

寺院制度のことを述ぶるにあたり、寺院に關する一二の事柄について其の意味を少しく述べて見度いと思ふ。

第一篇 序論



寺院。寺院とは宗教上の信仰を同ふする所謂、檀家及信徒なる者が集まりて、公に佛、菩薩等の一定の信仰対象を安置し、宗教上の儀式を営み、且つ布教傳道をなす所の、永久的の堂宇及其の設備を總稱したるものと云ふて良からう。

檀家。檀家とは一定の寺院に專屬して、同時に又他の寺院に專屬せざるものであつて、之は主として家の歴史的事情により、個人の信仰の有無によるのではない。つまり祖先より習慣的に傳承し來りたるものであるから、多くの歳月を経るに従て、檀家は各地に散在し、甚だしきは數里乃至十數里の遠方に、依然として檀家を有する寺院が多い。

信徒。是は檀家とは少しく異りてやや簡單である。即ち甲寺の信徒で又同時に他の寺院教會の信徒たることは自由である。前の檀家の家本位なるに對して、是は個人本位と申してもよからう。従て寺院との關係は檀家の其れに比して淺いことは免れぬ。即ち個人の信仰又は意志によりて進退は自由である。

然し以上の説明は勿論、嚴密なる意味ではなくして、大體に於ての解釋であることは申すまでもない。實際上の事情を研究して見れば、尙ほ種々の關係事情が存在して居ると思はれる。此の

點は只今の問題には、あまり必要はないから略して置かう。

寺院の種別。こゝに種別と申すは、其の寺院を組織して居る所の、檀家、信徒何れを本位とするかに依りて、假りに分類したので、是亦概略の話である。

一、檀家本位の寺院。主として檀家によりて、維持せらるゝ寺院にして、所謂檀家制度の寺院で、その檀家が遠方に散在して居ればそれだけ、その基礎は薄弱で、漸時衰運に向ふことは争はれぬ事實である。

二、信徒本位の寺院。主として信徒によりて維持經營せらるゝ寺院で、檀家は皆無又は僅少なれ共、寺院の位置が便利よく、附近に多數の信徒がありて、むしろ多數の檀家を有する寺院よりも盛大なるものが多い。即ち一部落を事實上專有して居る寺院を云ふのである。之を化境本位の寺院と云ふのである。現今は益々此の傾向が甚だしく、この種の寺院が最も有望なる寺院であつて所謂天の利は地の利に如かずとは此のことであらう。

この外信徒何れが主ともつかぬ寺院や、又豊なる寺領を有して、檀信徒より超然たる寺院もあるけれ共、大部分は檀家又は信徒の力によつて維持せられつゝあるのである。



## 第二節 寺院制度の動搖

寺院衰頹の原因。寺院制度なるものは數百年來の歴史を以て、發達し來りたるもので、殊に徳川時代は全盛期と云つてよろしい。これ其の時代に於て、寺院は幕府より特別の待遇と、權利とを與へられてあつたからである。

然るに近來この寺院制度の根底に動搖を來し、寺院は益々衰亡の悲運に向ひ、僧侶は愈々社會より忘却せられんとするの觀がある。心ある宗教家、寺院住職はこの現象を見て私に憂をなすつゝあるのである。

寺院僧侶たるものはよろしく、その原因、由來を研究し、只管救濟の道を講ずることは、最も急務と云はねばならぬ。今茲に皮相の觀察であるけれども、所感の一端を披瀝して寺院僧侶の覺醒を促したのである。今その原因の一二を列擧して見んに、

一、泰西思想。泰西思想が人心を支配するにつれて、祖先崇拜の思想は漸時冷却して來る。然るに寺檀の關係は、祖先崇拜の思想と密接不離のものなれば、新思想の輸入と共に、師匠寺に對

する觀念が漸々薄弱となることは自然の勢である。

二、地理的原因。地方寺院に於ては、本寺と檀家とは數里乃至十數里の遠方に離れて居ることは決して珍しくはない。かくては年忌、葬式、佛事、開法等に於て、非常に不便を感じる故、自然本寺に對して疎遠となり、最寄の寺院に接近する傾向あるは、又免るべからざる勢である。

三、經濟的原因。かゝる有様にて、檀家の側に於ては、本寺と最寄の寺院と、二重の關係寺院を有することとなり、從て寺院の維持費、其の他寄附等の負擔が過重となり、經濟上不都合の點を生ずるにより、竟には舊來の寺院を離れて、便利なる最寄の寺院にて萬事をすませることとなる。

四、住職の無信仰。次ぎに寺院僧侶諸氏の多くに熱烈なる信仰のなきことも亦、重要な原因である。これには稱々の事情あらんも先づ住職の多くが無爲無能が第一の原因である。此の問題については種々の理由もあらうが、眞宗の如き世襲寺院では生れ落つるより直ちに生活の安全を保證せられ、如何に學問し勉強しても結局は一寺の住職であると云ふ觀念がすたらぬから、自然に無氣力となり、事なかれ主義となり、竟に無爲、無氣力の人物と化したのではあるまいか。却



て小寺院に俊才が出来るが、これとても學資を得るの道が無いから、空しく天馬伏漚の嘆をもらすのみである。たとひ學についても、資力缺乏して中途廢學の悲運に向ひ、小成に安んずるの外なきに至る者が多い。

又眞宗以外の寺院は眞宗寺院に比して、一層經濟は困難なるが如く、從て子弟教育は不完全である。殊に世襲制度でないから、子弟に完全なる教育を施す餘裕ある者は、寧ろ他の實利的方面の學業に志す傾向がある。然るに近來此種寺院にも世襲制度を倣はんとする模様あれ共、是は子孫の安全をはからんとする所の、極めて不徹底のものなれば、其の結果は推して知るべきである。かくて將來益々宗教界に人材乏しく、さらぬだに寂寥の感ある教界は愈々寂寞の悲運に向はんとするのである。かくの如き有様にて、然ゆるが如き求道の念にかられて、寺院の門を叩き道を求むるも、是れに安心満足を與ふる知識なければ、寺院には生ける信仰の第一義諦は既に已に消滅して、只だ葬式、年忌讀經の第二義を本業とする、所謂葬式屋、讀經屋と化し去れば人心自ら離散し、又顧る者なきに至るは、敢て怪しむに足らないのである。

此は寺院制度の動搖について概略の原因を挙げたるもので理論よりも實際に基づいたものである。

る。即ち此か社會の實際上の傾向であることを知れば、世の僧侶、宗教家は大に反省考慮を要すべき重大問題であると思ふのである。

### 第三節 寺院制度の變化

檀家制度と化境制度。前述の如き理由によりて、寺院制度の根底は漸次破壊せられ、其の第一歩として、檀家制度は漸々化境制度に侵蝕せられ、ついに一部落は一寺院の勢力範圍となり、その部落内の葬式、佛事法要等は一切此の寺院にて辨づるやうになる。即ち寺院は部落内に於ける社會的の一機關と見做さるゝに至るであらう。

信徒の干渉。緒て寺院が其の部落内に於て、儀式的に必要な一機關として認めらる以上、恰も氏子の神社に於けるが如くに信徒も亦寺院に對して從來の如く、比較的無責任なる態度で居ることは出来ぬ様になる。自然的に寺院の内政經濟維持等の協議にも關係し、維持費、修繕費其の他の費用をも義務的に負擔せざる可からざるやうになり、これが信徒として寺院に對する公然の義務と見做さるゝやうになる。然るに義務を履行すれば、又當然權利を認めねばならぬ。斯の如



く義務を負ふ所の信徒は自ら寺院の内政は勿論、一切の事柄に干渉して、彼れ是れと容喙されても、寺院住職は如何とも云ふことは出来ない。寺院に於ける重要事項は、雜然たる信徒の意志によりて左右せられ、其の間幾多の弊害を生じ、寺院の神聖を傷ける事が出来て来るであらう。

寺生れの住職の權威。さて住職も從來は少し位凡庸以下でも、其の寺院の血統を受けて居る人なればとて、非常なる同情と親しみを以て居たが、前述の如き事情の下にありては、堂々たる宗教家として大音宣布は思ひも奇らず、只毎日信徒の鼻息を窺ひ、専ら讀經法式等のみに没頭し、宛然一小史のその如く、何等の權威のあるでもなく、辛じて社會の一分子として、其の存在を續けて行かねばならぬ運命が来るに相違あるまい。

かくて寺院としての美點特色は漸時消滅して、竟に此の意義も、生命もない寺院と化し去るのである。

#### 第四節 寺院僧侶の自覺

自覺は光明なり。以上の結果として、外觀は依然として寺院は寺院であるけれ共、内に信仰の

生命なく、外に敬虔の信者なく、かくて徒らにその荒寒廢滅を待つのみである。寺院僧侶たるもの、上宗祖の恩浴に對し、下自己の天職を省み、晏然として一日の安逸を貧りて相濟むであらうか。自覺！自覺！是れ唯一の復活である、光明である。見よ。自覺あれば眞摯となり、求道となり、獲信となり、教人信となる。一人より二人、二より三人、遂に靡然として一郷を風靡し、近郷を教化することは決して不可能ではない。不撓不屈、道念の涵養につとめたならば、いつか高尚なる宗教的人格を形作ることが出来るのである。凡そ高尚なる人格は宗教家の生命であつて佛教深奥なりと難も釋尊の人格の表現に過ぎないのである。眞宗は親鸞聖人の人格の表現日蓮宗は日蓮上人の人格の表現である。故に眞正の宗教家には、高尚なる人格を具有することを必須條件とせねばならぬ。人格の下劣な宗教家は、如何に天才的の辯舌を有して居ても、人を感化する所の資格はないのである。故に眞正の宗教家、布道家たらんと欲せば、須く奮然として大菩提心を起し、少くとも小法然、小親鸞となりて、一世を教化するの覺悟がなくてはならぬ。かくてこそ無用視せらるゝ寺院として有用の寺院たらしむる所以である。人或は云はん、その言は既に知る、其の志は己に有り、如何にせん是れを實現するの資力なきことをと。是れ迂愚も亦極れりと



云ふべきである。心源若し徹しなば、菩提の覺道如何でか成ぜざらん。寺院子弟にして眞摯に道を求むれば、社會は決してしかく盲目的の者ではないから、之を望む檀信徒に必ず反應があり、同情があつて、窮すれば必ず通ず矣の諺の通り、そこには又可然方法が講ぜられるのである。理想の寺院。要するに理想の寺院は、理想の僧侶の住する所、之を理想の寺院と云ふてよろしいのである。敢て輪換の美、寺領の多寡を以て、寺院の良否を決定することは出来ないのである。かくの如き眞正の僧侶が出来てこそ、寺院制度は如何程動搖を來しても、更に恐るゝ所はない、只自らの天職に向つて猛進するのである。そこに新なる天地か鶴首して我等を待つて居るのである。

## 第二編 總 論

### 基本財産の必要

#### 第壹節 生活と傳道

私はこゝに本篇を草するにあたり、先づ、何故に寺院に基本財産をつみ立てねばならぬかと云ふことを、少しく述べて見たいと思ふ。或る人は寺院には基本財産は不必要だ、寺院住職たる者が誠實に布教傳道さへ怠らずつとめて居れば、そこには必ず相當なる報酬が自然に報ひられるのである。それ故に寺院僧侶の生活は事實に於て憂ふるに足らぬ。寺院に基本財産を作ると云ふことは神聖の意味に於て無意味である。

のみならず是があるが爲に、僧侶は安逸に耽り種々の弊害を生ずるから其故有害無益である。僧



侶は天職たる布教傳道所謂法施をやれば之れに對して財施は必ず報ひられると云ふのである。

然るに余は此の議論に對して同感することは出来ない。成程理論としてはそうであらう。然し之れを實際問題として見る時、そうは行かない。如何に熱心で信仰が有つても空腹では説法は出来ない。大法の宣傳をやらうと思つても家庭の生活が不安であつては充分に之を行ふことは出来ない。寺院僧侶のすべてが所謂聖賢大徳であればいざ知らず。吾々如き凡人に於ては生活問題を度外視して布教傳道をやると云ふことは事實不可能のことである。衣食足りて禮節を知る。恒産ありて恒心あり。先づ自己の生活の安定を得て初めて不惜身命の大獅子吼が出来様と思ふ。

近時寺院組織は根底に動搖を來し從來の如く社會に超然として安全地帯にあるが如き平安なるものに非ずして、まことに憂懼に堪へざるものがある。社會人心の傾向は悪化し生活上の脅威、宗教に對する觀念の變遷を靜に考えて見れば實に寒心に堪へぬものがある。識者は此の波紋をながめて之に對して如何に處すべきかと常に頭を悩まして居るのである。

然るに今表面的に佛教各宗派の外観を見る時は極めてお祭り氣分に覆はれ、何等そこに此の重大問題を深刻に考慮して居る形跡を認めないのである。或は開宗七百年紀念大法要或は聖誕七百

年紀念、或は大師遠忌等と隨分盛觀に見受けられる。私は此の有様を眞にながめて佛教各宗派の當路者の爲に悲しむのである。眞に祖師の開宗を紀念し或は聖誕を紀念してこゝに宗門の發展上に於て一新期限を劃せんとするならば、先づ其の宗門の根底を泰山の安きに置き、宗門が社會的獨立無援の立場に陥りたりとも、泰然として祖師聖人の眞意を全世界に向つて堂々と大宣説をなし得べき用意が必要である。之れを忘れてたゞに數萬乃至數十萬の人を一山に集合せしめて以て宗門繁昌の證據なきと誇るに至りてはまことに笑止の沙汰と云はざるを得ない。

本。山。よ。り。も。末。寺。の。基。本。財。産。之れ必ずしも一宗一派の本山に於てのみ云ふべきことに非ずして寧ろ其の末寺各國に於て之れを慎重に考へなければならぬ。本山は寧ろ多數寺院を統轄する一の機關に過ぎないものである。直接民衆に接して其の信仰を支配するものは、各寺院佳職である各寺院に於て其の宗門の發達を見らるべきである。それ故に余は本山に基本財産をつみ立つると云ふことを余り重要と認めない。むしろ各寺院に基本財産を作ることとは焦眉の急務である。例へば丁度戰爭の如きもので如何に兵隊は精銳で多數あつても之れを動かすべき彈丸や糧食の如き軍需品が缺乏して居ては戰爭は出来ないと同一である。



傳道戰と軍需品。今眞の傳道戰をやるには充分の軍需品が必要である。それは即ち各自の生活の安定である。勿論贅澤三昧に生活するのでは無いが、日夜生活問題に汲々として居るやうでは神聖の傳道どころか社會から賤しめられて自分の地位を失ふのみならず、引いて大法を傷つける事になるも、只單に一回や二回の大説法なら、空元氣でも出來様が一生を通じての傳道はとても不可能のことである。寺院の生活が安定して居ないから、パンの爲の布教、生活の爲の傳道に陥る弊がある。それ故余は此の機會に於て寺院に充分の基本財産を作らんことを希望するのである。

反對論者の説。然るに又反對論者は曰く「彼の釋尊を見よ、祖師を見よ、捨家棄慾すべての地位財室を放棄して尙ほ衆人慢罵のうちに泰然として説法せられたではないか。苟しくもすべての地位慾望名譽をすてた出家ともあるべきものが何を好んで財室を作る必要があるか。」と……

現代の宗教家は現代生活に安定を要す。之に對して余はかゝる言論を弄する人に辨明すべき言葉を持たないのであるが、現代宗教家の爲に一言述ぶるならば、それは余りに現實も時代も解しない。人間味の乏しい言論と云はねだならぬ。

すべての宗教家に向つて釋尊と同一であれ、祖師と同等であれ等と勸むるは余りに酷な言ひ方

である。釋尊や祖師の時代と其社會生活の状態とを比較する時は決して同一の論ではない。のみならず千年に一人百年に一人といふ大聖大徳と、現代の多數の所謂宗教家を同一線上に於て論ずることは不可能である。さこまでも吾々は生きた人間として、普通の凡人として、而かも眞の宗教家として此の釋尊の教、祖師の道を傳へたいのである。現代の僧侶は現代の生活の上に安定を得て其の天職を盡すことが眞實であり合理でありと信するのである。

こゝに於て余は現代大多數の寺院僧侶の諸師は此の説に賛成せられて速に各自の生活安定の道を講ぜられんことを切望するのである。

## 第貳節 宗教家に對する一般思想の動搖

宗教思想の頽廢。近時社會の状態が著しく變遷をなしつつあることは前節に於て述べた所であるが、更に深く精神的方面に立ち入りて之を見るに、都會と云はず地方と云はず一般の人氣が悪化しつつあることは注目すべき事である。殊に宗教的方面に於て古來より養成せられたる純朴敦厚なる宗教的思想が滅殺せられ、所謂外來思想を消化し得ずして、徒らに之れに眩惑せられ數千



年來養成せられたる尊き國民的思想は壓迫せられて、空しく外來思想のするまゝに任してゐる有様である。之れ誠に遺憾の極みである。此は國民思想善導の任にある寺院僧侶諸師が夙に着目考究を重ねられて居ることゝ信するのであるが、更にこゝに二三申し述べて見たい事がある。

**物質萬能主義** 現代社會一般の風潮を見るに物質的方面のみ耽溺し精神的方面を閑却して居るのである。何が故に此の精神的方面が閑却せらるゝやと云ふに先づ、第一に社會生活即ち生活問題が非常に困難と成り他を顧るの余裕なきに至つた結果と思はる。第二は物質萬能主義の教育を施したる結果、滔々として社會の風潮は科學萬能となり、現實主義となり、個人主義と成り全く精神的方面を没却するに至つたのである。

**宗教家と輕侮** 第三に宗教家に對して甚だしく輕蔑の傾向を生じたることは甚だ悲しむべきことである。其の原因たるや、從來より宗教家は世俗外の者であつて實生活を離れた者である。従つて無欲恬淡所謂仙人的生活をなすものとして誤れる考を有したることゝ、又宗教家自身も一般社會より斯の如く見られることを以て自己の神聖を保つものとして此の社會的の待偶を甘受して居た傾向がある。之れは何れも誤りたる態度と云はなければならぬ。如何に宗教家と雖も社會

に共同生活を營む以上は其の生活は全く一般民衆と異なる所は無いのである。

**寺院生活の内面暴露** 然して近來此の寺院僧侶所謂宗教家と稱する人々の生活内面が盛んに暴露せらるゝに至り、今日迄上述の如き考へを以て宗教家は普通人以上に神聖なる生活をなし居る者と考へたる一般の社會の人々は此の生活の内状を見て且つ驚き且つ失望するに至つたのである之れは決して驚くに足らざることである、僧侶の生活が一般の人々と同一であると云ふことは敢て怪しむに足らないのである。それを今日の人々が、今更らの如く宗教家の不徳を鳴らすと云ふことは、全く上述の誤れる考に基いて甚だしく衆人の注意を刺戟したが、宗教家は決して萬人が有する様な聖者ではないが、未だ萬人が云ふが如き不徳な者ではない。余を以て云はしむれば少くも一般の人々よりは宗教的信念の相當に涵養せられたる者であるから、決して今日の人々の云ふ程の事はない。只職務が神聖なるものであるだけに偶々欠點を暴露するに當りて甚だしく之を非難せらるゝ立場にある。要するに之れは現時の宗教に對して一般民衆の考が冷却したる所の一つの理由である

**僧侶に反感** 第四には從來僧侶に一種の特權階級の如き感があつて、時代の進運は此の特權



階級を忌避せんとするものである。従つて寺院僧侶に對して此の思想に基いて一種の軽い反感を有するに至つたのである。

今後の方針 其の他種々の原因理由があるであらう、要するに寺院崇敬の觀念が漸次うすらぎたること、宗教的信念の甚だしく冷却したることは明なる事實である。然らば寺院僧侶たる者は今後如何に處すべきかと云ふに、先づ時代思想を充分に理解し之に順應したる布教傳導を試むること、尙ほ次には余りに見苦しい生活や他人から輕蔑せらるゝが如き生活をなさることにつとめ、少くも一般社會の中において中流以上の生活をなし以て布教傳道をなすことにつとめなくてはならぬ。

之れをなすには先づ第一に生活の安定を計り、第二に進んで研究の余裕を作り、大いに時代と共に進むより外は無い、之れ寺院基本財基を作らざるべからざる所以の一である。

### 第參節 師匠寺と檀家との關係

昔の寺院の權能 師匠寺と檀家即ち師檀の關係は其の歴史は古いものであらうが、先づ徳川時

代に於ては只單に信仰上に於て師匠寺と檀家と云ふ關係の上に、更に民政上一種の特權を附與されて居て寺院の位置はまことに鞏固なるものであつた。即ち寺院は其の所屬の檀徒に對して宗教上の支配權を有し、其の檀家の葬祭年忌を獨占することは勿論、出生縁組みに關する手續にも干渉し、斷じて他の寺院宗派の容喙を許さなかつたのである。例へば葬儀の如きも、自己の屬する檀那寺を離れて他の寺院に於て之れを行ふと云ふことは出来なかつたのである。若し之れを行はんとする時は師匠寺に事情を具申し、其の承諾を要するのであつた。若し此の手續を経ずして故なく之を請負ひたる寺院は嚴罰に處せられたのである。其の他出生死亡に際して所屬寺院に參詣し、檀家名簿に帳付け帳消しを願ひ、所謂寺判を得て事を運んだのである。當時の寺院は斯の如き特權を附與せられて居たから、寺院住職の勢力は想像するに余りあるのである。之が果して宗教家として幸福なりしや、或は不幸なりしやと云ふことは別問題として、兎に角徳川時代に於ては其の社會的地位は偉大なるものであり、且つ其の生活は極めて安定であつたと云ひ得るのである。しかるに當時の一般民衆の智識は極めて抵級のものであつたから、當時の智者は即ち僧侶の代名詞であつたのである。



特權剝奪 然るに明治維新になり、排佛毀釋の暴擧の爲に寺院僧侶の特權は剝奪せられ其の生活の根底は破壊せられ甚だしく悲境に陥りたることは周知のことである。爾來明治五十余年間に特權は失ひ形式は破壊せられたとは雖も數百年間涵養せられたる、此の師檀の關係は精神的にはさしもの排佛毀釋の暴擧も之れを一蹴し去る能はずして、爲に明治年間は多年の余習に依りて、寺院の位置も稍々安泰であつた。

信教自由の影響 然るに近來一般の思想は甚だしく寺院より遠りたるものがある。即ち信教の自由は自己の欲するまゝに寺をかへ、學問をなしたる人は學問の無き師匠坊主に飽き足らずして他の興味ある僧侶に歸依し、又遠鄙の地に師匠寺を有する檀家は、時間と手數と經濟上の事情より、近所の寺院にて事を便するに至りた、其他列擧すれば繁に勘へざる程である。

師檀關係の破壊 要するに從來の如き師檀の關係を維持すべきすべての力がなくなつたのであるから、此の師檀の關係は全く有名無實にして、如何に多くの檀徒を有すとは云へ從來の如く之れを依頼することは出來ざる状態に成つて來たのである。然らば今日迄檀家制度によつて維持せられたる寺院は、全く其の根柢を破壊せられたのである。而して今後時代と共に宗教界に活躍し社會人心を指導し且つ自己の生活を安定せんとするものは一大暗礁に乗り上げた感がある。余はこゝに寺院僧侶諸君に對して、先づ自己の根柢を礎くに有力なる基本財産を造成せられんことを切望して止まないものである。

#### 第四節 墓地問題と寺院

都市計畫の内容 近時墓地問題は都會に於ける重要な問題の一として盛に論議せられて居るそれは何故であるかと云ふに、一は都市計畫と稱して、東京を初めとし、各地方に於ける重なる都市は、其の市街をして歐米のそれの如く、最も近代的、即ち一には都市の美觀、二には交通上に道路を整理し、三には衛生上保健上適當なる設備をなし、四には火災の豫防をなし、五には市民の娛樂機關を整へ其他市民が都市生活を成す上に於て必要な諸般の施設をなすことを云ふのである。次に都會に人口が集中して其の住宅を緩和するに必要な地面を整理する爲に此の都市計畫は行はれるのである。

青年の都市集中 何が故に都會に向つて人口が集中するのであらうか、それは農村の生活が逼



迫するに随つて、地方人は都會に向つて集り、尙ほ華美を好む時代の風潮は農村の青年を誘惑して、之を都會に送るのである。それ故に都會は益々人口は増加し、隨て住宅難の聲は甚だしく起つて來るのである。茲に於て一方には都市計畫の爲に、又他面には住宅地整理の爲に、幾多の不用なる地面は整理せらるゝに至るのは當然と云はなければなるまい。

寺院と墓地の移轉。茲に於て市中に最も廣大なる地面を有し、比較的都會生活に關係薄き觀ある寺院境内及び墓地は先づ第一に是等史員の目に映るのである。近時多くの人々は宗教の何物たるやを解する人々乏しき爲に、此の寺院を移轉せしむることを甚だしき大問題と考へ居らざるが如くである。

寺院存在の意義。然るに此寺院は一は市街に美觀を添へ、一は繁雜なる都會生活に過勞せる精神を慰安する靜寂なる場所となるのである。之を他に移轉すると云ふことは云ひ易くして行ふことは容易でない。次に寺院に付屬したる墓地を他に移轉して、そこに住宅を建築し以て住宅難を緩和せしめんとするのである。

墓地移轉の損失。これは寺院にとりては實にゆゝしき大問題である。即ち寺院が墓地のみを遠

く郊外に移轉する時は、今日迄移動常なき都會の信徒が寺院と關係を結び來りたる所以は、單に此の墓地あるが故であつたと云つても過言ではないのである。然るを此の墓地を遠く郊外に、而も共同墓地に移轉する時は、全く寺院の生命を制せられたるものと云はざるを得ない、之は實に大問題であつて、一朝一夕に決行することは出來ないが、然し乍ら早晚此の問題を解決すべき時機が來ることは明かなことである。

機先を制せよ。茲に於て此の大勢を看取して其の準備をなすことは、賢明なる所置であると思ふのである。余は竊に考へるのに、寧ろ此の問題を利用すると云ふては聊か語弊があるが、之れを善用して一舉に寺院の基礎を確立することも妙計ではないかと思ふ。

墓地で基本財産を作る例。茲に一の實例がある、それは寺院及墓地の移轉と云ふ問題ではなく墓地を作るについて非常に有利な方案を立てると云ふ例である。左に其れを紹介して置く。それは東京に於て屈指の大寺院の話である。其の大寺院の境内は實に數千坪の廣大なもので、其の偶に三百坪程の不用の空き地があつて、雑草の繁茂に委してある、而かも此の三百坪の土地は種々の建築物の影にかくれて、外觀上人目にかゝらぬ所である。こゝに於て信徒有志相計り、此の



土地を整理し、墓地となす計畫を立て、其の筋の許可を得たのである、而して此の土地を碁盤型に區劃し、各一劃を一坪と定めるのである。勿論縦横に通路を設けてある。そこで此の一劃を永代墓地として、使用料一千圓にて貸與することに決定した。所が忽ちに申込みは豫定數を超過するの有様で、立ち所に三十萬圓の金が出来ることになった。此の三十萬圓を如何に使用するかと云ふに、其の寺院として布教、社會事業等を行ふ所の基本財團にすると云ふことである。之れ等は寺院の基礎を立つる上に於て、甚だ當を得たる方法であつて、寺院住職及信徒が若し何ら問題を念頭に置かずして、無爲に過ぎたならば、三百坪の空地は三十萬圓の働きは愚か、只の三錢の働をも成さないのである。現時墓地整理を行ふの聲喧びすしき時に當りて、寺院當事者は假りに墓地を他に移轉するにしても、よろしく適正の方法を以て、此の機會に相當の基本金を作り、悔を他日に残すことなからんことを望むのである。以上は都會の寺院が甚だ不利なる立ち場にあつて手段方法を誤らば非常なる苦境に陥り、其の方法宜しきを得は易々として、一舉に其の寺を泰山の安きに置くことが出来るのである。特に此のことを申添へて置きたいのである。

## 第五節 子弟の教育

今日寺院子弟の教育を施す事は最も重要なことで而かも甚だ困難となつたのである。従來の教育法。近來までは子弟をその宗門の寺院住職としての教育を施すには多くの場合、適當なる師匠を撰擇して、數年間和尚に教育を托するのである。和尚も自分の弟子として専門の教育を施し、相當の年齢に達したる時は、自己の後繼者とするか、又は他の適當なる寺院の住職に据へるといふ事が、一般の通則である。眞宗の如きは血脈相續であるから、濫りに住職を變更することはせない。普通の場合に於て、少し位ひの缺點はあつても、その寺に生れたる長男を住職とする事になつて居るのである。それ故に眞宗では、従來専門の塾に數年間入塾させて、修業させるのが例であつた。

今の教育法。近來教育熱が盛となり寺院住職も、亦相當の教育を受けて居らぬと、社會的にその地位を維持して行くことが出来ぬやうになつて來たので、或は宗門の中學校や地方の中學校に入れ、尙ほ餘力のあるものは、多く宗門の大學又は普通の大學に入學せしめて居るのである。



而して此等子弟の教育にあたりて、その寺の後繼者たる者に對しての教育は多くの場合に於てその寺の壇信徒の贖金により、學資金を支給せられて居るやうである。

今後は困難。之れは甚だ結構なる事であるが、前節に於て屢々述べたるが如く、師壇の關係が漸次薄らぎ、本寺の子弟の教育はをろか、本寺の取持さへも冷却する有様であるから、住職としても、之れを要求するに當りて甚だ心苦しく感じ、又壇徒に於ても、宗教觀念の乏しき所から、師匠寺の子弟の教育に對しても餘り身を入れて世話もせぬといふ有様で、之れを受ける子弟自身に於ても、亦心中平かでない考へを持つやうになつた。

有爲の青年は外へ出る。有爲の青年はむしろ自己の獨力で勉學をするやうになり、かゝる者は又必ずしもその寺に歸らねばならぬといふ義務をも有せぬやうになり、結局有爲の人才をその寺より失ふ事になるのである。又遲鈍なる人物であれば、それほどの困難をしてまでも學問をせぬでもよい、さうにか經文が讀めて、住職としての法務が務まれば、上出来であるとの考をもつて遂に學問を放棄するから、寺に居ても役に立つ人物ではない、此等は凡て教育資金の欠乏から生ずる結果である。

後繼者の教育は壇家の義務。最も眞宗の盛なる中國のある地方では、相續人の教育は勿論、二男、三男の教育を始め、娘の嫁入にまで、門徒が金を出してくれるところがあるが、之れも近來は時代の風潮にかられて、かゝることをしないやうになつた。それはさておき第一に相續人の教育が必要である。たとひ壇信徒が進んでやらぬにしても住職は壇信徒に對して、之れを要求して差支ない。その寺に人物があるとなきとは、地方の爲めに如何に影響するかを説得して、學資金を出させる事は至難の事ではない。

次男以下の教育は如何にするか。長男又は後繼者の教育はそれですんでも、他の子弟の教育を如何にすべきであるか、教育すべき資力に乏しき故、空しく教育を施さずして、社會に放り出すことは、親として忍び難きことである。それも無教育者の子弟ならば兎も角、苟も地方に於て相當の地位尊敬を有する寺院の子弟を、社會の低級人物として、更に顧みぬといふ事はまことに情に於て忍ぶことが出来ないのである。且又その中には夫れ々相當なる才能を有して居る者があるに違ひない。之れを空しく埋木として終らしめるといふは惜しむ可き事である。

基金の必要。然るに寺院の生活は只單に信徒の布施によりて維持せらるるものであるから大多



數の寺院には餘裕のある筈がない、又、相續人でないものに教育資金を寄附するわけに行かぬので、その寺に相當の基金を有して、年々利潤を収めて居るものとすれば、寺院はそれだけの餘裕を有する事になるのであるから、住職はその方面に十分に基金の性質に反せざる布教に盡瘁し、それに依りて衣食を求め、他の所謂寺の収入は擧げて教育資金に充つるところの方法も立てらるのである。要するに基金があれば、それを有用に活用して、第一目的に副ふやうになし、進んでは住職も寺族もその恩蔭に浴する事は如何やうにも方法を構することが出来るから、子弟の教育といふ點より考ふるも寺院に基金を造る事は最も緊要な事である。

金。の。有。る。寺。と。無。い。寺。 凡て物事は杓子定規ばかりで行かぬものである、金があつての相談と、金無しの相談とは、同じ相談でも甚だその性質が異つて居るから、先ず急ぎ基金を作つて置くといふ事は必要の事である。

又たとひ子弟の教育を旋す必要がないといふ寺があつても、この寺に他より適當なる住職を迎へるといふ場合に一厘も恒産のない貧寺であつた時は、とても相當の人物を迎へる事は出来ない寺に基本金があつて、生活に不足を感じることなく布教傳道が出来るといふ寺へは、又有爲なる

人物を迎へる事の出来るのは、自明の理である。それ故に、教育といふ點より見るも、傳道といふ點より見るも、基金の造成は最も重要な事と云はねばならぬのである。

## 第六節 寺院の收入

普通寺院と成金寺院 寺院の歳出入といふ事は、一般から余り注視せられないばかりでなく、寺院住職自身もその日暮しで、一年間の總豫算を立てないやうであるが、之れは寺院生活といふ上から見るときは、最も重要な事柄である。

寺院の收入といふものは、まことに僅少なものである。全國に於て御寺の成金と稱せられるものは殆どない。本願寺の如き大教團は別として、成田山や、豊川稻荷や、備後の帝釋天や、其他に類した特種の成金の寺院は、論外として、相當に檀家よりの布施のみによりて、維持せられて居る寺院の中で、裕福なる生活の出来る寺院は、各縣下に於て參千ヶ寺乃至二千ヶ寺もある寺院の中で指を掘するばかりであらう。其他は皆切つめたる生活に苦しんで居るのである。

寺。院。の。普。通。收。入。 都會の有數の寺院には毎年五千六千の收入のある寺院も稀にはあるが、地方



に於ては、一年僅に數十圓の収入しかないといふ憐なる寺院もある。此等は如何にして生活が出来るやといふ事を疑はざるを得ないのである、只田舎では米や金としては僅少でもその他日常生活の幾分は、知らず／＼の間に他より供給せられて、漸く生活の補ひをつけて居るのである。寺院の平均収入。要するに全國寺院の収入を平均したならば、恐らく年收七八百圓を昇るまると思はれる、勿論正確なる統計がないのであるから、明言は出来ないのであるか、當らずと雖も遠からずと云はねばならぬ。これでは數人の寺族が辛じて生活をつゞけて行くといふだけの事に、その間に少しの餘裕も有しないのである。況んや子弟に専門の教育を授けるといふが如き事は思ひもよらぬ事である。

寺院収入の減する原因。寺の収入は全く信徒からの懇志であつて、先方がくれるまゝを有難受けるのである。物價はますます高騰し、生活はますます困難となるに従つてさうしても節約をせなければならぬ。それも税金や日常必要な生活用品を減するといふ事は出来ない、勢ひ減じても後で文句のない方面を減少するより外はない。そこで結局貪乏籤は御寺に廻つて、御寺の布施が少い事になるのである。世の中は物價が高くなるに従つて、商人は切りに値上げをやる、月給取

りは臨時手當とか、増俸とか何とか名目をつけて、此の場合を切抜けて行くのであるが、御寺では御布施の増額の主張も出来まるし、たゞ世間の人ややつて居る事をジツト見て居るより外に致方がないと云ふ事になる。それも昔は、御寺にも毎年隨分經費も要ることであるから出来るだけの御手傳はして差上げねばならぬといふ奇篤な志を以て、可成の布施をした者もあるが、今日はそんな事を考へてくれるものは殆んどないといふのである。

御布施の競争。今一つ以前は御寺に上納するにつけても、互に信徒が競争をしたものである、彼の家にあれだけの寄附をしたから、自分の方ではこれだけの事をせないと、世間に對しても工合が悪いといふて奪發をしてくれたものである。今日は之れと正反對で、あの家にあれだけの寄附をするのに、自分の家であれ以上しては外見がわるい、先方からも却て悪く思はれもつたらぬといふ工合に兎角消極的になつて、漸次寺の収入は減少して來るのである。

収入増加の手段。かくの如く寺院の収入は減少する傾はあつても、決して増加の見込はない、かくて寺院は如何にしてより多くの収入を計らんかと云ふ事は人情であるから誰しも考へることである。それ故に遂に門徒の歡心を買ふべく、追従も云はざるを得ないやうになる。そうすると



あの寺の御住職はまことに氣のやさしい、極めて丁寧な御方である、あの寺の奥様はまこと門徒の接待をよくして下さる、此次には何か持つて、御禮に参らなければならぬといふ事になり、自然と門徒と寺と接近して、御寺の収入も増加しやうと云ふものである。こゝまでは先づよろしいとして、さてその一ヶ寺だけか、そうやるのなればまことに結構なる事であるが、それを我れもくゝと各寺院が競ふてやる事になる、即ち追従の競争となる、對手は普通の場合余り變らないから、信徒の側では、甲の寺院の接待が上手であるの、いやこの寺が下手であるのと、寺院の接待振りの批評をやるやうになる。

寺院の墮落。こゝに至つて、寺院は娼婦のその如く、御客に對して秋波を通る事を是れ事として、日も尙ほ足らざる有様となり、檀信徒は自然に寺院を輕視するに至り、己れが量見を以て寺院の神聖をも忘れ、ますく勝手なる行動をなすに至るのである、これで大法弘通の任務はとも盡されないのである。宗門の威信は地に墜ちて来る。こゝに於て心ある有識の寺院僧侶は之れを憂ひ、活氣ある青年子弟は之れを見て快々として樂ます、遂に決然として寺院生活を厭ひて之れを放棄するに至るのである。

こゝに於て余は、切に之れを救済する方法としては、先づ寺院の基本財産を作り、信者に追従を止めて堂々と布教のできるやうに望むのである。



## 第三編 各論

## 第一章

## 經濟安安の方法(一)

## 第一節 生の會

寺の本義は死よりも生。寺院と云へば何時でも凶事を聯想させるのであるか、寺院の本旨は必ずしも死後の事ではない、永生の樂果である。無量壽である。无上正眞道の證悟である。そんな難かしい事は第二として、葬儀や年忌の代りに、今少しく現實的な生き生きとした仕事を試みて貰ひ度い。それには茲に一つ珍しい實例がある。

大妙案。それは某大本山の支那にある別院の實例であつて、毎年祖師の降誕會に數千圓の大金

を投じて、各種の催し物をやつて、その盛儀云はん方なしと云ふ有様であつた。然し此の大金は同地の世話方及現在の布教使達が、奔走して寄附を集めて居たのである。然るに、同町に於て篤信の一醫師があつて、祖師の降誕の祝ひの會とは云へ、信徒だけならまだしも、布教使までも出でて、寄附金の募集は餘り感服せぬ。祖師降誕の喜びは吾々信徒たるものが、衷心より出したる真心の金を以て、祝福せねば眞實でない。それには一の方法を自分(醫師)が提出するから、さうか皆様の御賛成を得たいと云ふて案出したのが、生の會である。

生の會とは何か。そもく此の生の會とはいかなるものか、それは各人が生れた所謂誕生日に各自が行ふ誕生祝ひの經費の幾分或は別に幾何かを、各自分相應に生の會へ齎出するのである。誰れも一年に一度は誕生日があるのであるから、多かれ、少かれ必ず寄附するのである。それを一年間貯へて置いて、之れを祖師の誕生日の祝賀式に使用するのである。これこそ各自が誕生の祝ひの真心を結晶させて、それで更に大きく祖師の誕生を祝福するといふのであるから、まことに面白い方法であるといふので、我れもくと賛成者が出來て、忽ち數百人の會費が集り、一年間の寄附金が毎年二三千圓に達するといふ事である。



皆。是。れ。檀。信。著者は之れを聞いて、まことに愉快に堪へなかつた。寺院の凡ての事業はまことに此通りであり度い。これこそ眞に宗教的事業であると思ふのである。然るに余は更に一步をすゝめて考へて見度い。いかに祖師の降誕日とは云へ、數千金を一日にして費消して了ふと云ふ事はいかにも勿體ないと思ふのである、勿論前記の例は一日に使用する目的で醸出して居るのであるから彼れは是れ批評する限りではないが、更に之れに見習つて、各地の『生の會』が出来るとしたら、余の希望としては、嘗に祖師の誕生日にのみ使用せず、寺院の布教傳道に使用する基本財産造成の爲めの、唯一の方法として貰ひ度いのである。

傳。道。基。金。の。作。成。方。法。と。せ。よ。然し會の性質上一年間の總額の二割乃至三割を祖師の降誕會に使用して他は布教基金に積立てて貰ひたいのである。そして、嘗に會員のみに限らず、檀信徒一同が所謂一團となりて、假りに一口を一圓として、或は親の誕生日に五口、自分の誕生日に四口、或は妻の誕生日に三口、兄弟の誕生日に二口、子供の誕生日に一口とか、それはいかやうにしても隨意であるが、先づかりに斯様にして、親一人、夫婦二人、兄弟一人、子供一人にして十圓あるとする、それを半額にしても、こゝに二百戸の檀家を有する寺院があるとするば、一年間に千

圓の淨財が集るのである、それをかりに千圓として、その二割を降誕日に使用すれば、地方で二百圓もかけると非常に賑かなる祝ひが出来るのである。

十。年。後。に。一。萬。一。千。圓。残りの八百圓を基本財産に積立てるのである、それを十年間毎年積立てて、年六分の利子が殖えて行くものとすれば十年間の後に實に左の如き莫大の金となるのである

第一年	八〇〇・〇〇
第二年	一、六四八・〇〇
第三年	二、五四六・八〇
第四年	三、四九九・六一
第五年	四、五〇九・五九
第六年	五、五八〇・一七
第七年	六、七一四・九七
第八年	七、九一七・八七
第九年	九、一九二・九四



第十年 一一、一七七・一九

これを半期書替とするときは更に増加するのである。

## 第二節 教會制度

將來は教會制度。眞實の意味で云ふところの教會組織は、現今の寺院制度とは全く別のものである。將來の寺院制度は、必ずこの教會制度に變つて行くであろう。その時は傳統的に寺院の子弟が住職になるとか、本山が勝手に任命するとか、法類の關係で師匠の後任となり其を繼ぐとかいふことは全く廢されて、ある寺院(教會)の信徒の會員が協議して、其の教會の主任を決めるのである。如何に偉い人も、會員に信望がなければ居留する事は出来ないのである。

教會制度の利害。それ故眞實の教會制度になると、經費等の責任は全部會員が負擔して、今日の如く寺院住職の生活の不安は無くなるが、その代りその教會なり寺院なりの實權は教會員に移り、徳望のない人は、遂に退却せねばならぬ事になる、それは先づ目下の急問題ではないが、何れ將來には漸次その傾向を生じて來るものと考へて誤はあるまい。

今でもできる制度。然るに今云はんとするところの教會組織とは、少しくその意味を異にして居るのである。それはある一の寺の壇家なり信徒なりの中から、特志の人を會員として、その寺の維持の基礎を作ることである。眞言宗では布教機關に大師教會と云ふのがあつて、それが各地に支部を投置して、夫れ／＼主任の僧侶があつて活動して居るが、その通り何れの宗派に屬する寺院でもよい、その寺院の壇信徒の有志を糾合して、布教基金を作る爲めに、一の何々教會を組織するのである。何々寺大師教會でもよし何々寺立正教會でもよし或は何々寺見眞教會でよい、その方法。或は知恩教會とか、修禪教會とか、名前は何でもよろしい。そしてその會員は毎月一回寺院に會合して、信仰談、修養談等を住職から聞くのである。そして、その會員は、毎月一口以上何口でも申込んだだけの會費を納付する、それには役員を設けて、會計係を置いて嚴重に處理して行くのである。假りに一口、毎月十錢とすれば、或は二口、或は三口、かくして平均二口とすれば、こゝに會員が二百名ありとせば、毎月四十圓の基金が出来る、一年間には四百八十圓、これを十年間繼續したとすれば左の通りの表となるのである。

第一年ノ終

五〇八・八〇〇



第二年ノ終	一、〇四八・一二八
第三年ノ終	一、六一九・八一五
第四年ノ終	二、二二五・八〇四
第五年ノ終	二、八六八・一五二
第六年ノ終	三、五四八・八四一
第七年ノ終	四、二七〇・五七一
第八年ノ終	五、〇三五・六〇四
第九年ノ終	五、三六六・五四一
第十年ノ終	六、一九七・三三三

### 第三節 佛式結婚は如何なる利益がたあるか

佛式結婚の流行 近來社會の人々が眞面目に考へ出して來た、その一例として結婚式の如きも大に其の趣きを異にするやうになつた。由來結婚式の如き莫大の金をかけて、なるべく盛大に舉

行し、馬鹿騒ぎをすることを以て一種の誇りとして居たのであるが、それは單に形式であつて、結婚の眞諦は精神的意味にあるのである。夫婦は人倫の大本である、それを單に多人數集つて、鳴り物入りて大騒ぎをして、以て事足れりとなす事は大なる誤りである。歐米では結婚は神前に於て牧師司會の下に之れを行ふのである、我國に於ても神社に於て神官司式の下に行ふ事が流行するやうになつた。

宣傳の必要 之れと同じ意味で、近來佛式結婚も漸次増加するやうになつた、まだ一々目下の状態としては云ふに足らぬものである。之れには種々の原因もあるうが先づ寺院は吉事よりも凶事に縁近いものであるといふ觀念がある事と、又寺院住職の宣傳の努力の足らざる事が主なる原因である、それ故に住職は大に佛式結婚の有意義なることを宣傳して、今後盛に之れを寺院に於て行はせる事に盡力すべきである。

有意義の結婚式 佛式結婚は非常に有意義である事、經費が僅少ですむ事爾後夫婦間に問題が生じて、住職が前にその間に入りて、精神的に圓滿解決をなし、永く幸福を増進することが出来る、そうして毎年結婚記念日には夫婦共寺院に參詣して、寺院住職及寺族の人々と精神的話



をして、日頃の汚れたる精神の洗濯をすることは、殊に有意義であらう。

佛式結婚と収入。而して、寺院に於て此の佛式結婚をなしたる時は、諸経費と幾分の謝儀を寺へ納付し、尙更に記念として、各自分相想の金を寺の基本財産の中へ寄附することにするのである。尙ほ毎年結婚記念日にも、同じく寺に基本財産の懇志として納付するときは、その基本財産たるやまことに有意義にして、又淨財たるを失はないのである。

十年後の金額。一寺院に於て、毎年平均十五組の結婚式を行ふとすれば、一組平均一回に十五圓の基金懇志を寄付したる時は、第一年に於て二百二十五圓、第二年に於て新なる結婚が十五組更に前年の記念日の會合が十五組ある、記念日には十圓とすればそれが百五十圓を合計して六百圓とする、それに年六分の利子を附すると六百三十六圓となることになる、これが假りに十年間継続した時には左の金額となるのである。

第一年目	六百三十六圓
第二年目	千三百十圓十六錢
第三年目	千四百二十四圓七十七錢

第四年目	二千四百四十六圓二十五錢
第五年目	二千九百一十一圓〇三錢一厘
第六年目	三千七百二十一圓六十九錢三厘
第七年目	四千五百八十圓九十九錢五厘
第八年目	五千四百九十一圓八十五錢八厘
第九年目	六千四百五十七圓三十七錢一厘
第十年目	七千四百八十圓八十一錢三厘

参考の爲めに佛式結婚の次第を示さん、然し雜誌佛教俱樂部にこのことを詳しく掲載したるを以て、却つてこれが代表的のものであると信するから、今その大要を抄記して讀者に紹介するととせん。

## 一、通佛教の佛式結婚

この章では佛式結婚の禮式の順序について、説明を試みやう。



先づ最初に、

第一、擧式の合圖。結婚式の會場といふものは、大勢の人々が集つてをるのだから、擧式に先立つて合圖をしなければならぬ。その時間は前々から打合せてをいて、その時間になつたら何時合圖されても、直ぐに式を進められてゆくやうに、それまでにすつかり支度を整へてをかねばならぬ。合圖は小鐘か或は又笙笛の類なきが適當である。

第二、各員の入場。入場には位置といふことが決つてゐなければならぬ。各自は自分が着席すべき位置を知つてゐなければならぬ。

次に入場者の順序は

(一) 來賓入場

(二) 媒酌人(男)が新郎を伴つて着席

(三) 媒酌人(女)が新婦を伴つて着席

(四) 式師が司會者に伴はれて入場着席する

この時靜かに奏樂が始まる。

第三、天童の花供養。奏樂が始まると同時に、控へてゐた天童の甲乙二人が、佛前に進み、花籠を取つて左右二手に分れ、式場の周圍に花を撒きながら一周する。そして再び佛前にて相ひ合し又交叉して揖禮して退壇する。

第四、天童が退壇した時、式師は司會者の請によつて登壇し、焼香、禮拜、献供等の式を行ふ。もつともこれはその宗の式に従つて、隨意に定めてよい。

この時奏樂を止める。

第五、式師啓白文を捧讀する。この文案を一應参考のために次に掲げてみる。

啓 白 文

恭しく大恩教主釋迦牟尼世尊十方一切の三寶に白して言さく、今善男子何某善女人何某あり、宿緣茲に熟するに由つて世尊のみもとに到り、仰いで照鑒を請ひ俯して眞慈を乞ふ。乃ち衆罪を懺悔し俱に三寶に歸依し上り、佛祖の影向を得て長く苦樂を共にし喜憂を同うし、自利利他一切平等利益の淨業に勤むことを誓はしむ、冀くば冥護を垂れ玉ひて阿僧祇劫にも此志を失はず、法界の有情と同じく成道せしめ玉はんことを敬つて白す



第六、式師の啓白文捧讀が済むと、媒酌人が先導して新郎新婦を式師の背後に至らしめる。そして佛壇の方を向いて立つ。

第七、式師が新郎新婦に向つて懺悔文を唱へる。式師が一句唱へると新郎新婦が之に和す。一句唱へてそれに和すといふ風にする。又参列者の中でも、懺悔文をよく知つてをる人は、式師の唱へる句の後に、新郎新婦のみでは恥しがつて低聲であるから、相共に和しても差支はない。

第八、式師が三歸文を唱へる。式師が唱へるに従つて新郎新婦が之に和するのは前と同じ。

第九、式師が三聚淨戒を唱へる。式師が唱へるに従つて新郎新婦が和すること前と同様。

この時奏樂再び始まる。

第十、この時式師は水瓶を香にて薫じ、次に淨水を水瓶から洒水器に移し、新郎新婦と向ひ合ふ第十一、式師兩人に灌頂する。その方法は式師が水瓶の淨水を自身の頭に洒ぐこと三度、それから新郎の頭に洒ぐこと三度。次に新婦の頭に洒ぐこと三度、次には再び自身の頭に洒ぐこと三度、次に新婦に洒ぐこと三度、次に新郎の頭に洒ぐこと三度、次には前面、又は兩側の列席者に洒ぐこと各一回、最後に式師自身が、自分の頭に洒ぐこと一回にて、灌頂の式を終るのである。

第十二、式師が洒水器を佛前に戻す。

第十三、式師が次に珠數を新郎と新婦とに授與する。

この時再び奏樂を止める。

第十四、媒酌人が誓文を読む、新郎新婦は合掌して目禮しなければならぬ。

第十五、誓文を読むのが済むと同時に、司會者が卓子を式師と兩人との間に出すのである。卓子の上には筆硯や印肉等を備へてをく。

第十六、新郎新婦兩人が、誓文に自署又は拇印を押すこと。媒酌人は手を拭ふ準備をしておき、その廢紙は卓子の上にそのまま置くこと。

第十七、式師は兩人の誓文に奥書して佛前に献じ、身を避けること。

第十八、新郎新婦が卓子の上に進み焼香して退く。式師がその時又中央に進んで、式師と新郎と新婦と同時に三拜す。参列者も又禮拜する。禮拜の仕方には座禮と立禮とがあるが、これは道場の規模の如何によつて、宜しく取捨しなければならぬ。なるべくならば座禮の方が宜しい。ことに式師たる人は眞の三拜をする方が可からうと思ふ。新郎中には洋服着用の人々もあらふ



が、洋服だと身體の屈折に困ることが多いけれども、一生涯のたつた一度の大禮であるから、新婦と俱に座して、一拜又は三拜することを希望したい。この同時に三人が三拜する時には、参列者一同の人々も、若し椅子に着席してゐるなれば等しく立上つて、敬意を表さなければならぬ。座禮の場合であつたならば、坐つてゐるまゝ相共に禮拜して敬意を表するやうにしたい。これらの事は司會者が参列者一同に話してをいて、その場合適當の合圖をするのが宜からうと思ふ。

第十九、式師坐具を收め、南面して結座の辭を述べること。

この時三度奏樂を始める。

第二十、式師佛前に禮し、四弘誓願文を高聲に唱ふ。

第二十一、司會者が先導となり、次に式師が新郎新婦を率ゐて降壇する、この時媒酌人は新郎新婦を然るべく保護すること。

第二十二、親族の人が來賓の前に赴いて、紹介の意を示すこと。

この時三度目の奏樂又止む。

第二十三、式師が参列者に報告。参考のために左に報告の辭を抜いておく。

#### 式師の報告

「本日は本尊の前に於て、十方三世一切三寶の冥護を仰ぎ、この兩人の爲に結婚の式を擧げ私はその證明師として灌頂を行ふ任に當り、魔障なく式典を終りましたことを、諸君に報告する光榮を有します。

從來この兩人は、一つ々の力を以つて世に働いて居たのでありますが、今日より之を一つに合せ、愈々佛陀の精神に従つて働くことであれば、その力は非常に強くなつて、必ず世に貢献する所多きを信じます。

佛陀は今この三界、皆是我有、其中の衆生、悉是吾子と仰せられたのであるから、彼此の相違はないのでありますが、特に衆罪を懺悔し、清淨なる灌頂を受けた兩人は、必ず佛徳の愈々廣大なることを感得することと信じます。灌頂の式は南方佛敎國の式に基き、且つ相互の暖みを傳へ、私が佛陀より正傳せる頭上の暖みを以つて、兩人を結び付くるといふ意義もありますので、此上なき嚴肅なる古例であります。



故に各位と兩人とのおちかづきの印として、改めて各位にも灌頂すべきであります。多  
數諸君の事故、先程兩人の灌頂の終る時に、各位にも普く酒水をしたことでもあります。猶媒  
酌人より別席にて一々紹介せらるべきでありませうが、今は共に三寶の御名を唱へて、兩人  
の前途を祝されんことを希望致します。」

第二十四、式師の挨拶がすんでから、参列者一同に媒酌人が紹介及び挨拶を述べる。

第二十五、來賓の祝辭がある。

尙ほ別席に於て親戚の盃等をなすことなごは、媒酌人が一々紹介しなければならぬ。大體これ  
で結婚式は済んだのである。

以上の記事で佛式結婚の如何なるものかといふことは、略お解りになつたことと思ふが、尙ほ  
舉式に先達つて、道場の莊嚴等について注意すべきこと、準備すべきことを二三舉げてみると、

#### 佛壇の裝飾

各宗によつて習慣が異つて來るから、細かい飾り方については言はぬが、結婚式當日佛前に  
供へる物としては、松を中心として時候に相應した花を加へるやうにしたものである。

菊の花は四季を通じて何の種類か必ずあるものであるから、添附してよい。

次にお飾餅、俗にいふお供へは、紅白二重ねを作つて、一重ねは白を上、一重は赤を上にする事、かうすると色彩も華かに見え、莊重であつてよい。併し必ずしも二供へに限らず、白を下にして赤を上にしたものを一供備へてもよい。

若し中央に一供へを置くものとしたならば、兩側には、菓子果物類を上げるのが調和がとれてよい。更に簡單にやるには、中央の大きな大餅は止めて、前述の二つ宛の飾餅を兩側に供へ、その他には何も供へないでも構はぬ。

蠟燭は赤蠟燭を用ふることが一般の説となつてをるから、それを用ひて差支はない。

#### 親子杯

佛式で結婚をなす以上、杯を持つことの可否に関する議論も可なりあるが、從來の習慣を幾分  
なりとも採用するとすれば、親類や友人なきに對する杯は略式にしてもよいが、親子の杯だけは  
別に叮嚀に行ひたい希望の向きが多い。

所で親子杯をするにはさうしたならばよいかといふに、式後、一般親戚知人と乾杯する前に、



第一の杯を新婦より新郎の父へやる。新郎の父より新郎の母へ、新郎の母より新郎へ、新郎より媒酌人の男へ出す。第二の杯は新郎から新婦の父へ差す。新婦の父より新婦の母へ、新婦の母より新婦へ、新婦より媒酌人の女へ出す。第三の杯は式師へ、式師より直ちに元の三寶へかへし、媒酌人の男女は、廻つて来た杯を自分の手元に置き、第三の杯が式師より戻つて来たのを待つて兩人一時に乾杯し、媒酌の女の杯を式師の盃の上に、媒酌人の男の杯をその上に重ねて載せる。杯が三箇収まるのをみて、

「皆様のお盃をこゝに重ねて、目出度くお杯を祝ひ納めます。」

と挨拶し、新婦の土産物を披露し、そして一般の親戚と乾杯するのが適當であらう。

式師は親子の杯には加はらず、單に第三の杯にて乾杯し、その杯の上に二つの杯を重ねる位のこと宜からうと思ふ。

#### 親族友人の祝杯

親子杯が終つてから、参列者はすつと居列び、媒酌人から一應の披露をした後に、なるべくならば媒酌人が参列者の名前を一々紹介するやうにしたものである。このことは極めて必要なこ

とであつて、紹介がない場合には、折角同席しながら互に識ることもなく、散會した後になつて意外な人が來てゐたことに氣がついて、びつくりすることが多い。

さて適當の席に整列し「とり肴」をひらき「かはらけ」を各自の前に引き、銚子で少し宛注ぎ廻り、

「皆様のお近づきの盃を、一同にて目出度く頂戴いたします。」

と媒酌人が挨拶すると同時に、一時に呑むこととし、それで「ちかづきの盃」を終つたならば、西洋流の乾盃と同様に弊害もなからふ。酒を葡萄酒の類に代へても差支ない。

### 一 眞宗各派聯合の佛式結婚法

眞宗各派から委員を出して、眞宗各派協和會といふものが出來てをるが、大正十二年の委員總會のあつた節に取決められた、佛式結婚法の制定及び出産時の取扱法といふものがある。

こゝでは主として新しく制定された眞宗の結婚式の方法を説いて、最後に出産時の取扱法を簡單に述べることにしやう。



本堂の莊嚴について

- 一、本尊前には打敷をかけること。
- 二、本尊には紅白の鏡餅を一對、或は又根、菓、餅各一臺宛を供へること、(たゞし鏡餅は前卓に根菓餅は前卓前に長卓を据えて供へる。けれども在家で行ふべき時には内佛前に長卓を据えてこれらのものを供えること)

花瓶には真松を立てる。(但し在家の時にては松一色のこと)

- 四、三尊前には輪灯に点火すること、立燭(金蠟、又は朱蠟)その外焼香道具の用意、
  - 五、三尊前の巻障子を折つて開く、
  - 六、下陣正面上檀際に長卓(八足臺)を据え、この上に香爐、香合等を置く。香爐の中には炭火を埋めてをくこと。たゞし在家では佛壇前に本文の設備をしておかなければならぬ。
- 以上で極く大體ではあるが、本堂(或は内佛前)に於ける莊嚴について述べたのである。尙ほ細かな點は各自に於て考案し、土地の事情その他についての調和をとるやうにせねばならぬ。

舉式の順序

第一、司婚者(前節の式師に相當す)は所屬住職か式に當ること。これはいふまでもない。その寺を式場に當てる以上は、その寺の住職が司婚者にあたることは無論の事である。

第二、喚鐘を三打して開式を報ずること。前節で述べた舉式の合圖で、寺の半鐘を三つ叩いて舉式を始めることを一同に報知する。

開式を報じ終ると。司婚者が出席して祖師前下陣に出で斜めに着席する。仲介者(媒酌人)は新郎新婦並に双方の列席親族を導いて來て着席、新郎側は祖師前下陣に新郎以下その親族一同が着席横面する。新婦側は列祖前下陣に新婦以下その親族一同が着席横面する。仲介者夫婦は末席の中央に着席従面す。

第三、参列者全部が着席してしまふと、司婚者は進んで正面に行つて着座する。次で新郎新婦は司婚者のやゝ後方左右に着座す。

第四、司婚者が焼香拜禮す。この時参列者一同の者も同様に着座の儘禮拜す。

第五、司婚者が佛前に向つて恭しく左記の敬白文を朗讀する。

敬白文



敬て三佛賢聖照臨の影前に白す、夫れれば夫婦者人倫の大本にして、婚姻者萬姓の原始なり、統を祖先に繼ぎ裔を後昆に垂る職として此に由る。則ち其禮典の重き爰ぞ敬慎せざるべけんや、茲に本日

某 士

某 女

新に夫婦の約を結び、長へに楷老の契を誓ふ。是れ固より多生因縁の感する所にして、亦自ら佛祖善巧の導く所なり。冀くば爾今以降身を端し行を正し、己を修し體を潔ふし心垢を洗除し、言行忠信にして表裏相應じ、以て敬愛修齊の徳を全うすべし、今や殿に兩姓親故の會同を求め、恭く三佛賢聖の降臨を請ひ、現當を通貫して諱盟無きを誓ふ。伏て乞ふ信祖照臨哀懇攝護し玉へ

大正何年何月何日

司婚者 某 敬白

第六、司婚者は敬白文を読み終ると、更に新郎新婦に向つて左記の如く司婚の辭を読み聞かせる

新郎新婦は頭を下けて謹聽せなければならぬ。

司 婚 辭

大正何年何月何日新郎某士新婦某女の婚儀を佛陀の尊前に擧ぐるに方り、兩者の誓言を求む新郎某士に告ぐ、敬に伴ふの愛を以て能く夫たるの本分を盡し、終生苦樂を共にせんことを誓はるべし(この時新郎は默禮して誓意を表す)

新婦某女に告ぐ、愛に伴ふの敬を以て能く妻たるの本分を盡し、終生苦樂を共にせんことを誓はるべし(この時新婦は默禮して誓意を表す)

茲に兩者の誓言を得て、一堂來會の諸氏と共に圓滿なる婚儀の成立を認む、重ねて佛祖の示教を聞信し、祖宗の遺徳を敬仰し、永へに報恩の行業に力を致さんことを誓ひ、念珠を交換して不諱の誠意を表せしむ。

第七、司婚者は新郎の持つてゐる念珠を受取つて新婦に渡し、新郎の携へてをる念珠を受取つて新郎に渡す。(この念珠は前以つて兩人共に所持してゐなければならぬのは無論の事である。)

第八、司婚者は念珠を渡してしまふと、佛前に向つて拜禮し、最初の席に着座す。



第九、この時新郎が進んで焼香し、次に新婦が進んで同じく焼香し、拜禮した後に、最初たる座に退いて着座す。

第十、この時一同の者が拜禮して靜かに退席す。

第十一、巻障子を閉じ、香爐香合を撤す。(但し在家では佛壇を以つて内陣に準ずるものとす)

交 杯 の 順 序

結婚式を済ますと、次には夫婦の交杯及親族との交杯となるのだが、先づ最初に夫婦の交杯

第一、酌人が鳥臺及び鬘斗を捧けて、下陣の長卓(俗にいふ八足臺)に置く、次いで同じやうに盃肴、銚子を長卓の前に置く。

第二、仲介者は支度の出來た案内を待つて、新夫婦を式場に導き定め席に着く。それに次いで酌人も出て定められた席に着く。

第三、用意の整つた時に三々九度の新夫婦の交杯をやること。

第四、仲介者が納杯の上に退席。

以上で眞宗式な三々九度の杯事は終つたが、今度は双方の親族との顔合せがしてないから、親

族一同の者を招かねばならぬ。そこで仲介者は夫婦の交杯の式が済まされると、次に親族一同の用意の程を伺つて、引續いて親族交杯の式を進行せしめねばならぬ。

第五、仲介者は更に双方の親族及び新夫婦を式場に導き、定め席に着座。

第六、酌人出で、左の順に着を取る。

新夫側の首席から順次、更に新婦側の首席から順次仲介者に至る。その時肴を元の所に据える

第七、酌人出で、杯を取つて新郎の前に置き銚子をとつて汲む。次にその杯を新婦側首席より順次その末席に至り、新婦よりその杯を新郎側の首席から次第に末席に至り、これを仲介者の前に据えて納杯。

第八、杯及び銚子を元の所に据え、酌人一同末座に坐して一揖して退席。

第九、仲介者は式の終つたことを告げ、新夫から順次に退席す。

大 谷 家 の 佛 式 結 婚

前述せる所を解りよくするために、大正十三年五月三日に行はれた、大谷光暢氏と智子女王殿



下との佛前結婚式を書けば、先づ當日正午過ぎ舉式場である所の大師堂の御影前の御扉が開かれ、光暢氏が御影前に進まれて表白文を捧讀され、次に慧日院殿が御眞影へ御献盃なし、それを終つてお盃の儀となる、藤原管務が智子女王にお盃を献じ、定衆が御影前の瓶子を執つて執酌申上げ次に女王のお盃を管務が受けて光暢氏に参らせ、定衆が執酌してお盃の儀が終りとなる。かくて再び御影前に禮拜あつて退出され、續いて本堂に参拜せられ禮拜焼香の後に女王は宮御殿に、光暢氏は内事御部屋に入る、やがて又内事奥御殿に於て、お盃の式を擧げ、更に御門跡並に御裏方に御挨拶次で御姉妹各連枝方に御挨拶やお杯があつた。

#### 第四節 永代經

永代讀經料とは何か。佛教のある宗派では永代經と云ひ、ある宗派では永代祠堂料と云ひ、或宗派では永代廻向料其他色々の名稱があるが、要は、死者の爲めに永久に讀經廻向をして貰ふ爲めに、御布施を前納しをくと云ふ事である。これは昔からの習慣で各地に盛に行はれて居るので又寺院でも之れが臨時の特別収入として、儲けものの中に入つて居るのである。普通死者があり

て、その葬式を行ふ時は、それに對して御寺へ謝禮をする前に五十圓なり、百圓なり、多いのになると千圓も上納するものもあるし、或は山林とか田畑とかを寄進するものもある。

名は永代で實はなし。田畑であると、そう容易に賣却も出来ないが、金銭であると大底住職のポケットに入つて、何時しか亡くなつて仕舞。時に門徒にやかまし屋があると、寺院の修繕とか何とかの途に使はせる、何れにして、此の永代經料は寄附の名札は永くあつても、正味は普通失せて居るのが通例である。それも永代基本金であれば、それこそ問題であるが、名目が永代讀經料であるから、永代無報酬で讀經さへすればそれでもよい事になるから、別に咎めもないのであるが、それでも嚴密に云へば濫りに費消すべきものではない。その利子を以て年々の供養をつけて行くのであるが、今時の御寺方にはそんな間拔けた、御方は見受けられないやうである。

基本財産としての方法。それは差し擱いて、筆者は、此の永代讀經料といふ寺院として、この絶好の事柄を有耶無耶の裡に放任してをかないで、大に之れを利用して、宣傳して、大々的に基本財産を作る事が最も肝心であると考へるのである。他に色々の方法もあるけれども、これ位い寺院に有利な、適當なる手段は他には絶對にないと云ふてよろしい。



家の内に不幸がある時はいかに強慾なる人でも、悲觀して居る時であるから、その時讀經の功德をといて、人間は七度の浮沈み今は資金があつても、いついかなる因縁で不幸に沈むとも限らぬ。凡て因縁事であるからこれ又如何ともする事は出来ないのである。その時に、いかに、後悔しても致し方はない。長者は三代、寺は末代じや、今の内にたとひ田地一反でも二反でもお寺に奉納してをけば、その功德は無量じや、悪い事は云はない。さうか、拙者の云ふ事を聞いて下されやと云ふ調子に説き付けると、いかなる貧慾非道の爺でも、大底は落城して了ふ。それから又相續人のない金持には、死後の廻向はお寺より別にはない。頼みにしても頼みにならぬは世の習ひ、財産の皆とは云はぬ、たとひ十分一でも御寺に寄附してをきなされと云ふ工合に話す時は、大底は百發百中、大なり少なり寄附はあるのである。

興法利生。住職もそれだけの盡力は運び、上納せられた寄附金は、基金監理人を置いて、正確に保存し、確實なる方法の下に利殖を計つて、寺院永久の基礎を泰山の安きに置き、興法利生の大業を満足せなければならぬ、此の方法は寺院として、最も適當、且つ安全、しかも實行容易なるものをして推奨するのである。

香典返し。次に一寸参考までに附記して置くが、東京附近では葬儀の場合親類知己より香典を送ると、女は三十五日男は四十九日に相當する時に、夫れくその金額に相當したる品を香典返しと稱して返して居るが、關西のある地方は葬式の際一般の親族知己其他よりの香典は決して返さない。その香典の全部を取まとめて寺に納付する事になつて居る。これは寺としては最も幸ひであるが、それを單なる布施として、住職個人の収入とせず、寺院の特別収入として、永く基金として入れるやうにしたならば、基本財産作成の根元として、重要なものであり、且つ施主も大に満足する次第であると共に、ますます納付の額も増加する事と思はれるのである。

## 第五節 演藝會はいかにして催すか

演藝會で成功。現在東京郊外に、堂々たる敷地を有する一の高等女學校がある。それは勿論佛教關係の宗教的の女學校である。今を去る十數年前には、女子十數名を收入した微々たる一女塾に過ぎなかつたが、現今は數百名の生徒を收容し、その他幼稚園及高等専門部までも設置せんとする堂々たる學校である。如何にして今日の隆盛を見るに見りしか、それは勿論校長その人の堅



忍不拔の努力と、理解ある有志の助力とに俟つ可きは當然であるけれども、又その間に手段方法も相當にあつたのである。此學校には十數年來年中行事として、毎年一回必ず演藝會を開催するのである。

**演藝會の方法** 勿論演者にも依頼して可成負擔を軽くするのであるが、又一般有志に對しては此學校の趣意を述べ、全く此の演藝會がその學校の月謝以外の特別収入であつて、之れによりて學校の發達を期するのであるといふ意味にて、演藝會の入場券を買ふて貰ふのである、それを二日間開催して、相當の収益を擧げ、以て今日に及んだと云ふ事である。

**寺院へ應用** 著者は此の話を聞きて、地方の寺院に於ても、此の方法を執る時は、相當の成果を得る事ができるのである。即ち寺院の永代基金を得る爲めに、壇信徒、世話係及び有志、その他地方の青年會、處女會、婦人會等の有志の盡力に依頼して、毎年一會此の演藝會を催す時は一日にして、少きは數百圓、多きは數千圓の利益を得る事が出来るのである。都會に於ては種々の演藝會も開催容易であるが、地方に於ては主として、宗教的活動寫眞會、又は宗教劇、又は宗教的の琵琶その他音楽家が來りし時、特にその一日を寺院の爲めに寄附して貰ひ、(勿論相當の謝禮

をするのであるが)壇信徒有志に入場券を頒布し、それに對する寄附金又は切符代を基金に入れるのである、此の方法は、手段と宣傳とを當を得れば必ず成功するものにして、又實行比較的容易なり、又短時日に、割合に多額の基金を集め得るといふ點に於ては亦妙案と云つてもよろしい

## 第六節 寺網とは何か

**ある寺の實例** 山口縣の某寺院に於ては寺網と稱するものがある。其地は全村殆んぎ漁業を産業として居るのである。それ故にその民家は殆んぎ全部獵師と稱して良いのである。即ち此の寺は獵師の力によりて維持せられて居るのである。寺の基金を作る方法も頗る奮つて居るのである

**寺網の説明** 即ち寺網と稱して其の村共有の大きな漁業用の網がある、此の網は全村の者が共々にその網を手づからすいたのである、そうして毎月一回必ず日を定めて、全村の老若男女總出にて、此の寺網を引出して大いに漁業をやるのである。それをやつて得たる魚を賣却し、之れを悉く寺院の基金として積み立てるのである、その金はその時期によりて勿論多少はあるけれども、年々歳々之れを積み立て、來て居るので、その額も非常に多額に達し、今日に於ては其の寺院の



維持について、殆んど差支へない程度に達して居ると云ふことである、之れは魚村としては實にふさはしき方法である。

寺網に似た方法。更に海岸の寺院は、必ずしも引き網をせずとも毎月日を定めて、或は一年數回、信徒の者共が總出にて、或は昆布又は若芽其の他海藻類等の海産物を採集し、之れを以て寺院の基金を作る方法としてもよいのである。又は必ずしも時を定めずとも、豫想以上の相場大獵の際其の内の幾分かを寺院に上納せしむることも出来る、これは其の地方の情況に照して手段方法を撰ぶべきである。

### 第七節 火葬場經營

火葬場と寺院。從來は多く埋葬が行はれて居たが、現今は都會と云はず地方と云はず、火葬が盛に行はれる様になつたのである。で従つて設備も完成せられたる火葬場も要求せらるゝのである、海外殖民地の或る寺院は火葬場を經營して居たが爲に、非常に多大の收入を得て居ると云ふことを聞いたことがある。

火葬場經營法。それ故に此の火葬場を寺の永代基金として門信徒有志の力によりて設立し、其の收入を寺の基金に入れ、將來の布教傳道の經費にあてることにしたならば如何なるものであるか、然し此の地方の狀況によりて火葬場の如きものを一寺院の特權の下に置くことは不可能なるも妙である、更に火葬場の經營に附隨して、葬式等に關して新しき方法を講究するの餘地あるものと思はる、これは更に別章に於て述ぶることあるべし。

片山式火葬爐。先年某新聞紙に報するところによれば特許片山式火葬爐といふものを發明して八王子市火葬場構内に試験的に設備をなして、警視總監立合の上で試験したところが、一時間五分で純白の骨となつて現はれたといふことである。使用せる重油は七升五合で無煙無臭といふ好成绩を挙げ、時間の早いのに立合の人々も何れも驚嘆したといふことである。これは火葬が簡單といふこと、時間の早いこと、無臭といふことは、火葬界の驚異であると評判して居る。

### 第八節 書畫會の善用



平易な方法。比較的高尙で且つ比較的平易に多くの金を集めることが出来る所の方法の一として、書畫の會を催すと云ふことは一の方法である。それは先づ其の寺の永代基本金或は教學基金或は布教基金或は獎學基金又は其の寺が由緒ある寺であれば、永代營繕基金として一の趣意書を作り、會則を設け會計の内容を明にして、天下知名の學者實業家宗教家書家畫家等に依頼して、書畫何れにても一枚乃至數枚の揮毫を依頼するのである。

揮毫を依頼する方法。それも誰でも彼でも勝手に行つて依頼をした所が聞き届け得らるゝものではない。それには先づ失禮にわたらざる明確なる趣旨を有すること、多少の何等かの因縁關係をたぐることは勿論必要である。即ち其の地方出身の人であるとか、又其の寺の住職が相當の名望があるならば、其の友人知己又名士でなき迄も小學時代中學時代の友人であつたとか云ふが如き因縁、或は其の寺が由緒ある寺であるならば、其の寺に關係ある藩主、又は舊家等の關係を訪ねるのである。そうして之等の關係ある人が二三あれば、此の人々に切に依頼をして更に他へ紹介の勞を願ひ、漸次斯の如くして數十枚の書畫を得るのである。

頒布の方法。揮毫が數十枚出來た時には、更に其の地方の有志資産家に寄附を頼むのである。

そして其の寄附は可成普通の寄附ではなく、より多くの額を依頼するのである。そして此の人々の中で或る一定額以上の寄附者には此の書畫を抽籤を以て分配するのである。而る時は寄附者に於ても單なる寄附ではなく、如何なる書畫があたるかは疑問なれ共、一種の興味を以て寄附をしてくれるのであるから、存外其の額も多くその勞力も少いのである。

五十枚で二千五百圓。或る寺の如きは此の方法を以つて一舉にして數千圓の基金を作つたと云ふことである。即ち假に五十圓以上の寄附者に對して一枚づゝの抽籤で分つと云ふことにすると假に五十枚の書畫があつたとすれば二千五百圓は易々として出来るのである。

注意すべき事項。そして是れ迄の多くの例として、かゝる大家に、とくに公共的の意味を以て揮毫を依頼する時は極めて執拗に依頼し、一旦その目的を達すれば何ら顧みぬと云ふが如きことが往々あり、爲にかゝる人々の好意の意志を害することが度々である。

それ故にかゝる計畫を實行せんとする人々は、常に注意して叮嚀なる謝意を表することは勿論其の結果を詳細に報告して、寺院が永遠に受る所の幸福は多大なるものでありしことを感謝することの義務あることを忘れてはならない。



第二の方法。次に右の如く幾多の先輩大家知友の手を煩はして種々の縁故を訪り、諸大家に依頼するの繁を避けんと欲すれば、左の如き方法も一の妙案である。

即ち第一流の大家に非ざるも、相當の人格と腕前のある書家畫家に依頼をして、大小繁簡疎細の書畫數百枚の揮毫を比較的少い謝禮を以て揮毫して貰ふのである。

之れを基金の寄附者に抽籤を以て分つか、又はその額によつて書畫の區別を立て、分ちてもよろしいのである、書家畫家は必ずしも斯の如きことを好む者では無い、けれども趣旨が明らかであり、依頼の方法を誤らざれば、比較的容易に實現が出来るのである。

### 第九節 一萬圓積立法

普通の負債償却方法。寺院に於て比較的簡單に、而も容易に基金を作ることの出来る方法は頼母子講である。或る地方では無盡と稱して居る。此の事は大多數の人は充分承知のことであらうが、其の多くの場合は、その寺に負債等が出來た時に、之れを辨償する方法として用ひられ、基金の爲に用ひられて居ると云ふことは多く聞かない、それで基金に利用する方法として考へて見

たいのである。

百戸の組合。茲に一の寺院がある、その檀家の數は三百で、其の中に於て、中流以上の資産を有する者が、百戸ありとする。此の百戸の檀家を全部講員として、外に寺院を加へて合計百一戸の數を以て、無盡組合(頼母子講)を組織するのである。此の各戸は一ヶ年百圓の出資にたえ得るの力を以つて居るとする、そうして第一回に於て各自百圓宛の掛金を出す時は總計一萬圓の金は立ち所に出来るのである、是を全部寺の基金とするので、爾後毎年百圓宛掛金をして抽籤にて之れを各組合員に落す時は結局百ヶ年かゝることとなる、かくては其の期間が餘りに長きに失してこれを成立せしめる上に困難なる事情あり、たとひ成立しても、此の長年月の間に履行困難なる事情が、しばしば生ずるのであるから、一萬圓百ヶ年と云ふことは不可能と云ふことになる、そこで之れを十分して十組と成し各組は十口一千圓とする即ち千圓の無盡を十個作ることとなるのである、然かする時は十ヶ年にして、千圓の無盡が完了することになる。

第二の問題。借而前述したるが如く、第一回の百口(一口百圓)合計一萬圓は寺院の基金となし、第二年度より十組の千圓の無盡は各組に於て夫れ々順次時に掛金をして、十ヶ年後に完了



せしめるのである。之迄は別に問題もないのであるが、第二年度より大いなる問題がある、それは寺の基金となしたる一萬圓は、決して寺に寄附したるものではない。云はゞ千圓の無盡十組に夫れ／＼一口宛加入したことに成つて居るのである、夫れで寺院は第二年度より十の無盡組合に對し夫々百圓宛合計千圓の懸金をせなければならぬ義務がある。

一。萬圓を使用。此の千圓の金を、十ヶ年間無事に懸金をなし終えたならば、寺に十ヶ年後に完全に一萬圓の基金が残ることになる、然らば如何にして此の千圓宛を、十ヶ年を繼續支出をなすべきが、それは云ふ迄もなく、第一回に受取りたる一萬圓の金を活用させなければならぬ。其の活用の方法として、之を尤も確實に有意義に且年一割以上の利廻りとして活用させるのである。

一。割以上の利率。其の方法は、年一割以上の配當をなす所の確實なる大會社の株券を購入して置くことも有利であらう。又三井信託會社の如き信用があつて確實なる會社に之を信託して一割以上に利殖を計つてもよい。然し茲に地方の爲に幾分にも裨益を與ふる方法として、こゝに一萬圓の資金を有する金融機關を作るのである。その金融機關の役員は、尤も重要な責任を有する者であらねばならぬ。そこで此の人物は、前記一萬圓の無盡の組合員中より數名を撰舉して、此の

人々によりて一割以上の利廻りになるやう運轉をして貰ひ、其の利廻りを全部寺院の無盡に對する懸金として支拂をさせるのである。これを完全に繼續する時は十ヶ年後には、全く完全に一萬圓の金が出るのである。第十一年度以降更に十ヶ年年一割に運轉させる時はこゝに元金の倍額以上となし、又十ヶ年にして一萬圓以上の金を得る事が出来るのである。

## 第十節 院號居士大師號

利益は本山のみ。現今各宗派では、やれ立教開宗七百年記念だとか、聖誕七百年記念だとか、聖德太子千三百年記念とか、又何々大師何百年記念法要だとか、いろ／＼の名目にて募財が行はれて居るが、それは主として、本山が發頭人となつて居り、末寺はそれに引きづられて行つて居るやうな有様であるが、結局は甘い汁は本山が汲り取り、末寺はたゞ名目ばかりの寺格とか、位階とか、昇進する計りで、名を得て實を失ふて居ると云ふ有様である。こゝに於て、末寺に於ても、本山にばかり淨財を汲ひとられないで、今の間に相當の根底を築いて置く事は、心ある僧侶の考へねばならぬ事である。



院號大姉號。それで著者はこゝに一案を提出するのである。即ち永代基金建設紀念の爲めに、斯く々々の献金をしたものには、希望により、死者、生者を問はず、或は院號、居士號、大姉號等を授與する事にするのである。之れは住職の權限であるから、一向に差支ない事である。たとひ名目は基金で悪るかつたら、何々大師大遠忌紀念でも、開宗紀念でも何でもよろしい。試みにその區別階級を附したならば左の通りである。

院 號 の 例 (假定)

清淨眞實院 (四文字) (五百圓以上の懇志者に授與)

無量壽院 (三文字) (三百圓以上の懇志者に授與)

頓證院 (二文字) (二百圓以上の懇志者に授與)

居士大姉の例 (假定)

圓滿福德大居士 (五百圓以上の懇志者に授與)

顏容端正居士 (大姉) (三百圓以上の懇志者に授與)

廓然大居士 (二百圓以上の懇志者に授與)

寂靜居士 (大姉) (百圓以上の懇志者に授與)

其他法名に文字の多少を附しても差支ないと思ふ。

一方檀家の要求。此等は一面より考へると、誠に有意義で且つ面白い方法で、又一面従來の慣習上院號法名の階級を重んずる檀信徒の要求を満足せしめ、且つは之れを以て寺院の基礎を確立し、以て布教傳道の事業を、益々發輝せしむる善巧方便として、捨つべからざる一の方法手段である。

戒名法名の由來。戒名又は法名と申すは、三歸戒を受けて佛門に歸入せる者に授ける名である。三歸戒を受くることは佛と法と僧との三寶に歸依して、佛の御子として當來成佛(又は往生)の理想に生きることであつて、眞に自己に覺醒た印である。而して佛の御子として覺醒たものは、在家出家を問はず、必ず守らねばならぬ道がある。五戒十戒等と云ふのがこれである。先づ三歸戒を授けて佛の御子として自覺を起さしめ、その上その守るべき道を授けて、之れを持ちて犯さざることを誓はしめ、同時に佛の御子として徽號を授ける。これが所謂戒名である。畏くも聖武大帝が登壇受戒して勝滿と號し給ひしが如きその例である。



法名と戒名の區別。出家にありては、多く剃髮して始めて沙彌となりし時、俗名を改むるを法とし、在家にありては生前授戒會に加はりたる時之れを授け、生前未受戒の者は死したる時、葬送の法式に先ちて、三歸戒を授けて之れを授ける。

戒名を又法名とも稱す。後世、淨土眞宗の如き、無戒の宗にて授戒の作法なき宗でも、法號を授けるが、此爲めに戒名と法名との別を生じて眞宗では戒名と云はずに法名と云ひ、天台、眞言禪、淨土、日蓮等の諸宗では戒名と申すのである。

大居士、居士の區別。戒名には居士、大姉、信士、信女等の稱號がある。居士は家に居して徳業充備するが居士と云ふと申し、在家の佛弟子にして道徳具はれる人に名づける。祖庭事苑と申す書に居士の四徳が教へてある。維摩居士、東坡居士、青巒居士なごその例である。封建時代には、萬石以上の大名即ち一城の主は大居士と云ひ、士分以上のものは居士と申した。大姉は居士の對稱でありて、女居士の稱である。大は美稱、大居士の大と同意である。

院號院殿號の區別。居士大姉には院號を附する事がある。入道して止住せる院の名を以て其人を稱せるに初まつたのであるが、後世には入道止住の事なきも、或は祖先の家系を重んじ、或

は死者法號を飾るために、單なる稱號として用ふるに至つた。一城の主以上は院殿と云ひ、士分以上は單に院と稱します。足利義政を慈照院殿、徳川家光を大猷院殿と稱する如きは前者に屬し淨華院、正覺院と稱するは後者である。

信士信女等。信士信女は一般庶人に用ひ、善男子、善女人の稱である。又居士大姉等の代りに大禪定門、禪定門、大禪定尼、禪定尼の語を用ふることがある。多く淨土宗で用ひる。以上は十五歳以上の人に用ひるが、夫れ以下四五歳迄の兒童には大童子、童子、大童女、童女の語を用ひ三歳以下當歳迄の小兒には、孩子、孩女、出生以前の子供には水子等の語を用る。

法名の附方。附方に就きて、四字名の時は、初の二字は生前の功に依り、後の二字は徳果をあらはすと云ひ、眞言宗では男子には道、女子には妙の字を附して理智を表すとし、淨土宗では多く譽の字を、淨土宗西山派では空の字を、日蓮宗では日の字を使用します。これに依りて其人の宗旨を知ることが出来ます。

又眞宗では、必ず釋の字を用ゐます。これは經に「刹利、波羅門、長者居士、如來の所に於て鬚髮を剃除し三法衣を着けて出家學道せば復本姓無し。但た沙門釋迦子と言ふ」とも、「諸有四姓



鬚髮を剃除し、信堅固なるを以て出家學道せば、彼れ當さに本の名字を滅して自ら釋迦の弟子と稱す」とも説かれてあるのに依るので支那では東晋の時代に、有名なる道安と云ふ人が、釋の字を以て姓とせしより以來、佛門に歸せし者は何人も釋を以て姓と爲すことになつて居る。眞宗は此の例に依るのである。

## 第十一節 地方寺院と墓地

地方民家の墓地 地方には各戸祖先の墓地は、或は山に或は野に、或は畑中に或は宅地に散在をして居る。然るに遠く山の中に只一ヶ所墓地がありて不便を感じることもある。又田園の中に墓地があつて耕作上甚だ不便なることもある。又宅地の中に在りて家屋の増築等に甚だ不便を感じることもある。尙ほ又斯の如く墓地が散在して居りては、祖先崇拜の上に於ても、墓地が放置せられてあるが如きは、甚だ愛ふべきことである。故に寧ろ之れを一ヶ所に集めて、神聖なる墓地を作ることは最も重要なことである。

墓地の作り方 此の時に當りて、寺院に於ては有志と相謀り、附近に適當の墓地を設け、之れ

を信徒に分つのである。即ち荒廢した山か、或は其の他耕作に適せざる場所を、無償にて寺院に寄附せしめるか、又は買収して、之れを墓地として、適當の土工を施し、區劃を定め、希望者に分つのである。假りに一千坪の墓地を作り得たとすれば、一坪三圓として悠に三千圓の利益を見るのであるが、其の經費、假りに五百圓を要したとするも、尙ほ且つ二千五百圓の基金を得、加ふるに其の墓地が存在する限り、寺院には一層關係を深くし、引いて寺院の収入は増加するのである。

都會寺院と墓地 都會の寺院では都市計劃の實施に伴ひ、墓地移轉問題が必ず起るのである。

已に東京では震災後殊にこの問題が起つて、當局者と寺院側と随分六ヶ敷い行き懸りを生じて居るやうである。問題は問題としてこゝに論ずるのではないが、たとひこのまゝにして、これ以上墓地を廣げることではできないのであるから、むしろ郊外に適當の地を物色することが賢明ではあるまいが、まして移轉を迫られることがいよゝ急であれば尙更のことだ、又却てこれが寺院永遠の策であるかも知れぬ。



## 第十二節 寺寶の整理

寺寶の種別 由緒ある寺院には、寺寶と稱するものが多數ある。余は此の所謂寺寶なるものを整理して、寺院の基金を作る事を勧め度いのである。先づ寺寶をその寺院の歴史を語る上に於て是非必要なものと、今一つは、その寺には何等直接の關係はなく、只古來の名匠の畫とか、彫刻であるとか、名人の作物とか、大人、大徳の書畫であるとか、今賣れば非常に金になるものであるが、只寺の寶物であるから、賣却できぬと云ふて頑として、賣却せないものがある。

賣却できぬもの 今この二種の内で、前者に屬するものは、決して賣却すべきものではない。然し後者の分は賣却しても差支ないと思はれるのである。勿論賣却する必要がなかつたならば、そんな事をするにも及ばないが、寺はまことに貧乏で生活にも困るといふ有様、まして布教傳道等は出來ないといふ有様であるならば、むしろこの第二類の寶物を可成高價に賣却して、寺の基金を作る事は賢明なる方法である。

暗愚な和尚 今は大切にして居つても、若しその寺に暗愚な和尚が入つたなら、或は第一も第二も一緒にして賣らぬとも限られぬ。又暗愚でないにしても、生活に困却したる場合には、脊に腹は代へられぬから、一寸一時借用して、二束三文の抵當に入れて、そのまま流される事もあるのである。そんな例は往々ある。

整理の方法 それで先づ第一類のものは完全に保存し、永遠に傳へる手段を講ずると共に、第二類のものは精々高價に賣却して、これを基金に繰込み、以て寺院の基礎を定め、その利潤によりて、寺院の維持を講ずるといふ事は、まことに意義あると思はれるのである。

たゞこれについて注意すべき事は、從來の關係も必ず伏在する事であるであらう、故に檀信徒の中に紛擾の起らぬやうに、有志中より世話係を選定して、公明正大に之れを處理して、寺院の活動をなす基礎を作らねばならぬ。

## 第十三節 株式會社佛事取扱所

寺院の性質不明 今日寺院は祖先の靈位を安置したる靈所の如く、佛教の本旨を宣揚すべき所謂布教の道場なるが如く、又は單に葬祭佛事を取扱ふ讀經所なるが如く、頗る不徹底なる靈廟



所的布教所の讀經所とでも云ふべき有様である、これは事情止むを得ざるものありとするも、かくしては宗門の妙諦發揚、僧侶の永恒的活動と云ふが如きことは、容易に望むべからざるものである今日の寺院僧侶諸師は、誰人と雖も現状にて満足せる人はあるまい、只生活上に収入の道を得る爲に、止むを得ずしてかゝる状態に甘んじて居らるゝことであらう。

寺院の本業　こゝに於て若し決然として眞に社會的に宗教運動を起さんとすれば、先づこれ等の傳統的儀式とはなれなければならない。離れない迄も没頭することは出来ない、然るに生活は如何にして安定を保つべきか、又此の葬祭佛事の儀式も必ずしも排斥することは出来ない、ある場合には森嚴なる儀式によりて宗教的信念を呼び起すことさへある。それ故に著者はこゝに寺院の本業を分ちて二となし、一を布教部、一を儀式部（營業部）となし、僧侶も布教傳道にたえる有数の人物は、布教部に於て活動し、又老僧又は稱名梵唄の如き儀式に長じたる人は、よろしく儀式部に於て活動すべきである。

都會のみの方法　而して斯の如き方法は一方農村の如きに於ては實行困難の事情を含む、都會に於てはよろしく率先實行すべきことである、都會地に於て一寺院が、之れを行ひ得る場所あら

んも、多くの場合數ヶ寺、又は全寺院合同の下に葬祭佛事取扱所を新設し、小にしては一宗派にて之れを設け、大にしては各宗派聯合の上、之を設くべきである。かくて、その都市に於て如何なる宗派に屬する門信徒も葬祭佛事を營まんとする時は、只その事務所へ申し出づる時は、何宗の儀式何宗の讀經を立ち所に便じて至便云はん方なし。

某宗の新計劃　之に類したる計畫が嘗て某大都市のある宗派寺院の間に計畫せられたと云ふことを聞いたことがある。即ち其市の全市の寺院を打つて一凡となし、葬祭の事務を本部に於て處理し、それ／＼その擔任の者を置き、各寺院を出張所となし、布教は勿論本部の指揮命令によりて、各寺院住職の適材その任に當り、全寺院を所謂株主とするのである、これ等は未だ實現に至らざるも、具眼の識者に富める某宗寺院の事であるから、早晚實現せらるゝことであらう。

布教と儀式　斯の如く都會地の全寺院が協力して、各寺院に於て布教法務を混同して取扱ひ、或る時には儀式者となり、或る時には布教者となる。是れ實に繁雜なる生活であつて空しく社會より遠かり、一種の特種階級の如き感を呈して居ることを打破して、よろしく實社會に突入し、儀式を好む人は其を擔當し、布教を好む人は其を擔當し、各々其の好む所に隨ひて其の才能を發



擇し、以て實社會生活の内に在りて活動すべきである。生活の如きは其の團體本部に於て之を保證し、各寺院は所謂奉仕生活を爲すのである、本部に於ては全員の生活の保証は勿論、宗教的社會事業布教傳道等の資料を提供せねばならぬ。

正規の報酬 それは儀式に對する正當なる報酬を規定して差支えない。例へば葬儀に於て左の如く定めてもよい(假定)

第一種葬儀	僧侶十名以上	葬儀料金	三百圓以上
第二種葬儀	僧侶五名	料 金	一百圓以上
第三種葬儀	僧侶二名	料 金	二十圓以上
第四種葬儀	僧侶一名	料 金	五圓以上

追悼會、年忌其他の佛事は大體前表による。詳細は別に内規を定む。

次に貧困の者にして、右の料金を支拂ふこと能はざる人々に對しては、特に無料にて其の儀式を取扱ふと云ふが如きである。

附屬事業 尙ほ經費の不足を感じる時、或は更に團體の基礎を鞏固にせんとする時は、別章に

於て述べたるが如き火葬場を大々的に經營するも可なり。尙ほ更に進んでは之に附屬したる葬儀會社の事業を其の儘、此の團體に於て經營をする時は、財政的基礎は愈々強固となるに至る。

其効果 以上述べたる所は、最も徹底的に、最も露骨に、營業を營業とし、他面真正なる傳道的方面は、更に物質的報酬を目的とせず、堂々として大獅子吼をなし得るのである。且つ今日まで曖昧視せられたる寺院の社會事業的施設も、こゝに於て着々面目を新にすることを得るに至るであらう。同時に布教と儀式の兩方面を判然と區別して、布教の權威をズツト高めることになる

## 第十四節 保險代理店の内容

寺院の副業として、最も簡易に資金の運用が出来て、且つ毎月相當の収入を見ることが出来るもの内で、保險の代理店は實に適當なるものである。その有利なる點を二三記述して見やう。

寺院は保險勸誘に有利の地位。専門の保險勸誘員でも容易に出来ないものであるが、まして普通の人が保險の勸誘をすることは、至難の事とされて居る。時勢はだん／＼進歩して來て、世人は保險の何ものなるかを漸次正當に理解し、且つ保險の必要といふことも十分承知して來たやうで



あるから、保険それ自身を厭ふのではないが、此の保険加入といふことが、さほゞ火急を要することでもないから、人々は何日でも入れるといふ感じがあるのと、保険勧誘員と云ふと一も二もなく厭がる傾きがある。それは従来保険に加入せしむるに随分無理をして、或は義理づくめで加入させ、或はお百度を踏んで根氣負けをさせて加入せしめたりして、由來保険勧誘員は執拗なりと云ふ先入主があるので、これに取りつかれると危介なりと云ふ所から勧誘員と聞くと、之れを厭ふ傾きがあるのである。それ故に保険そのものを厭ふのでないから、相當の人格があり、信用のある人が、落付いて話の序でに一寸でも、その必要を咄すと、殆んゞ十人は十人、百人は百人が加入すると云ふて差支ない。之れには寺院住職が最適任である。それも住職の懐を肥やすと云ふことになれば、そこに又問題が起るが、これが寺院の永久の基本財産となるといふことになる、ますます加入は容易である。殊に門徒が相談の上で、一致してある額に達するまで加入することになると、一層妙である。

第一回の収入は何程か。保險會社によりて違ふが、普通の會社に於て、その社員に又は紹介者に支拂ふ所謂募集手當は平均千圓に對して十五圓乃至二十圓である。今かりに壹千圓につき十五

圓の募集手當があるとすると、他の勧誘員なれば、車馬代もいる、宿料も要る、紹介人への禮も要るが、寺院に於て門徒が相談の上で、寺の基金を作る爲めに加入するといふことになる、その經費は一厘も要らぬことになる。今かりに壹百萬圓の申込額に達したとすると、壹千圓につき十五圓、一萬圓につき百五十圓、十萬圓につき千五百圓、壹百萬圓につき壹萬五千圓の収入がある。それはまことに易々として得られることである。これをまず第一に基金として積立てるのである。

毎月二百圓の手數料 それから第一回の加入がすむと、毎月一回乃至二回の保険料を集めるのである。尤もこれは前に述べた募集手當を取つて、そのまゝ、保險會社と手を切ればそれまでであるが、それよりも此の百萬圓を取扱ふ代理店をも引受けるのである。保険料は毎月一回又は二回といふことになつて居るから、その保険料を集めることを引受けるのである。それは門徒が相談して、お互に手數のかゝらぬ様、春とか、秋に是れを寺に持つて行くとか、又はその世話係に集めさせるとか云ふことにすれば、何等雜作はないのである。而して、その手數料は何程出るかと云ふに、集金額の五分が普通である。而して千圓の保險契約の一年の支拂額は普通平均五十圓で



ある。さうすると、百萬圓については、一年間に平均五萬圓の金を集めるのである。その五分が手数料として入つて来るから、一年間に二千五百圓は、きれいな金が流込むのである。之れを月割にすると毎月二百〇八圓餘の特別収入を見ることが出来るのである。

代理店の特典。信用ある人が代理店を引受ける時は、本社は之れを優遇するのである。先づ第一に相當に事務費をも出す。第二に代理店専屬の社員を派遣するのである。此社員は代理店の命によりて、保険の勧誘をやるのである。その申込額によりて、それは全部代理店の成績となるのである。社員の成績となるのが普通であるが、此社員の方は會社が特に別に賞與を與へ、募集成績はその代理店のものにしてくれる。その成績によりて、半期々々に代理店に對して相當の賞與をくれるのである。

次に加入者が死亡すると代理店へ本社から保険金を送つてくれる、之れを受取つたものは大に喜ぶ、その時更に勧誘すると、今迄千圓加入して居たものは、必ず二千圓なり、三千圓、甚だしきは五千、一萬と加入するものである。これは從來の經驗上そうであるのみならず、人情から云ふても當然そうなるべきものである。さすれば代理店が第一回に募集手當が入り、第二回からは

集金手當が入つて来て、永久に収入は増加する計りである。

見逃すことの出来ぬ有利な事項。こゝに最も重大なる有利なる事項が伏在して居ることを見逃してはならぬ。それは前に述べた保険金百萬圓につき平均一年間に五萬圓集金するのであるが、まづ之れを一年十二ヶ月に平均して割當てることにすると、毎月四千百六十六圓餘の金を集めて會社へ送ることになるのである。その送金の時期は一ヶ月間の猶豫があるのである。それ故一月の集金は二月の末までに、二月の集金は三月の末までに、本社へ送金すればよろしいのである。そこで今こゝに考へることは、一月に四千圓餘の集金が出来た、二月は亦四千圓餘の集金が出来た。然るに二月末には一月分だけを送ればよろしい。二月分は三月末まで延ばしてをいてよろしい。三月末には已に三月分が四千圓餘集金が出来て居るから、二月分を送つても尙又四千圓餘が残つて来る。つまり四千圓餘の金が永久に遊んで居ることになる。そこで毎月四千圓餘の金が遊んで居るのであるから、之れを確實に利用したならば随分面白い利殖の方法が出来ると思ふ。たゞ之れを悪用してはいかぬが、善用するのは毫も差支ない事である。如何に之れを善用するかについては、更に考慮研究を経てなすべきである。こゝに於てはたゞ、これを如何に活かして行く



かと云ふことを述べたに過ぎない。

## 第十五節 納骨堂經營

墓地で都合悪い人 近時住宅地拂底、墓地移轉、墓地狹隘其他種々の理由で、墓地は容易に求めることが出来ないやうになつて來た。たとひ少量の墓地はあつても、それは非常の高價で中流以下の人々は、到底之れを買求める事は出来ないのである。又官途會社其他に俸職して居る人々は、上司の命令一つで他に轉々して、常に一定の地に永住することが出来ない。かゝる人には又墓地を求めても、それはまことに不便でもめり、墓地を離れて行くことも實に心許ない次第である。

社會的に必要 斯様なわけでは是非共、こゝに一つ此等の缺陷を補ふ方法を講ずる事は重要な社會的施設の一つと云はねばならぬ。それについて近來納骨堂を設置する寺院がほつ／＼出來るやうになつた。新聞紙の報するところによれば、警視廳に於ても此處に着眼して、近くこれが取締及獎勵の意味の規則を發布するといふことである。さすれば此は必ずしも寺院の獨専でなく、

其他公共團體等種々の方法によりて設立せられることであらう。

是非寺院内に建てよ 然し予は是非寺院の事業としたい。疲弊したる寺院を救済する所の方法としては、最も適はしい方法の一つであるからである。且つ何等宗教に關係のない方面に於て單に遺骨を保有するといふ事になしに、少しでも宗教的に、朝夕、一卷の讀經でも毎日聲を聞く、場所に遺骨を奉安する事を希望するのは、あながち、著者のみではあるまる、一般の人情が皆そこにあるのではあるまるか、さすれば、此の意味から云ふても寺院境内に納骨堂を設置すべきである。

卒先して計劃 さて納骨堂を寺院に設置するには、宜敷各寺院が卒先して、之れを建設した方がよい、先んずれば人を制するといふ語があるが、由來寺院住職はまことに、その行り方は手ぬるい觀がある、然しこれは僧侶としては無理からぬ事であり、或意味からは、或は美點であるかも知れぬが、こゝに寺院の死活問題が横はつて居るとすれば、安閑として居るわけにはゆかぬ、よろしく卒先して此の計劃を進めて貰ひ度いのである。

收入の方途 納骨堂を建設して、如何にして、此を經營するかは、餘程研究を要するのである



が、寺院として、之れを建設して、どれだけ経済的方面に利益があるかと云ふに、納骨奉安料が月々一定の金額として収入になつて来るから、此は寺の確定収入となつて来る。それから今日までの例としては、納骨の際には幾分の讀經料を納めて、讀經燒香の上、納骨する事になつて居る又他に轉住等の爲め、納骨を受取に來た時は、身分相當の御布施をして讀經をして貰ふ事は、不文律と云ふてもよろしいのである。そうして、此の納骨して居る人は一種の信徒の如きもので、兩度の彼岸及盆等には必ず參詣する、又此方から自宅に讀經に廻つても、其の親切を歓迎してゐるものである。

凡ての方面より必要 要するに納骨堂を經營することは、社會的にも緊要の事であり、又寺院としても其基礎を強固にし、其収入を増大する上に於て、まことに重要な企てであると信ずるのである。

これには餘り多額の金を要するでもなく、又多くの地面を要するでもなく、是れまでの寺院建築に比して、比較的少額の金にて建設が出来るのである。

堂の建方 ある大寺院の納骨堂は全部コンクリートにして地上にある部分は普通の殿堂の形に

して、佛像を安置し誰れでも禮拜出来るやうにし、地下室に於て種々の柵を作りそれに其れく區別をなして安置してある。

類焼等の厄にあつては、單にその寺の損失のみならず、一般納骨者に對しても申譯がなき事となる故に、是非共、コンクリートにして置く必要がある、又その方が安心であるから、一般の人も安心して納骨するから、希望者が木造建に比して増加して来るのは自明の理である、地下室は通風を好くしてをく必要がある。

## 第十六節 寺なしで寺以上の収入

宗教は都會が熱心 東京の如き都會地では、人口が多過ぎて、地方の如く宗教上の儀式、師檀の關係等が、正確に行かない。それかと云つて宗教上の儀式や手次の僧侶に冷淡であるかと云ふに、仲々そうでない。ある意味から云ふ時には、寧ろ地方よりも熱心正確にやる傾きがある。殊に現世利益の宗教では、最も隆盛を極めて居る。

我が宗の寺がない 人口や人家が過多で、而かも土地が廣いので、自分の祖元の宗旨の御寺と



見出すことが容易でないから、若し知り合に同一の宗旨の僧さんと知つて居ると、すぐに照會されて因縁をつけることが出来る。地方の如く寺が手をつける事は、容易の事ではない。全くの五里霧中で薩張り分らぬ。

目<sup>〇</sup>の<sup>〇</sup>つけ<sup>〇</sup>所<sup>〇</sup> 寺なしの僧さんが目をつけるのは其處だ。御講や御説教がよく信徒の宅にて行はれる、それを聞き付けて参詣して心易くなつたとか、又は知人があつて、その知人が不幸等かあつて、御寺を呼ぶには相當の費用もかゝるし、と云つて一巻の御經も讀まずに火葬場に持つて行くことも、いかにも心元なき故、誰れか輕便な僧さんが居ないかと探して居る時、ふと思ひ出して讀經して貰ふ。それが縁となつて、七日に参る、二七日、三七日とだん／＼参詣する、それから／＼と知人や紹介者が出来て、御弔ひがある時には必ず呼んでくれる。

漸<sup>〇</sup>次<sup>〇</sup>に<sup>〇</sup>擴<sup>〇</sup>張<sup>〇</sup> だん／＼御得意が増えて遂に數十軒から數百軒に増加して、一人では廻り切れないうやうになる、そうになると普通の寺院の御住職よりもずつと収入は多い、御寺を有つて居ると諸種の掛り物があるが、四疊半か、六疊の間借りでもして居ると、一切掛り物はないし一年に五百や千の金を残すことは何でも無い。

苦<sup>〇</sup>學<sup>〇</sup>に<sup>〇</sup>も<sup>〇</sup>よ<sup>〇</sup>し<sup>〇</sup> よく寺の若い坊さんが、東京に出て苦學をするのに此方法を取つて、やつて居る人がある、此等になると、毎月二、三十軒の讀經して廻るところがあると、優に學費を得ることが出来る。現に私の友人にもそんな事をやつて、勉強した人もある。又その人の事情もよく知れて、信徒から信用せられると、一戸出来るとすぐに世話をして、十軒二十軒の讀經先きを作つてくれるので、比較的容易である。

地<sup>〇</sup>方<sup>〇</sup>よ<sup>〇</sup>り<sup>〇</sup>は<sup>〇</sup>樂<sup>〇</sup>で<sup>〇</sup>あ<sup>〇</sup>る<sup>〇</sup> 都會は、諸國の人の寄集りであるから、離合集散も甚だしいが、地方のやうに歴史的にかれこれといふ因習がないから、自分の氣に入つた坊さんは、さん／＼照會してくれて、實に一生懸命に世話をしてくれるものである。

御<sup>〇</sup>得<sup>〇</sup>意<sup>〇</sup>が<sup>〇</sup>出<sup>〇</sup>世<sup>〇</sup>す<sup>〇</sup>る<sup>〇</sup> だん／＼永年やつて居る間に、所謂檀家が漸く増加して、數百軒にもなると、中には随分出世するものも澤山出来て、かゝる人が續々と自分を訪ねて来てくれる人が出来ると、一寸困るといふ事である。即ち四疊半や六疊の間に居てはいかにも不體裁であるといふことである。之れもごうも都會地で止むを得ない事である。相當に金でも出来たら、一寸した家を借りて少し人が訪ねて来てくれてもよいやうな生活をするやうにならねばならぬ。そうすれば又



一段と信用が出来ていよく堅實に基礎も出来るのである。

入信は容易。地方では甲の家は何寺の門徒、乙の家は何寺の檀家といふやうに確然たる區別が出来て居るか、都會地では、諸國人の集合地で未だ一度も坊さんに來て貰はぬといふ人は、始まらぬ。九分九厘はそうであるから、決して寺を有して居る人の妨害になる事は殆んど云ふてもよろしい。又各人皆多忙にて、到底御寺を呼んで忌日命日に靜かに讀經をして貰ふといふが如き事は、夢にも考へられぬ事である、然るに、坊さんの方から本日は誰れの命日であるといふて來て貰ふと非常に嬉がるものであるから、之れ又御縁となりて、種々宗教に引き入れることも出来るのである。

寺院にも樂である。地方に於て堂々たる大伽藍にありてもふところは火の車であるから、都會地の右の如き坊さんの方が餘程安氣で而かも餘裕のある生活が出来るといふ奇現象である。此等は單に一例に過ぎないのであるが、その他これに類する方法は他にもあるのであるから研究すればまだ生活の安定位ひ得るにはむしろ寺を有するより樂な點がある。

## 第十七節 基金講の方法

講の作方。今こゝに述べる方法は、從來は基本金募集の爲めには、余り使用されて居なかつたやうである。しかしこれは陳腐ではあるが、訓練された信徒を有する地方では、又適當の方法たることを失はぬ、即ちこゝに一の寺院がありとする、そうして、附近に十ヶ所の部落があつて、それに此の寺に關係あるものとする、その十ヶ所の字に一々講を作るのである。假りに講員が各所に五十人づゝあつたとする、各講中に於て毎月日を定めて集會を催する、その時講員は毎講費として金十錢と持寄りするのである。

住職の努力。そうして住職は毎回必ず此の講員の集會の席に列し或は信仰談、或は修養談宗教談をなすのである。それが終りてその講の世話係が夫れ講員が講費を徵集して之れを預金するのである、住職は又次の講へ行くといふ工合に各講へ必ず月に一回出席して、一はその會合を宗教的に意義あらしめ、一は以てその集りたる金を寺院の基金として積立てるのである。

十年後の成金。かくする時は、十ヶ所の講中より毎月五圓づゝの基金を集める事になるから、



毎月五十圓づゝの基金が生れるのである。それが一ヶ年経つと六百圓になる、かりに之れを十ヶ年繼續したる時は、元利合計して大略右の通りの金額に達するのである。

第一年目	六百參拾六圓
第二年目	壹千參百拾圓拾六錢
第三年目	壹千四百二十四圓七拾七錢
第四年目	二千四百十六圓二十五錢
第五年目	二千九百拾壹圓〇參錢一厘
第六年目	三千七百二十一圓六十九錢三厘
第七年目	四千五百八十圓九十九錢五厘
第八年目	五千四百九十一圓八十五錢八厘
第九年目	六千四百五十七圓三十七錢一厘
第十年目	七千四百八十圓八十一錢三厘

平凡にして有力  
それは勿論平凡なる方法であつて、而かも確實に、且つ比較的勞力を費さず

して出来る方法である。誰れも平凡なる方法と思ふ事であろうか、實行するには最も確實性の多いものである。只余り寺院と信徒との宗教的に訓練されて居ないところにあつては比較的永續困難の場合がある、それも住職又は中心になる人物の熱誠があれば、實行は又容易で永續するものである。

因に各部落の講中に基金講といふ名稱の代りに御花講とか御佛飯講、燈明講、華束講等の名を附してもよろしいと思はれる。

### 第十八節 小學校教員

敬神奉佛 是れまでは一般の人々の精神の中には、敬神奉佛の信念があつて、随分物のわからぬ人だと云はれるが如き人でも、常に朝夕は佛前に禮拜するとか、お寺に参らぬまでも、御寺の事とあれば多少は志を有して居たのであるが、近來の青年の頭の中には、此の宗教的信念は全く皆無と云ふてよい有様である。その原因は何であるかと云ふに、全く教育の結果である。小學校教員の頭の中に、此の宗教的信念といふものがないから、自然兒童に對しても宗教的信念を植付



けることが出来なかつたのである。

出来ないのみならず、折角家庭に於て、之れを養成しても、學校に於て此の宗教的萌芽を悉く手折られてしまふといふ有様であるから、今日の青年に宗教を尊ぶといふ觀念のなきるは當然である。

教育と宗教 此に就てあながち小學校教員を攻むべきではない、佛教界に、先覺者といふものが缺けて居つた、教育と宗教との連絡を全く等閑に附したからである。遂には一般の人の頭の中から、宗教殊に此の觀念が失せた時には、即ちその時が、佛教の衰亡の時である。物質的基礎を作る事が必要であると同時に此の兒童の胸中に宗教的信念を植付け事を忘れてはならない。昨日曜學校がやかましく企てられるやうであるが、それよりもむしろ、僧侶自らが小學校の教鞭を執りて教育をなす時は、たとひ口に宗教を説かずとも、自然に兒童の胸の中に、宗教の感化を及ぼす事が出来るのである。之れが緊要中の緊要事である。著者は、僧侶諸君に此の小學校教員に是非着目せられん事を望むのである。

小學校教員 然し乍ら相當の老輩の御住職、小學校教員になれと云ふても、容易になれるもの

でなし、又資格といふ事もあるし、その人の事情もある事は勿論であるが、少くとも、今後住職となるべきその子弟の人々に對しては極力小學校教員とならねたいのである。

生活の安定 中には小學校教員を輕んずる人もあるが、小學校教員位ひ、貴重なる職務であり愉快で、自由であるものはない。中學校、専門學校、大學の教職員には、この小學校教員の心持は得られないのである。同じ生活難の中にありて、比較的高給を得て、農村で生活に樂なるものは、小學校教員である。それも、特種の場所とか、自己の事情のあるものは別であるが、先づ一般的にいへば、一番安全なる地位にあるものである。

兩手に花 それに、片方にお寺を有つて居るといふ事になると、全く兩手に花と云はんか、鬼に金棒と云はんか、その力は強いものである。今後の法務はその學校の職に余り差支へるものではない。又檀信徒もその職務が神聖なる仕事であるから、理解を有つて、相方便宜を計ることは勿論である。

要するに今後、寺院組織がその地方の小學校の教職を兼ねるといふは最も有意義の事であり、且又、生活安定の上に於て最上策であると信するのである。



## 第十九節 家庭教授

中等教育は完全に行はぬ。地方に於ける教育も漸々進歩して來た、普通の農家の子女であつても、何れも女學校に通はせるやうな状態となつて來て居るが、然し尙其の多くは、地理の不便、生活上の逼迫より容易に卒業までは行かぬ場合が多い、多くは、一寸他の人が行くからと云ふので、學校へ一度は行つても學費は容易につゝかぬから二三ヶ月で止めるものが多い、又ある意味から娘が女學校へ入つたといふ所謂履歴を作るために一時的に入學するものもある。

必須技藝の教習。よし女學校を卒業しても、履修した科目は實に、概括的のもので、女子として、必須の裁縫、茶湯、禮式等は、更に一層深くやらねば、到底物にはならないのである。そこで寺院に於て、住職及夫人共同にて、右の茶湯、禮式、立花、裁縫等の教授をする事は、地方の爲めに最も必要のことである。

寺院の基礎確立。これは、只に地方教育の補充として、必要なるのみならず、實に寺院の基礎を精神的に強固にするものである。即ち不知不識の裡に佛教に親しみを感じ宗教的信念を植付け

ることが出来るのである。將來此の青年子女は寺院の爲めに必ずや有力なる後援者となるのである。

二方面の報酬。而して右の通り精神的結合に於て、必要なるのみならず、物質的方面に於ても之れ等を教授して居る以上は、空虚なるものではない。必ずやそれに對して、直接の報酬があり且つ又間接にはその寺院の収入が増加するのは當然の事である。

あながち寺院の基礎は、物質的方面の確立ばかりではない、此の精神的方面の根據があれば、或は物質的基礎よりも確固であるから、さうか、寺院諸賢台諸師の此方面にも一層の努力あらんことを禱るのである。

## 第二章

## 經濟安定の方法 (二)



## 第一節 無 盡 講

無盡講の性質。 近來何處にも無盡講の會が盛に行はれて居る。其經營方法宜しきを得且又會員の撰擇が確實な人ばかりであつたならば、金融機關としても、相互の利殖機關としても、實に面白い仕事の一つである。元來無盡講の發達、無盡講の起源は餘程古いもので、頼母子講と稱する隣人の救濟會に淵源を發して居るものである。例へばある農家が不時の災害に罹りて、資財を蕩盡し、日々の家業を經營維持するの困難を生じたとする、其友人が相談して同意二十人なり三十人なりを募り、其農家救濟の頼母子講を作りて、資本を作つてやるのである。其方法は毎月二圓掛け、三十回完了とすれば、講員は毎月二圓宛持寄る故に、六十圓集る。之れを第一回だけは救濟さるる農家に貸し、翌月よりは毎回くじ引きにて當機者に六十圓渡し、第三十回に至れば全員とも六十圓掛金して、六十圓を得る、こゝにこの頼母子講は完結して其の講を解くこととなるのである。其間機當りの早いと遅いによつて、金利上の損得はつくが、彼の農家だけは、最初に資本をかりて、爾後毎月二圓づゝ月賦無利子で、なしくすしに返金するやうな形になるので

一方ならず助かるのである。

此の方法は更に進んで神社佛閣の改築、展根替、一村公共の事業にも應用されて、後ち追々發達して、日用品なる布團無盡、膳腕無盡、火鉢無盡、屏風無盡等も生じたのである。

無盡講の解説。 今の無盡講の組織は、千差萬別で毎會寄つた金を、誰に貸すか、借りた者の返済方法を如何にするか、會主の所得は何れより出るか、なきの諸點に歸着する、普通の大綱だけを簡単に、例を擧げて説明せん。

會員組織の説明。 こゝに或る人が會主となつて會則を作成し、五圓掛を百五口を一組とし五百圓取りの方法で會員を募り、自宅を會場として、二十日毎に開會することとする。此會は毎回百五口の掛金五百二十五圓寄る、此内百口分の五百圓を會員に貸し、残りの二十五圓を席料と車代として會主の所得とするのである。

會員に貸付の仕方。 會員は何れも早く借りたい人ばかりであるから、借りる権利は抽籤か入札で定める。抽籤の時は定額五百圓を貸すが、入札の時は會員各自必要の緩急の度合により四百圓參百何十圓、參百圓と思ひ思ひに入札するから、其金額の最少者を落札者と定める、此人は籤の



當るのを待つて居れば五百圓になるものを急に借りた爲に二百圓を損をしても、三百圓を入手するのを利益としたのである。年末等には、二百八十圓、或は二百五十圓位までに入札する人があるかも知れない。最初の規定次第で發會の一回を世話料として會主に貸すのもあり、又他人の救済のために設けた會ならば其被救済者に貸すもある。此の二種の場合は豫定の者に渡すのであるから無論抽籤も入札もしないのである。

百五口を一組とせる無盡講の計算

一回だけの計算	百口	抽籤にて貸付けるか
	入札にて貸付ける	
計	五口	五圓席料 會主所得
	廿圓車代	會主所得
第一回	入札	(假定)三百圓 せり落札者に貸す
第二回	入札	(假定)二百圓 (二割)四十圓會主手数料取得
第三回	入札	(せり出し高) (八割)百六十圓出席會員分配
第一回より五回までの計算		

第四回 入札 同  
 第五回 抽籤 五百圓 當籤者に貸す  
 第六回は第一回と同じく以後之れをくり返す

せり出し金分配 當籤者又は落札か定まると、其日より三日間とか五日間とかの猶豫を置き、借用證文と引換に現金を渡すが、會の當日に前記二百圓のせり出しを處分してしまふ。此處分方法も種々になつて居るが、餘金の二割位を手數料として會主が取り、殘金の八割百六十圓を當日出席した會員(但し己に落札せし者當籤せし者を除く)全體へ車代として分けて配當して仕舞ふそれ故に、此日の出席者百人、内配當權のない者一人とすれば、九十九人の會員は何れも各自壹圓六拾壹錢づゝを所得することになるのである。即ち五圓の會費であるけれども實は三圓三十九錢で済んだ譯になるのである。

會つては此の百六十圓を分配するに當り、花くじと稱して五圓何本、五十錢何本、十錢何十本といふ工合に、多少の差をつけて興味を添へたものであつたが、これは射幸心を挑發するので官より禁止され、今日では平等に分配せられることになつて居る。今日の無盡は、大抵入札四回、



抽籤一回位の割合に行ふこと別表五圓までの計算表の如くである。

當籤者又は落札者は、また一回きり掛けしないで五百圓又は三百圓を借りたのであるから、次回より滿會まで間違なく掛金をして返金しなければならぬ。即ち此の借入金を月賦にて返却することになるのである。この掛金の保證法は後に述べることにする。

當籤者の譲りたる場合。抽籤の時は定額の五百圓なら五百圓を全部借るのであるから、會主も會員も配當なしとなる。若し當籤の者にして、金員の入用なくばこれを他人に譲ることもある。その時は希望者との相談次第三百圓なり三百五十圓なりで、當籤の権利を譲り、會場、手数料として一割位を收め其残りを儲けるわけである。

會員の掛金は初會より終會まで常に同額なる定めと、會を重ねるに従ひ漸次掛金を減額する定めとあるか、減額の方はそれをまた必ず他の何れにてか補をすることになつてゐる。

會員の利益。此の方法で滿會まで行ひ、會主と會員とは如何なる利益を得るやといふに、會員は前述の如く一時にまとまつた金を借りることが出來て、それを毎月月賦で返済することになり殊に最初當籤した者は非常に安い利息にて金を使ふことが出來るのである。又當籤しない者も人

札の時は毎回車代を得られる、たとひ入札でせつて借りた者でも高利貸や質屋から借りる利息よりは安く、そして信用一つで融通の目的を達することが出来る。

會主の利益。會主は入札の時の手数料、當り籤を他に譲る時の手数料とを得、若し最初の一回を買ひ籤とするならば、それより滿回までの間は、無利息の金を借つて居ることになる。

然し己に借金せる會員にして、掛金を怠ることなれば會主の缺損となる。又普通會員が當日掛金せざりし時も、會員には入札又は抽籤で貸金すべき責任者であるから掛金が集まらないからといふて、當籤者に渡さぬことは出來ないから、會主は會員の掛金ばかりを當てにせず、多少の準備金を要するのである。

五圓掛け一百回完了といふても、だゞその一組だけでは所得も少いが、一人で幾組も作り、五圓掛けの會は十の日、十圓掛の會は五日、十五圓掛の會は三日を會日とする如く、常に幾組もやれば、毎月少からぬ収入を得ることが出来る。東京市内の無盡講で、會社組織であると個人經營であるとを問はず、會主の入手する利益金は、年利平均四割位に當らないものはないといふことである。これには組の數と、掛金の高によつて多少を來すことは勿論である。會員の中途退



會や其他の處分法は次にあるが如きものである。

資本金 無盡講をなすにあたりて、幾何の資本金を要するやといふに、それはこれだけ入用だといふことは云ふことが出来ぬ、即ち會社組織なればこれは別として、若し個人經營とすれば、家屋は自宅にて間にあはせ、金は集まつた金の中から貸すのであるから、會員が正しく規約を守るなれば、一文なしでも始めることが出来る。然し不參の會員でもあると準備金を要することになる、その準備金も會員の態度によつて決まる。僅かに一組や二組の會だけでは利益も少いから幾組も作らねばならぬ。そうなると多少の準備金は入用といふことになる。

無盡講の取締 今日では無盡講をなすには會社たると個人たるとを問はず。

明治二十九年五月警視廳令第三十四號頼母子講無盡講及類似のもの届先方に準據し會主、會名會場初回發會の時日會則寫し等を詳記したる届書二通を作り所轄警察署に届出ることが必要である。

地方は取締法が一定しないが出願して許可を受くる地方も届出をも要しない地方がある區々になつて居るから自身所轄警察署に出て前例を教へて貰ふのが最もよいであらう。別に許可の下る。

譯でないから届けて置けば直ぐに興行して差支へない。

會則と掛金通ひ帳

會の規約は自ら考案し遺漏なきを期するを要す市上に出てる幾百種の會則を見るに何れも大同小異で特色を認めない左に實例を擧げて参考とせう。

實 例

東京貯金株式會社講會規定

- 一、本會は一定の會員に所定の積立金を爲さしめ會員相互の金融及其利殖を圖り各會員に對し最良なる運用及殖産の機關たるを以て目的とす。
- 二、本會の貸付金は抽籤及入札を以て之を定む。
- 三、入會は手取金の最低額に落札しせり出金の二割五分を手數料として會社に收め殘額を抽籤にて貸付済のものと當籤落札のものを除き平等に分配す。
- 四、落札の金額二人以上同一のものある中は其の落札を抽籤に依て定む亦落札金額不相當と認むるときは本會社の認定に達する迄再入札をなさしむる事を得。



- 五、落札者相當の資格なくして貸付を受くる事能はざる時は二番札へ振向け或は其の資格の具備する迄本會社に保管すべし。
- 六、當籤者規定の手續を了すること能はざる時は次會に臨時入札に付しせり出金の一割を手數料とし残額を當籤者へ交付す。
- 七、貸附金は公正證書として擔保を要す事。
- 八、中途退會せるものは其實拂込金を本會終了の上無利息にて返還す。
- 九、積立金の拂込を二回以上怠りたる者は退會と見做し前條の規定に依る。
- 十、貸付を受けたるもの二回以上其拂込金を怠りたる時は月賦割濟の權利を消滅し一時に残額全部の辨償をなさしむ。
- 十一、積立金通帳は本會社の承認を経ずして讓賣渡又は擔保に供する事を得ず。
- 十二、積立金の滯納あるものは抽籤及入札の權利なきものとす。
- 十三、本會社の集金人は社印を捺印したる證明書を携帶し取締役の捺印せる拂込領收證と引換に拂込金を領收せしむ若し其他の者に渡す事あるも當會社は其責に任せず

但通帖の記入は右領收證を添へ直接本會社請求すべし。  
 十四、欠席者の車代は集金費用に充て車代を交付せず。  
 右規定御承諾の上御加入被下度候也

大正 年 月 日

	加入申込書	
金 何々圓會	口	重役
金 何々圓會	口	住所
金 何々圓會	口	職業
金 何々圓會	口	氏名
貴會社講會規定承諾ノ上加入申込候也		
大正 年 月 日		
東京貯金株式會社御中		
		取扱者
鑑 印		



甲、	貳百圓	二十日目	金四圓掛	(五十四回滿會)
集	金總額	席料其他	車代其他	
金	貳百拾六圓	金五圓	金拾壹圓	

乙、	五百圓	二十日目	金五圓掛	(百〇五回滿會)
集	金總額	席料其他	車代其他	
金	五百二十五圓	金五圓	金貳拾圓	

丙、	千圓	二十日目	金拾圓掛	(百五回滿會)
集	金總額	席料其他	車代其他	
金	千〇五十圓	金拾圓	金四十圓	

甲は初回より四回まで入札五回目抽籤以下此に準ず

乙丙は初回より五回まで入札、六回目抽籤以下此に準ず

右は最も會則の簡單な例であるが此の方法で三回共興行になれば一回につき甲十六圓、乙二十五圓、丙五十圓は席料車代として會主の収入となる故に二十目毎なれば一ヶ月には一回半に當り壹百參十六圓五十錢の収入になり、又入會貸付の際の手數料を計算すると抽籤(無手數料)が五回に一回、六回に一回あるから毎回手數料になるには非ず平均は八二に當る。三口の貸付金一千七百圓を平均六半掛にせるとし、此のせり出し金額五百九十五圓、その二割五分が百四十八圓余となり毎月一回半の興行であるから、前の抽籤の時の平均、八二の割に計算して、一、二三となり手數料百八十二圓を得る勘定である。

これに前の百三十八圓を加へ、三百十八圓づゝは連月、事務費及手數料として入ることになる會則は一枚摺の印刷物にするか又は會に依つて小形の冊子にしてゐる。

何れにしても之れを以て勧誘の具に供するのであるから數百枚を調製する必要あり。

掛金受領通の方式



いよ／＼興行となりますと、募集用の會則及掛金の受取通帳を要す。通帳は二つ折りに左の如く印刷するのが便利である。

會 日 時	大正年月何日を初會とし爾後二十日目毎に三、又は八の日午後何時より
掛 金	毎回一口五圓づゝ
證 印	會主の調印を以て掛金済の證とす

第一回	金 五 圓	何月何日受取
第二回	金 五 圓	何月何日受取
第三回	金 五 圓	何月何日受取

(滿會までの回数)

會 主 福 綠 壽 海

掛 金 保 證 の 方 法

無盡の掛金がおれず集るなれば會主は樂であるが多少の不參者を生ずる事は己を得ない。

更に集金人を廻さねばならぬが集金人を廻しても直ぐ思ふ様に集まらないと苦しい目に逢ふ。殊に定額を借り取つて仕舞つて、そして掛金を怠るものが生ずると會主が出さなければならぬから成立しない事になる。無盡講第一の經營困難は唯この一點である。それで入札なり抽籤なりで定額金を貸し出す時は其後の掛金の保證を取らなければならぬ。此の保證は會の大小と性質の如何によつて種々であるが大抵は、

(1) 月賦返済の借用證文 懇意同志の會ならば二名の保證人を立てた證文。

(2) 月賦返済の借用證文 公正證書、公證人役場で作製した證文を取りおき、滿期まで掛金を約せしむ。

(3) 抵當權設定の借用證文 登記は不動産擔保を取り滿期皆済まで保證せしむ。

抵當の果してそれだけの價值ありや否は證書作製前の協議によつて定むることは無論である。又何れの保證にしましても「萬一、一ヶ月の掛金を怠る場合には全部を一時に返済すべきことを請求されても異存無き旨」を條件として置くのである。斯の様にするのが普通のやり方であるけれども寺院中心でやるのは皆な會員の事情が判明してゐる故、それ程の心配はいらぬと思ふ。



## 第二節 貸地

貸地の性質 年々歳々生活難の聲は高く、人々は漸々に都會に集中して来る。その爲めに都會は益々膨張して来る、従つて宅地は彌々不足を告げるのである。空地々々といふて探して居る人は、だん／＼郊外へ手を延ばすやうになつた。それで人々の見込次第で、今の廢地を買つてをけば、間もなく宅地となる、今年の下等住宅地も、兩三年の後にはこれが上等の宅地となる。揚末に土地を買つて置いたもので儲からぬものはないといふてよい。濡手で粟をつかむるつもりでさへなければ、腐れも減りもしない地面を、地球の中心まで買ふて仕舞ふのであるから、大した暴利のない代りに、大損害はないに極つて居る。これを買つて貸地に供して居る間に、漸々に交通の便はよくなる、四圍の景氣がよくなる、地料はだん／＼騰貴する、一方薄利ながらも地料は入つて来る。又その土地の地價は益々高くなるから、土地を有つて居ることはまことに趣味あるものである。たゞ資本金の關係で誰でもやれるといふものではない。

寺院境内の空地、その他所屬の土地を貸すことは、寺院の収入増加を計る上に於て、甚だ有効

なる方法の一つである。

貸地の利益 東京市内に二百萬人の人口があつて、その土地を所有して居るものは、僅に一萬五千人に過ぎない、この一萬五千人の内、三四千人は他府縣に住んで居る人のものである。それ故に實際の地主は一萬人餘に過ぎない。地主の少いには一驚の外はない。従つて東京市内に於ける借地者の數は、地方よりもすつと多いことを推察することが出来る。次に地代はだん／＼昇るばかりである。殊に震災後東京の郊外はます／＼發展する。何となれば第一市内は非衛生的である。第二子弟の發育上郊外かよろしい。第三高價な土地に不生産的な家族をくよりも郊外にいた方がよい。第四火災等の危険が少い。第五交通機關が發達して來たから、少しも不便がないからである。これで市郊外の土地はドシ／＼借人ができる。それ故に少しの土地を自作して居た百姓も俄かに地主様になつて大威張の狀況である。ます近來俄分限になつたものは此の土地所有者であろう。地價は年々三年三倍五年五倍といふ勢で昇つて行くのである。

貸地の方法 貸地には從來さら地であつた場合と、家屋のある場合と二通りある。前者は田畑林野等を改造して宅地にするとか、又はそのまま以前より空地であつた地所をいふのである。坪



が數多ければ、その土地内に道路下水を通じ、街路の形をつけて貸すのである。廣い地所となると、此の下水道の爲めに潰れる坪數は、總坪數の二割から三割に及ぶことがある。それ故地料を計算する時には、此の潰れた部分は他の貸地の方に加算することを忘れてはならない。

地料の標準 貸すべき土地の地料は、何を標準にして算出するか、時價の利子、諸税、雜費等を計算して算出するのである。地價は買入時の價格より割出されるのであるが、その價償も地價を標準にして算出するから、つまりは循環して、何れを先にするか定まつてゐない。地料の算出に六ヶ敷いことは、表通りと、中の部と、裏の部とで異り、同じ四辻の屋敷でも、南側の角と北側の角とで異なるから、地料算出の方法はないと云ふてもよい。現在家屋の建つて居る地所なれば從來の地料、附近の地料とかを参照し、やゝ眞價に近い地料を定むることも出来る。從來更地であつた所は、附近の地料を参照して、貸してもよい、借りませうといふ合議の上、始めて地料が定まるのである。裁判所で用ふる地料法は、諸税公課を除き、時價に四分の利を與へさへすればよろしい。その時價なるものが一定しかねることは已に前に述べた通りである。然し目下東京市内の地料は、買入時價を標準にして、諸税公課を差引いて、年五分又は五分半に當るのは先づよ

い方である。一番地に數戸の建つほぎの土地ならば先づ五間通りを表とし、それより奥を中、裏と分けるのである。たとへば表通の地料を五十錢とする時には、裏は二十五錢、中はそれに準じて定めるのであります。

貸地と敷金 東京市内外の土地貸借には、近來敷金又は包金の授受が行はれて居る例がある。甲は土地を貸す際に、借主より地料二、三ヶ月分を敷金として提出せしめ、土地を明渡した際に返戻(無利子)すべき旨の預り證を渡すのである。家屋の貸借とは違つて、土地の方は貸借年限が長い、それで此の敷金は名にそ敷金であるが、家屋は一種の借地權の賣買である。その金額は土地が有望であるか否かによりて生じ、幾らといふ定めもなく出金する人があつて、始めて行はるのである。

權利代 前と同様の性質であるか、包み金の名で、のしをつけて提供させ、後日返戻の義務を負はぬのである。先年東京神田の大火は、有望の用地を大分焼き拂ふたので、火災後借地を望むもの雲の如く、従つて借地權の買賣が大に行はれた。一商店の話に神保町内の某地なきは、火災前は一坪二十五錢の地代が、火災後には六十錢に引き上げ、且又坪二十圓づゝの包金を受授した



といふ事である。その包金については地主は別に領收書をも出さず、名義は何でもよろしい、持つて来たらよいではないかといふそうである。これは一見不當の代金のやうに見えるが、亦止むを得ざる次第である。之れは即ちその場所の借地権を買ふので、現在商業地として希望者の多い場所には、建築費五千圓もかゝらない家屋でも、一萬圓も一萬五千圓にも賣買されるので見てもわかるのである。して見ると、千二千の包金を取られても、尙借地したものが利益を得るのである。商店向きの家屋の造作の賣買は、その實は借用權の賣買である。かく五千圓の家屋が一萬圓に賣れ、之れを貸家としても造作代として他に賣ることか出来るから、借地權の價の由つて生ずるのは亦止むを得ない。然しこれは商業地として他に代りのない好位地を占めて居る場合のことであるから、これを拂ふものも敢て苦としないのである。

**建物に對する制限** 地主は土地を貸す場合に、その地上に建てる建物に干涉するのは、自己の利益を保護するの道である。即ち現在の土地の等級よりも、やゝ高等の建物を建てる場合には、その土地の價格は昇るが、若し現在より劣等の建物を建てられると、その土地の價を低落せしむるものである。病院の建築の如きも、土地の景況を低下せしむる一因であるから、之れを拒むこ

との出来るやう前約することを要する。病院が出来て患者が毎日呻吟する聲が、周圍に洩れる時は、その附近に住む者は、大に不快を感じるから、土地にせよ、家屋にせよ幾らか安くなる。貸地内に病院其他近隣の迷惑になる建物を建てることを拒む權利を保留して置くことは、地主の注意すべきことである。

**契約證** 地主は貸地の時に、借家人から借地證書をとり、地代、納期、其他條件を此證書内に契約するのが普通である。又地主は地租を始め所得稅始め其他の公課を納めて居る地所を貸すのであるから、若し借地人にして地代を延滞した場合には、地所の明渡しを請求する權利があるから、證書に此事を書くことを忘れてはならない。然し今日の法律では、如何に的確明瞭な證文を入れてあつても、一年や二年の地代の延滞のみを楯として、地所明渡しを請求しても仲々容易に明渡しは出来ない。此事は更に法律専門の人にたづねることが大切である。

**貸地の收利** 目下東京近郊の宅地の時價と地代と諸稅との比はとの位になつて居るか、一例を舉げて見ると左の通りである。

東京郊外某地 宅地



一、坪 數	五百坪
買受代金及登記料共	一五・〇〇〇・〇〇〇圓 (坪三〇〇圓)
地 租	三一・〇三圓
同附加税	一〇・四二圓
所得稅其他	一一・二六圓
雜 費	五・九七圓
合 計	五八・六八五圓
一ヶ年地代	六九七・八〇圓
差引利益	六三九・一一五圓 (年四分二厘六毛)
地料の警戒	貸地は地上に建物があるのだから、萬一地料が滞つても必ず取れる、又其建物が他に賣られても、地料だけは先取権があると思ふのは間違である。例へば甲は乙の地を借りて家を建て、此家を抵當にして丙から借金した、遂に返済が出来なくて公賣になり、丁に落札した。

建物の所有者になつた丁が地主の乙に地料を納めんとすると、乙は云はくあの家屋には地料の滞納が若干ある。その滞納を完済するならばよし、さもなければ今後貴方に地所を貸すことは出来ぬ。そのの落着するまでは地代を受取りかねると云つた。丁は止むを得ず、前代と同額の地料を毎月中央金庫に供託し、その土地を使用して居る。此は何れ訴訟沙汰であろうが、地主にとりてはまことに危介な問題である、此の如く地料であるからとて、決して油断はできぬ。それ故に借主を選択する必要がある。

賣買の奇利 土地の賣買に奇利を占めることがある。これは最初より直ぐに賣却する目的で買ふのである。そうしてその土地を選択するには、商業地として繁昌して居つて、現に二、三の商店に貸してあるやうな土地を見付けるのである。そこで之れを買受けて、借地者に切り賣りをするのである。これを借地者に相談を特込むと、多年賣込んだ土地であるから、少々高くても大抵は買つてくれる。殊に自分の使用して居る土地だけを買ふことが出来るので甚だ都合である。又賣却するには、多數の借地人を對手にしては談が仲々簡單に行かぬから可成數人の借地人に別々に話して、賣買の話を進めるに限るのである。又一括して土地を買ふ時には、百分の五や十は



繩延びがあつて、それは餘分の利益となるのである。これ等は相場等と違つて、短時間に片付く仕事ではないが、一年に一回位やつても一寸収入のある仕事で、面白いものである。そこで萬一借地者が、買受を好まない場合には、高價に買受けたる土地であるから、相當の利に廻るやう地代を上げることも亦已むを得ないであらう。

## 第二節 貸家

貸家は確實なる事業であるが、其代りに一時に奇利を博することは出来ない。しかしこれで成功して、數萬乃至數十萬の富をなした人も少くない。又貸家業は大金を用意しければ、着手できぬやうに思はれるが、その經營の如何によつては、それほゞ資本がなくてもこれを始めることが出来る。そうして漸を追ふて擴大することがよろしい。ある人は五百圓の金があれば、千圓の家を買ふて貸家とする法を常に實行して居る。その方法は不足の五百圓は借金をするのである。此の借金も普通の借金の如く、不生産的のものではなく、且又借金があると思へば、大に緊張して却て早く之れを返済することが出来る。その位ひでなくては、いつまで経つても、貸家を一戸も

待つことは出来ないと言ふて居るか、まことに味ふべき言である。

寺院に於て貸家を經營することは、最も適當で簡易なる方法の一つである。寺院の人は最初からこれによりて、生活するのでないから、その収入は可成別途會計にしてをいて、漸次に貸家を作つて行くことが出来るのである。

貸家の方針決定 貸家を作るには、先づ第一にその方針を決定することが第一要件である。即ち上等の貸家にするか、中等にするか、下等にするかの方針である。これについて一、二批評して見ると、

中等主義の有利説 上等の分は特に別として、東京の如き都會に於て、永い經驗によれば、表通りの商業を営み得るところなれば、中等でも中の下でも、兎も角明家の場合も少く、又家賃の延滞等も少く、裏通りの月給取りや労働者に適した貸家は、明家の場合や、家賃延滞のことが比較的に多いのである。

商家は年と共にお得意も増加するから、可成同一場所に住むことを好み、その家が何かの都合で他へ移る場合があつても、その家には相當にお得意が附いて居るから、相當の權利金を出して



入る者がある。又商業地ならば、何れの家にも造作の賣買といふことが附着して居るから、造作が賣れるまでは、家賃が入るから、明家の間は極めて少い、即ち全くないと云ふてもよろしい。又商家になると少しの家屋の破損や修繕位は、一々これを家主に訴へないで、自分でやつてくれる。處が裏通りの所謂シモタ屋や労働者の居る家になると、萬事はこれと反対で、家賃をキチン／＼收めるものは、他に適當な新しい家を見付けると、すぐに轉宅をする。又家賃を收める度毎に、やれあそこがわるい、こゝが悪うといふて、修繕ばかり申出でる、その上に家賃を何ヶ月分も滞納し、家主も手に餘つて立退きを請求すると、あべこべに立退料を請求して、困らすことがある。これが中等主義について、表通りと裏通りの一長一失である。

**下等主義の有利税** 然らば何れの方面より見ても、月給取對手、労働者對手の貸家は割が悪いかといふに、そうでもない。貧民本位を主義とする方面から云へば家賃が安くさへあればよいのであるから、可成經濟的に經營すればよろしい。即ち地面ギツシリに家を立て、粗造な家屋でも差支へない。それであるから先づ小資本で初めることが出来る。そうして手数が危介であるだけ家屋は割合に高い。それ故に此の方針によると、利益の方面は此の方が多いのである。前中等

主義よりも、この下等主義の方が經濟的であるといふて居るものもある。その何れを選ぶべきかは、人々の資力と見込如何によりて決すべきである。

**所謂貸家普請** 一口に貸家普請といふが、實際貸家をたてるには、出来るだけ手を抜いて安上りにせねばならぬ。普通の住宅なれば坪當り百五十圓のものも、貸家となれば坪八、九十圓で上けるのである。第一に地堅めに金をかけない。甚だしき例を云ふと、田畑を潰して新に貸家を建てるには、さぶ浚ひのさぶを運ばせて田を理め、大掃除の塵をこれにかぶせて半年も放任して置くと、これが土化して來る、その上に石炭がらを振りまいて、その上にすぐに家を建てるのである。後になりて家が傾くとも、衛生に悪くともそんなことは一向にかまわぬといふのが現今の貸家普請の通例である。

それから用材も古材木を用ひ、壁も荒塗りの上に紙程の厚さにかけて、それと同時に鼠を縫つてお仕舞である。疊建具から何から何まで全體の工手間を除いて、可成安上りに作り、だゞ見かけを氣のきいた建物に作るのであるが、設計者の器用不器用で、いくら安普請でも思ひの外立派にできるものである。何れにしても收利目的の建物であるから見えないところに金をかけることは



禁物である。

建築取締法 東京では長屋を建築するときは、長屋と長屋の間を九尺通り明けること、他の地との堺は、相方で三尺づつ明けること、便壺の周囲をタタキにて固めること、其他一通りの取締規則がある。これらも大體は心得て居らねばならぬが、詳細のことは大工技師が心得て居る。

細民向貸家 細民相手の安物本位の貸家は、殊に出来るだけ地面を節約するのである。従つて家屋は長屋を本則とし、便所も押入も一つのもの中ですべて仕切つて兩方から共用するといふ風に切り詰め、地所もその通り九尺を除く、外は地積一杯に建てるのである。

市外の中流貸家 市内に建てた中流の貸家の成績を見るに、地面一杯に家を建てて、空地の少い貸家は、何れも失敗に終つて居る。高い地料を拂ふのであるから、空地を少くするのは當然の考であるが、實際はそれでは失敗をするのである。郊外にても住はんとする中流人は、終日市中の雑踏の中に於て執務し、疲労した身體を自宅に於て、休養をやらうといふ考から割出されて居るのであるから、たとひ家賃が少しく高くても可成庭園の廣い家を借りたがるのは、見易き心理状態である。所謂細民家屋の安くさへあればよいといふのは聊か違つて居る。

家賃の算定法 家賃は何を標準として算定するかといふに、その原價并に附近の振合一ケ年の費用等を骨子として、年利一割五分乃至二割五分位に廻ればよいとしてある。左に大體の事項を擧げると、

貸家に要する費目

- 建築又は買入の原價
- 原價の利子
- 地代
- 火災保険料
- 差配人世話料
- 家屋税
- 所得税
- 修繕費

而して家賃の収入は、明家や又は滞納等を見越して、十ヶ月又は九ヶ月分の家賃を一年の収入



と見るのが普通である。

三〇〇〇年か 某老練の談によると、昔は火災保険はなし、三年に一回は焼けるものとしてあつたので、家屋の原價償却法も、それから割出され三年に償却したが、今日では七ヶ年かゝらぬと償却が出来ないと云ふことである。即ち昔の三割三分、今の一割四分に當るのである。併し一般に貸家を有する者は、案外に薄利なものだと云ふて居るが、現に他より年一割五分の利で借金して、貸家を建て居るものがあるから、一樣には云はれない。新築家屋でも三、四年後には、流し廻りの朽れを少し手を入れなければならぬ、その後はこゝかしこと少しづゝの破損が出来る、それを一々大工をやつて直したのでは、毎年利益はない事になる。一寸位の破損は借家人より申出ても、その内大工をやりますといふて、それまでといふて古板でも打付けてやるやうにせぬと成立つものではない。貸家を業にするものは、年一割餘にしか、當るものでないといふことを常に念頭をはなれてはいかないのである。

造作に對する習慣 東京の貸家は、商店向とし、またや向と、造作（疊建具）の貸家法が違ふ。しもたや風の貸家は、官吏、會社員、下つて労働者の住居に適する裏通りの貸家で、造作付き月

若干といふ規定のものが多し。疊替、襖の張替は家主の負擔又は家主と借主と折半のものがある又全然借主の方にして、幾分家賃を少くする方法もある。商店向きの貸家は、造作付きといふのは無く、借家人自ら買ひとつて入るのが多し。今日では此の造作なるものは、一種の場所の借用權になつて居て、造作その者の實價ではなく、目拔の場所であるなれば、實價五十圓か百圓のものでも、實際の賣價は千圓二千圓といふことは珍しくない。すつと町端でも二百圓、三百圓で賣買せらるるのである。

借家人と造作賣買法 今こゝに商店向の貸家あり、一ヶ月の家賃五十圓、敷金三百圓、造作代五百圓とする、甲が造作を買ひ、この家に入るには、造作代の外に三百圓を家主に提供して入り爾後月末毎に家賃の五十圓を納めるのである。甲が都合によりて他に轉宅し、こゝを明けるとしては、乙に賣りたる造作代と家主に預けて置いた敷金を得て退くのである。此の時甲は已に他に轉し、乙が造作を買ふまで、實際家屋をあげて置いても、造作のある間は、甲は家賃を拂ふのである。乙が此の造作を買ふ時は、家主に交渉して異議なきを確めて後に買ふので、若し家賃の滞納でもあれば、家主は異議を云ふのであろう。又ある種の家主は、其造作を家主が買ひをき



第二に入るものには、家主より賣渡す方法をとつて居るものもあるが、これは一定して居らない。敷金の標準。東京の家屋の貸借には、敷金と稱して、保證金を、四ヶ月分位の金額を借家人より出金せしめて家主が預りをき、退去の時にはこれを返すことの習慣がある。借家人によつては敷金をもつと出すから、家賃をもつと減じてくれといふ人もあるが、これは概して確實な借人である。大阪では借家人の立退く時に、敷金の一割を家主が取り、九割を借家人に返還する習慣がある。そうだから、借家人が十回轉宅するときは、同額の敷金であれば全くなくなることになる。然しその爲めに幾分轉居を防ぐことになるであらう。

借家契約證 左にかゝるものは、市中で賣つて居る契約證の一例である。

收入  
印紙

建物賃貸借契約證書

所在

一 造 葺 建

但シ造作

此 建 坪

水道 栓第 號附

此貸借料壹ヶ月金

右ハ貴殿御所有ノ建物 年 月 日ヨリ前記ノ賃借料ヲ以テ拙者ニ於テ賃借シタルニ

付左記合意ノ上本契約ヲ致シ候

一 賃借料ハ毎月貳拾八日限り其月分ヲ貴殿方又ハ貴殿指定ノ所へ持參御支拂ヒ可申若シ壹ヶ月タリ共支拂ヲ延滞シクル時ハ敷金ノ有無ニ不拘何等ノ催告ヲ要セスシテ當然本契約ハ解除セラレタルモノトシ直ニ建物明渡ノ御請求有之候共異議無之候事

一 土地ノ狀況地代ノ騰貴若クハ公租公課其他建物ニ關スル負擔ノ増加及ヒ比隣家賃比較等ニ困リ賃借料ノ増額ヲ要セラル、トキハ御請求ノ通り異議ナク承諾可致候事

一 賃借建物内ニ於テハ危險若クハ近隣ノ迷惑トナル可キ營業其他賃借建物ニ損害ヲ及ホス可キ營業等一切致間敷候事

一 建借建物ハ現形ノ儘使用シ貴殿ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ建物又ハ雜作物ヲ變更セス尙賃借權ノ讓渡轉貸等ヲ致間敷尙又間貸同居人ハ絶對ニ置カサル事



一 賃借建物ノ變更シタル部分及ヒ雜作物ハ該建物ノ明渡シト同時ニ自費ヲ以テ取毀テ原形ニ復スルハ勿論ナルモ若シ其施工ヲ爲サシテ明渡シタル時ハ該物件ニ對スル拙者ノ所有權ヲ拋棄シタル者ニ付其物件ニ對シ貴殿ニ於テ如何ナル御處分相成候共毫モ異議無之候事

但シ原形ヨリ建物ノ價格ヲ減シ又ハ過失怠慢ニ依リ建物及雜作物ヲ毀損シタル時ハ賠償ノ責ニ任シ可申候事

一 當方ノ失火ニ依リ賃借建物火災ニ罹リタルトキハ貴殿ニ預託シタル敷金ハ其返還ヲ請求致間敷候事

一 貴殿ノ都合ニ依リ此契約ヲ解除セントスル時ハ六ヶ月以前ニ通知スル事通知期限滿了ト同時ニ該建物明渡可致尙建物明渡シノ節ハ如何ナル事情之有候共總テ自費ヲ以テ明渡シ決シテ移轉料等請求致間敷候事

一 保證人ハ總テ賃借主ト共ニ連帶責任ヲ有スル者ニ付若シ他市郡へ移轉スルカ又ハ死亡シタル時ハ更ニ本市郡内居住ノ保證人ヲ相立可申候事

一 賃借主ニ於テ死亡シタル時ハ直ニ相續人ヲ定メ貴殿へ申出ツヘク尙貴殿ニ通知ヲ爲サシテ一

ヶ月以上賃借建物ニ居住セサル時ハ當然本契約ヲ解除セラル、旨承諾致候事

一 衛生ニ要スル諸入費下水浚ヒ及ヒ非常夜廻リ其他町規ニ係ル費用並ニ水道給水料ハ總テ賃借主自辨ノ事

但シ賃借建物ヨリ生スル糞尿ノ處分ハ貴殿ノ御指圖ニ從ヒ可申候事

一本契約ニ關シ訴訟ヲ提起セラル、場合ハ賃借主居住地ノ區裁判所ヲ第一審裁判所トスル旨承諾ノ事

前記各項承諾ノ上確實ニ履行可致保證人連署ノ建物賃借契約證書仍而如件

年 月 日

賃借主

連帶保證人

殿

差配人 所有土地、所有家屋の賃貸料の取立等は、所有者自身でやればよし、若し土地、家屋が遠距離にある時は、代人を他に置くことがある。この代理者を差配人といふのである。土地の



差配人は廣い番地で、戸數の多い土地の外には、餘り必要がないから、こゝには貸家の差配人のことだけを述べることにする。

差配人の仕事 差配人には専らある一人の家屋の世話をすると、多數の人の特家を差配するものとあり、或は特に懇意先から頼まれて、別に本業を有する傍ら五戸十戸を差配するものもある。その仕事は其の貸家について所有者の代理となつて、空家を借りたいといふものに家屋を見せ、或は貸借の契約を結び、月々の家賃を取立て、或は寄留届に加印し、若し借家人が轉居する時には、一應屋内を調べて不足品のなきかをたしかめた上に、家賃敷金等の勘定をして渡すのである。借家人にして動かす、家賃が滞りなく集る時は、まことに氣樂な仕事である。

差配人の報酬 差配人の報酬は月額何程と定めたるものあり、又集金の何分と定めたるものもある。五十圓づゝの家を十軒を差配する時は、月に五百圓を集金する。二十圓の家を二十五軒差配しても、集るところは同じく五百圓である。歩合一方にする時は、前者を百分の二、後者を百分の三にしても、その勢力を比較する時は、前者が尙ほ樂である。歩合は戸數の多少、等級の上下によりて大に異にせなければならぬ。東京市内普通の差配料は百分の五六位ひが多いやうである

家賃滞納者 悪い借家人に入られると、家主は全く泣かされる。何ヶ月も家賃を拂はず、立退を迫つても平氣で動かす、強いて立退を請求すれば、反對に立退料を請求される。こんな滞納者でも露天へつかみ出して、家を明けさす事は出来ない。裁判の道をふまなければ手を付けられない。悪い借家人は右の事情をよく知つて居るので、這入る時に夕刻まで敷金を入れるからといふてその家に入つたら最後一文も家賃を入れないで、ついには立退料を請求して容易に動かぬ。それ故に借家人の選擇は、最も大切なることであるが、多くの貸家を持つて居るものは、一々借家人の身元を調べることも出来ず、五人に一人、十人に一人位は悪い人にかゝつて手をやくだのである。すべて貸家の利益は、年一割位ひから二割位である。その中で十人に一人不納されると、一ヶ月の利益は始めゼロ近くになるのであるから、いかなることがあつても延滞させないやうに、注意しなくてはならぬ。

帶納者の職業 家賃の延滞不納者は、第一に遊人（賭博者）、第二土工夫、第三仕事師、第四新聞ゴロ、第五壯士等と大抵相場はきまつて居る。その人物を見抜くのは家主なり、差配人の所謂經驗上の利斷によるのである。



借家人の身元詔。家を借りに来て、この人は遊人だと思ふた時は、これまでは何處に御居でした、幾らの家賃でした。こゝの家主の規則として、最近一ケ年の家賃の通帳を拜見してから、貸すことにきめて居りますから、それを拜見した上でお約束をいたしませうと出ると、從來延滞のないものは、すぐに通帳を持つて来るからそれには貸してもよろしい、延滞のある奴はそれきり來ないのである。又ある家主は借人が來た時に、只今他と交渉中で明日までに返事が来る筈であるから、若しその返事がなかつたならば當方から申上げます、「ごちら様でせう」といふて、その者の住所氏名をきゝとり、人品を鑑定してをき、現在の差配人等につきて、その職業や從來の素行を内偵し差支なしと見た上で貸すことにして居る、これなれば大抵は間違ひない。

### 第三章

## 經濟安定の方法(三)

### 第一節 殖林は寺院の基本財産として最も適當である

#### 理由

イ、邦人は森林を愛する觀念が乏しい。

凡て森林のみならず、危害を加ふるものは、天災と人爲の二である。天災は彼の最も安全でありと信ぜられて居る農業でさえも、之にかゝること甚だ多くして、旱魃、洪水、虫害、風害、雪害等其の著しきものである。森林も亦此の害を受くることは言を待たざることであるが、其の害を受くるの程度に於ては甚だ小である。

然し最も恐るべきは人爲の害である。人爲の害では山火事、盜伐の二である。山火事は木會の檜林に於ける様に全く枝と枝とが風の爲に摩擦して火を出すと云ふが如き、一見天災の如くに見えるけれ共、之れは甚だ稀な事實であつて、先づ山火事と云へば全く人爲と見て差支へは無いのである。元來吾が國民の胸中には未だ森林の大切な財産であると云ふ觀念は極めて薄弱であり従て森林に對する注意力も極めて少なく、立派なる森林に立ち入つて危険なる場所で焚火をし、或は乾草の生へた林下の道路を歩みながら煙草の吸殻を叢林中に捨て、平然たる者がある。甚だ



しきに至つては森林内にて焚火をし、其の儘放擲して立ち去る様な者もあるのみならず我が國に於ては年々原野に火を放つて焼く習慣がある。それも別に相當な防火線を作らずして放火するのであるから、其の火は附近の森林に燃え移つて立派な森林を烏有に歸することは屢々ある。且人々も餘り山火事を意に介せざる者が多い。之に反して一朝村落に失火でもあれば、詰らぬ小屋でさへも大騒ぎをなし、見物の人引きも切れぬ有様である。巨萬の價値を持てる山林を焼きて平然たる人が、塵介の推積に等しい灰小屋を焼きて周章するのは、余はまことに不審に堪えぬ次第である。林業の盛大をもつて誇つて居る獨逸に於ては、其の森林が公有林であると、私有林であるとを問はず、若し山火事を生じたるを發見した時は、丁度町内の失火の様に警報を傳へ、人民總出にて消止に努力すると云ふことであるが、まことに公徳の進歩した美風と云ふべきであらう。こゝ云ふ美風があつて益々森林業の發達すると云ふことは當然の理である。我國に於ても盛んに林業を經營しつゝある地方では、此の美風を奨勵して居る。即ち吉野林業の如き村民一同の利害に關する爲に之を保護し、又は天龍川附近の林業地にても山火事の消防組合を作つて、山火事があれば直ぐに消防に従事すると云ふことである。之れを要するに日本に於て山火事の多いのは、

森林に對する地方人の不注意と、原野の火入れと云ふ惡習に依るのであるから、地方人が世の識者は大に努力して漸々森林の尊きを辨へる様になる方法を講ずると同時に、一面森林法の實施と共に之を除くことが出來ると思ふ。

#### ロ、森林は容易に他に運轉することが出來ない

經濟界の變動に順じて、容易に運轉することの出來ないと云ふことは、寺院の基本財産の性質上欠くべからざる要件である。由來寺院が永久的のものであるから、従つて其の財産も成るべく永久的にして、且つ容易に動かし難いものを選ばなければならぬ。若し之に反して投機等の一時的な物に手を出して之れを利用せんとする時は、兎角失敗を招き易いものである。(世の寺院住職諸師にして往々かゝる失敗をなすものは殆んご枚擧に遑なき程である)然るに山林を經營すれば數十百年の經濟を基礎として計畫するのであつて、一時的經濟の變動によつて、之れが經營の方針を變更すべきものではない。林業はかゝる性質を有つて居るから、一度方針を立てれば、其の後は時々之れが修正をするに止めて、決して大變更を爲すべきものではない。従つて社會經濟の機先を制する等の機敏なる働きは必要でない。是れ林業は活發なる動作を成し難ひ寺院の經營事



業に適する所以である。

#### ハ、林業の経営事業は甚だ簡單である

上述の如く森林は寺院の基本財産とするに、最も適當なるものであるけれ共、若し之を經營する上に於て、其の仕事の複雑である時は、到底寺院の事業には適せない。例へば年々五六萬圓位の収入を得る森林であつても、僅に一人の技術者と、二三の役夫でも足る者である。彼の千葉縣に於ける農科大學の演習林は、其の面積二千三百町歩あつて、年々一萬圓内外の収入を得るけれ共、其の管理者は唯技術者兼書記一人と、他は一名の番人を使用するはかりである。而も該林は今現に整理中であつて、一旦法正林完成する時は、毎年拾萬圓以上の収入は確實であると信ずるのである。若し他の事業で、毎年拾萬圓以上の収入を得様とするには、到底二三人の仕事としては爲し得るものではない。故に二千町歩位の林業は、之を經營するも一名の技術者と、二三の保護者を以て之れを爲し得るものであつて、餘り手数は要しないのである。只大森林を所有する時は、之が保護は稍困難である。それは多くの番人を絶えず巡視せしめて、山火事盜伐は勿論のこと、種々なる天然の危害に對しても、之れを保護するの必要があるからである。斯の如く一

個人の所有に於ける保護は、かゝる手數と心配とを要するけれども、寺院の基本林になると、其の森林の危害にかゝわるは、其の實檀信徒全體の財産を危ふくするのであるから、信徒共同して注意し、成るべく寺院に多額の収入を計るの心起り、自ら共同して之れを愛護するわけであるから、一私人の所有とは異ひ、大ひに手數を省き、而も最も安全に實用することが出来る。

#### ニ、森林は年々均一の収入を得ることが出来る

寺院が其の基本財産より得る所の収入は、主として寺院の經常費に充つべきものであるから、其の収入は年々略ぼ均一であつて、其の上容易に人爲を以て増減し難きものでなくてはならぬ。即ち施業案を編成して、正當なる林相を形成してからは、年々の伐採區域は極めて嚴格に之を定め、決して之を變更してはならぬ。若し之を變更すれば、獨り經濟上ばかりでなく、施業上に於ても大なる損害を招く様になり、一度過伐して林相を破つた時は之を回復するに數十年の長年月を要するのである。その上森林は、他の有價財産の様に隱密に貯藏せらるゝものではない。故に其の伐採利用も、常に外部に表顯せらるゝものであるから、若し管理者等が私かに施業案の豫定を變更して伐木した時には、直ぐに一般の認める所となるから、之れ又財産の確實なる一理由と



なる。

#### ホ、森林の間接に及ぼす効用

已上述ぶる所は、森林を寺院の基本財産として最も適當でありとする直接利益の點から見た理由であるけれども、更に森林間接の効用即ち森林の存在は、其の地方の住民に如何な影響を及ぼして居るかと思ふ點より觀察する時は、益々森林を寺院の所有とするの必要なるを發見するのである。其理由は森林は單に木材薪炭を産出して、人類社會に多大の利益を供するばかりでなく、一方には水源を涵養して洪水を豫防し、海岸に於ては風潮を防ぎ、氣候と調和し、土砂の崩壊を防ぐ等其の他種々の効用を冥々の裡に及ぼして居るのである。故に政府に於ても是等の森林の無形の効用を全ふせしめて、國家の安全を保つ爲に一種の保安林の制度を定めて、其の森林の伐採或は開墾等に制限を加へて居る。例へば水源涵養に必要な箇所とが、或は土砂柁止に必要な箇所、其の他森林間接の効用に對して必要である箇所は、之れを保安林に編入して、其の森林の所有者をして自由に之れを伐採することを禁じて居る。之れは私人の利益より考へれば甚だ不都合の様であるけれども、一般公衆の利益より考へればまことに止むを得ぬことである。而して寺院は

森林を所有する時は、常に其の森林について私人的の經濟を營むばかりでなく、尙ほ一方には地方一般の共同利益をも計る義務があるから、無謀の處置をなすことは出來ない。即ち之に完全なる施業を施して監督をする時には、公私雙方の利益を收むることが出來、従つて保安林の必要を認むる要はない。

#### へ、社會的觀念よりする寺院林の必要

近時社會主義が漸次擡頭して來て、往々其の弊害を被る様になることは必然である。現に歐洲諸國を見ると、何れも此の主義が盛んに行はれて、社會の秩序を亂して居ることは皆人の知る所である。是れは畢竟大地主と小作人、或は大資本家と勞働者の争であつて、今日の經濟上の大勢としては、地主は益々其の地面を併せて廣大にし、資本家は益々其の資本を殖やして行き、之に反して小作人は日々自分の所有地を亡くし、貧弱なる勞働者は益々増加して來て、各其の衣食に窮する様になる。此の大勢は漸々我が國にも影響を及ぼして來て、中産者は少なくなつて其の内的小數は大資本家となり、大部分は下等の生産業に陥りつゝあるのは、世の具眼者の密に憂ひて居る所である。故に森林の様な地方の安寧に大なる關係を及ぼすものは、成るべく之れを一個人の



所有に歸せしめることを避けて、確固な基礎を持つて寺院の所有として置くことは、社會よりするも最も必要の事業である。

以上の理由によつて見れば森林の基本財産として最も適當であることは了解出來たことと思ふ已下其の植林地の設置法について述べることゝしやう。

### 植林用地の買方

上來已に寺院基本財産として植林が安全且つ確實なることを述べたが、然らば植林用地を如何にして手に入れるかと云ふことが問題になる。これは最も重要な事柄である。しかし寺院にたとひ禿山にしろ寺有の山があれば別に問題はない、そのまゝ植林すればよろしいのである、今は主としてかゝる場合に非ざる即ち寺有の山がない時に、如何にして植林地を得るか云ふことを研究せねばならぬ。これは各寺院共に各其の事情を異にして居るがら一概には云ふことは出來ない、けれ共今二三の方法を列擧して御参考に供することにする。

一、國有地拂ひ下げ運動 國有林中諸方に散在して居る小面積の森林の整理上之を拂ひ下げることとなり、明治三十四五年の頃しきりに拂ひ下げたが此の國有林拂ひ下げは運動屋なる者の自

的物となつて、幸に拂ひ下げが許されれば直に之れを濫伐して一時の利を貪つて所謂山師的の仕事と成つて、單に一時の利を得さえすれば後はかまわぬと云ふ風になつた。之が爲に折角拂ひ下げられたる森林は盡く亂伐せられて、一つとして満足すべきものはなくなり、爲に却て山地の荒廢を來して害ばかり多く、少しも利益がなくなつて、一時拂ひ下げを中止するの止むなきに至つた、而も此の拂ひ下げは元來政府に於ても何の緣故もない私人には容易に許さず、可成其の森林に緣故の深い地方の團體又は寺院に許可する方針であつたが、それさえも地方人の明なきために或る一二の奸惡なる徒に詐られて、徒に其の惡徒の腹を肥すに過ぎなかつた事は、まことに残念なことであつた。然るに此の頃に成つて政府は、國有林拂ひ下げの中止を解いて、再び拂ひ下げに着手したことであるから、此の際寺院に於ては慎重の態度で、適當の森林が有つたならば、機を失はず之の拂下を請願して寺院基礎の安定を計らなくてはならぬ。

勿論之れは適當の理由がなくてはならぬ。其の理由は其の寺院に古來特殊の因緣關係が有つたとか、或は古その地の領主が寺に寄進したるものを寺院の荒廢に伴ひその山林も誰の山林やら不明であつた爲に、明治初年政府に於て山野地租改正の爲め、當時の官吏がその間の事情に暗く幾



百年の歴史を知らず、誤つて全山を官有地に編入したと云ふ所もある、かゝるものは至急に専門家に依頼して事實を調査し、よろしく政府に具申してその下戻を請願することである。

### 一、大字小字共有山の回收

各地方に於ては其の村内の大字又は小字には古來より共有の山野がある。而して其の山の多くは荒蕪になつて、多くは草山となり、甚しきは禿山となりて徒に放置してある。而したとひ禿山にしても此れを一村の村有山として之れを村に移すとなると、村内に於ける他の字や部落との從來の關係や、其の他意外の情實が錯綜して、それも實行出来ない山もある。此等はよろしく寺院に於て適當の信徒に圖り、圓滿にその字に關係ある寺院に寄附して、その寺有基本山林を造成し一は以て寺院の基礎を強固にし、一は以て部落民負擔の軽減を圖れば、一舉にして兩者の幸福と云ふべきである。

### 一、荒廢山買收

地方に於ては荒廢に委した山が澤山ある。それは價格としても極めて安價なものである。寺院住職又は有志信徒たる者は此の際進んで、かゝる安價にして成るべく廣汎なる面積を有する山地

を調査して、廣く檀徒會議を起して、或は寄附金に、或はある條件の下に五十年又は百年の借地か、又は収益金の分配を規定して共同植林にするか、その處は地方々々の事情及寺院信徒の事情によりて斟酌して名案を立て、之れを寺有とすることに努めなくてはならぬ。今後植林は益々盛大なるばかりで永久に荒蕪地の多くなる筈はないのである。

### 一、遠隔地山林の買入

都會の寺院又は山村の寺院にしても、附近に適當の候補地が見當らない時、又例へば北海道の如き遠隔の地に内地にて想像の出來ぬ様な安價で、而かも廣大の土地を買ひ入れることの出来る手がかりがあつた時には、なるべく之れを入手した方がよい。先日も或る退職の總領事が北海道の土地を義理合上いや／＼ながら他人から押し付けられて、約四十萬坪の大地を僅に三千圓位の金で買はせられて居たが、それが今回鐵道が布設されるので、一躍數十萬圓に昇つたと云ふことである。これは非常に妙を得た一の實例であるが、北海道に限らず何れの僻遠の地でも鐵道網は益々細かに張られ、數十年の後には經濟的にも恐らくは日本國中、今日より想像だにすることの出來ない有様となるであらう、それ故に適當の山でも土地でも見付かつた時に、直に檀信徒會を



催して萬難を排して、永久に寺の基本として買ひ入れて置くことを忘れてはならない。

### 一、山林の買入

上に述べた處は主として現在は山に樹木の無い所謂荒山の事を主として述べたのであるが、必ずしも荒山や禿山でなくても鬱蒼たるや相を呈して居る山でも決して買つて悪いことはない、如何に禿山でも特別の關係があつて、寺へ寄附してくれない限りには買はねばならぬのである。その山を買ふべき金は矢張り檀信徒の據出によるのであるから更に茲に一つの案がある、それに立派なる立ち木のある山を、少し高いけれ共立木と山と同時に買ふのである、それでその立ち木は全部賣つて仕舞ふのである。その後檀信徒協力して大々的に殖林を行ふのである。従來山の樹木の賣價は切り出しをやる所謂山師と云ふて居る買方は山を買ふに當りては、其の代金の計算は買入から伐採すみまでの永い間の金利や、運搬費、人夫費、其の他諸種の雜費を、賣費の三割以上を懸けて尙ほ且つ、二割以上の利益を見ねばやらぬのであるから、其の間に莫大なる利益のあるものである。然しこゝに一寺院を中心として、檀信徒が眞に奉仕的に團結して、相當の組織の下に協力して寺院永遠の基礎を作る爲に此の山林を買収し、此れを伐採し市場に搬出したとする

それは山師の營利的に行ふよりも、より速により安價に運ばれることゝ信ずる。たとひ此の間に相當の利益を見ることが出来なかつたとするも、決して損害を受くるが如きことはないと思ふ。勿論此の山林を買ひ入るゝことの目的は、山の材木を賣つて儲けると云ふことよりも、山の立ち木は全部賣却して残つた所謂裸山が目的なのであるから、立ち木を賣つて儲けなくてもよろしい損をしなければそれで良いのである。もし檀信徒で伐採事業に従事することが出来なければ、そのまゝ立木のまゝの値段に他の伐採期限を附して賣却すればよろしいのである。その後へ残つた山に殖林するのが此の方の目的なのである。これを述べた理由は前にも云ふた通り、必ずしも荒山や禿山を探さぬまでも立ち木のある山を買ひ入れても、寺院の基本財産の根底たるべき山を手に入るゝ一の方法として述べたのである。

### 山林施設後の用意

造林を施設する時には宜しく専門家に依頼して此を完全に成功せしむるために一の施業案を作り爾後これによりて經營することを必要す。専門的智識がなくて施業案を作り保護利用の規律もなく濫りに着手する時は必ず失敗を招くのであるから大いに注意すべきである。



造林施業案の例

- 第一條 寺財有産ヲ設クルヲ以テ大正何年ヨリ大正何年ニ至ル々々箇年ヲ一期トシ造林ヲ行フモノトス
- 第二條 造林施行方法ハ本條以下ノ規定ニ依ルモノトス
- 第三條 造林ノ樹種ハ杉檜ノ二種トス
- 第四條 造林用地ハ何々山ヲ以テ之レニ充ツ
- 第五條 造林ニ要スル苗木ハ苗圃ヲ設ケ之レヲ育成ス
- 第六條 山地植付ヲ一箇年十萬本トシ大正何年ヨリ大正何年マテ一十萬本ノ植付ヲ行フモノトス
- 第七條 山地植付ノ翌年ヨリ七箇年間補植及ヒ整樹ノ手入ヲ行フモノトス
- 第八條 造林費ハ別表ノ概數ニ依リ毎年度ノ豫算ニ於テ之ヲ定ムルモノトス(別表ハ之レヲ略ス)
- 第九條 造林ノ施業上ニ要スル夫役ハ壇信徒ニ之レヲ賦課スルモノトス
- 第十條 造林施業上事務管理ノ爲メ壇信徒ヨリ委員五名ヲ置クモノトス
- 第十一條 造林終業後ノ目的ヲ定ムル概ネ左ノ如シ

- 一、植樹總數一十萬本ノ内半數ハ間伐被害木等ノ減損ト看做シ全成木ヲ五十萬本トス
- 二、成木期ヲ植付初年ヨリ起算シテ三十箇年トシ其翌年ヨリ二十五年間輪伐ノ法ヲ以テ毎年ノ伐木數ヲ二萬本ト定ム
- 三、造林起業後輪伐終了マテ五十五年間輪伐一本ノ價格平均金壹圓ト積算シ毎年凡二萬五千圓ヲ得其半金及一萬二千五百圓ハ毎年度ノ經常歳入ニ編入ス
- 四、輪伐年間ニ於テ蓄積スル基本財産凡ソ金六十二萬五千圓ト見積リ以後年利三萬一千二百五十圓ヲ得之レテ永遠寺院歳入ニ編入シ壇信ノ負擔ヲ輕減ス
- 第十二條、植付十五年以上ニ渉ル間代事業並ニ伐採跡地植付ニ關スル規定ハ別ニ之レヲ定ム

基本財産増殖の實例

今日まで寺院に於て基本財産として山林を作つたと云ふ例が甚だ稀で、その模範を示す事に苦しむのである。そこで参考の爲に地方町村に於て行はれた一例を以て参考に供したいと思ふのである。

廣島縣山縣郡筒賀村の例



本村は上筒賀下筒賀の二大字より成り戸數七百、人口四千を有し、村内は耕地少く山林が大部分を占む。そこで材木薪炭の産出が豊富である。随つて諸税を怠納する者が殆んど無く、官の救助を受ける者は僅に二ヶに過ぎぬと云ふことである。本村に於て特に注意すべきことは基本財産の豊富なることである。本村は古くから基本財産の造設の必要なることを認め、それは造林の外は無いと云ふことを考へ、享保年間より元上筒賀村中筒賀村入會野山林たりし八百二十五町歩を明治十三年二月民有地第一種に編入し、ついで明治廿二年町村制施行の際之を全部村有基本財産となし、爾來幾多の困難を経て或は伐採期に達したる材木を賣却し、その代金を積み立て或は國産林野の拂ひ下げを受ける等鋭意之れが増殖を謀りたるを以て、今や村有林は土地台帳面積一千二百四十町四段八畝二十七步（實測面積二千町歩以上）及び、明治三十年頃より植林規定を設け毎年約二萬本宛の植樹をなし、尙ほ嘗て拂ひ下げを受けたる國有林にも全部の植付けをなし、全山鬱蒼たる林相をなし、其の價格立木のみにて少くも百萬圓に達すると云ふ、尙ほ是等山林をはじめ基本財産より生ずる収入を蓄積せし額を合算せば、現金及株權等十萬圓にも達すると云ふのみならず該山林より立ち木賣却代金等多額の年收あるを以て悠に村經費の大部分を支辨するに

足ると云ふ。かくて本村は實に縣下比類なき富村を以て目されて居る。

前述の如く本村の山林は非常に整理せられたれと雖も、尙ほ前途施設を要すべきもの多々ありかの戦役紀念として本村百年の大計を立てん爲に毎年基本財産より生ずる臨時収入を以て、毎年十町歩宛に對し杉檜栗等の苗木を樹付け、五十年間に五百町歩の造林を完成せんとするもので、若し此の事業にして完成したならば實に五百萬圓以上の價格を有する大森林を造出すると云ふことである。

尙ほ此の外に學校兒童をして愛林の念を解せしめ、且つ學校基本財産造成の目的を以て、更に三十町歩の山林を設置する計畫があると云ふことである。

以上の如きは聊か規模大にして、一寺院の如きは容易に實行することが出来ぬが、たとひ其の幾分の一でも實行したならば、其の結果は實に非常なものである。

## 第二節 桐 樹

### 一、緒 言



植林植樹と云へば直ぐに百年の長計の様に思はれるが、桐の成長は至極速で、植附後三年目には高さ二十尺以外となり、周りは年々四五寸宛肥大して六七年になれば、既に下駄材となり得るのである。此の成長は固より地方によりて多少の差異はあるが、他の樹木の殖林に比較して資本の廻收も早く、又極めて小面積の土地でも完全且つ有利に經營することが出来る長所を持つて居るから、寺院の基金作成の爲に最も有利なるものである。

### 二、種類 及 適地

桐は玄參科の「キリ屬」に屬し、東洋の原産にして僅に六種を産するばかりである。其の中で二種は吾が臺灣に他の四種は支那に産出せらる。我が内地在來の桐は支那原産の一つであつて、中古に於て我が國に傳來した物と傳へられて居るが、吾が國の桐が原産地支那の桐よりも其の品質の優良なるものを産出し得るのは造林進歩の結果だと信するのである。

桐樹は溫暖の兩帶に産するけれ共、最も温帶南部に必適して、温暖兩帶の北部は之に次いで居る。けれ共其の産地の風土によりて著しく材質に優劣あることは免れざることであつて、古來奥羽地方より産出せられるものは、之を南部桐と呼び、品質優良を以て知られて居る。東京府の

如きは、暖帶北部に屬して氣象上より概観して見れば、府下何處として桐の繁茂に適せぬ地はないのである。之を實例に徴して見ても、今を去ること凡そ七八十年前より、畑地の畦畔宅地廻りの如き寒地に之れを植栽せるもの多く、其の成績も亦概して良好であると見ても分る。桐の適地としては、適地は高燥適潤にして、強風及西日をさくる地か適して居る。平坦なる土地は純正なる桐林を作るに適すけれ共、尙ほ傾斜面の山腹に於ても成養佳良なものがある。土壤は排水良き砂質壤土の肥沃なる源地が最良で、砂土礫質壤土は之に次じ、地味は良好でも地下水高き場所に於ては成長不良なるばかりでなく、或は髓心腐朽し或は全然枯死するのである。粘土質の箇所及土地に於ては生育は極めておそく、遂に蟲其の他の病害に侵さるゝことが常である。桐は陽樹であつて陽光を好み庇陰地又は他の樹木の爲に太陽を遮らるゝ様な場所を嫌ふのである。故に之を密植すれば被壓木は忽ち枯死し、残存せる立木に於ても林縁にあるものは林内にあるものに比して成長頗る旺盛である。單純林として鬱閉を保ち得る期間は二十年内外である。

### 三、桐 樹 の 効 用

桐樹は其の利用は極めて廣くして、一枝一根も無益に捨てる處は無いと云つても過言ではない



即ち根は萌芽させて苗木を作り、根株は火鉢用材とし、枝の細き所は木炭にして書家に使用せられ、炭末は火薬の原料、黒色染料及磨用料とし、太き部分は子供の玩具を作り、若芽は食料に、生葉は薬用に、殊に之を醬油の中に沈漬して置けば黴を防ぎ、又便所の除虫済にも用ひられる。其の種子又樹子も薬用とし、又種子の煎じ汁にて髪を洗ふ時は髪の癖を治すと云ふが如し。更に桐材によりては用途左の様である。

イ、指物用材 箏筒長持本箱机角火鉢其の他諸種の小箱類

ロ、樂器用材 琴三味線及神樂太鼓月琴の胴筑前琵琶の腹板等

ハ、經木紙用材 桐材の薄板を作り之を和洋紙に糊着す

ニ、下駄用材 下駄足駄

ホ、建築用材及建具用材 天井板欄間鏡障子隠板戸襖及屏風の骨等

其の他假面彫刻反物の捲心浮子寄木象嵌羽子板嵌作葬具金床内部の箱等

#### 四、造 林 法

##### 其一 天然造林法

造林法に天然造林法、人工造林法の二法がある。天然造林法に天然下種造林法と萌芽更新法の二種があるが、前者は特種の地方に稀に行はれるもので、一般には極めて困難である。即ち桐樹は種子の天然發芽及幼苗の育成は、萬全の機會に非ざる外は、大底失敗するものである。萌芽更新法は桐樹林の作業上古來よく最も普通に行はれて居つて、且つ最も經濟的な更新法である。即ち苗木より仕立てた桐樹林を相當な伐期に伐採して、其の根機から萌芽したものを仕立て、更に新林を作る方法たる萌芽の撰定手入及保護等は大略後述、人工造林法と大差は無い、只特に注意すべきは伐根をなるべく底くすることである。若しそうすることが出来ない時は、伐採後伐根の周圍を掘り起して、更に伐根を切り下けて、地上の部分より萌芽せしめない様取扱はねばならぬ之れは伐根の地上部より萌芽したものは風害に罹り、發育は不充分で、其の上伐根の腐朽で髓心が腐ることがあるからである。故に芽はなる可く地中より發生せしめる必要がある。若し數本の芽を一時に發生したる時は、其の地中より出て、鋸切面より離れたる箇所より發生し、發育の盛なるもの一本を残して、他を掻き取るのが常法である。場合によつては更に一本の芽を残して風害等に備へる豫備芽として置き、後日其の必要のなきに至つてそれを切り取るは最も良い方法で



ある。

從來の東京府多摩各地の桐樹の如きは、其の伐採は大底立木の儘仲買人に賣却し、仲買人に於て伐採する習慣であつたが、斯の如きは伐採に際して根株に對する注意を欠き易く、引いては伐採後の萌芽に甚だしく影響を及ぼすものであるから、將來は林主に於て伐採する様改むる必要があると思ふ。

### 其二 人工造林法

人工造林に必要なものは第一苗木である。苗木の養成には分根、播種、挿木の三種がある。

(一)分根法 右三種の方法中最も易き方法で、而も成長は早く經濟的であるが故に、現今桐苗の養成は大底此の方法に依るのである。而して種根を採取するに山出苗木の木より採取するのと、成林したる親木の上根から採取するのと二つの方法がある。前者は最も廣く行はれ、その上善良なる苗木が得られるが、後者は如何程細き上根であつても根部の木化せるものが多く、随つて發芽力は旺盛でない。

故に親木から種根を採取し様と思へば、親木の根元から五、六尺の距離に於て、早春表土を堀り起して、上根を切斷して、此處に充分腐熟したる塵芥土、稀薄な人糞尿或は馬糞等を施して、多數の白根の發生を促し、其の翌年若しくは三年目に、新しく發生した根の小指大の物を五、六寸位の長さに利刀で切斷し、貯藏中腐敗や凍結等を豫防する爲に六、七日間陰干をして半乾き位ひとし、南向きの日當りの良い、溫氣の方は畑地又は人家、土藏或は物置等の軒下に相當の穴を掘り、頭尾を區別して三四十本の束として其の内に入れ、上より三四寸の被土をして置く時は、翌春根は己に細根及若芽を生ずるから、之を叮嚀に取り出して、善良なる物を選んで種根とするのである。次に山出苗木より種根を得様とすれば、秋期十一月頃苗木を掘り取つた後根部の長さを五六寸残して其の餘りを切り取り、更に切り取りたる部分を四寸位の長さに切りて種根を作るのである。此の場合に種根の切斷面をなるべく小さくし、且つ皮部に損害を生じない様特に注意が必要である。而して切り取りの際種根の頭部(根株に近き方)を平に切り、尾部を斜に切るのは頭尾の區別を易くする爲と又定植後に根の生育を速からしむる利便がある。この山出苗一本から採取し得る本数は、苗木の優劣によつて元より異なるけれ共、普通二十本乃至三十本である。右の方法に依つて得た種根を、前記親木から採取した種根に倣ひて、便宜の所に貯藏して置き、



翌春苗圃に移植するのである。若し春季苗木を掘り取る時は元より得たる種根は何等乾燥の必要もなく、直に苗圃に定植するのである。

桐樹は肥料に對して頗る要求多き樹種であるばかりでなく、種根は一ケ年で山出苗とする必要があるから、苗圃地は肥沃なる土地を撰定せなければならぬ。即ち土質は砂質壤土の肥沃な土地を選び、冬季三尺四方置きに一尺四方深さ一尺の穴を掘つて、堆肥を施し其の上に二三寸厚さの被土をなし置き、春季四月上旬頃になつて種根の少しばかり發芽した時、之を損傷せぬ様に貯藏場所より取り出して、曩に準備した床地に配置し、頭部の見えかくれる位な程度に眞直に定植するのである。此の時種根の周圍に腐熟した人糞又は木灰等を施して置けば約二週間で新芽を發生する。新芽の長さが二三寸になつた時發育の盛な物を一本残して、其の他は全部掻き取り、後時とをなし、夏土用前までに人糞尿を三四倍に薄めたものを追肥として施すのである。

斯の如くして植付けた年の晩秋になれば苗木は普通三尺乃至五尺になるのである。若し二尺未満の劣等な苗木のあつた時には、春季の根株より幹を切り、根も五、六寸に切り詰め、種根植付と同一の方法によつて苗圃に植附尙ほ一ケ年間養成するのである。

## 二、播種及挿木法

右の二法にて苗木を養成するのは、中々困難の事業である。殊に山出苗木を作るに二ケ年以上も要する關係上收支相償はぬ點から、從來實際に於ては此等の方法を行ふことは甚だ稀であるから、こゝには省くこととする。桐苗は幹の長さ三尺乃至五尺あつて、八節乃至十一節（節とは葉の發生點を指す）を有して節間の最長部が幹の中央より稍上方に有り、節間の長さが六、七寸以内で、幹は太くて充實し、根は側根及細根多く、直根の少き物が優良なるものである。苗木の長さは三尺以下の物及五尺以上に達するもの（多くは徒長せるものが又は二年生苗である）は共に良苗ではない。

## 三、苗木植付

一般植物の通性として、幼時成長の速なる樹種は概して土壤に對する好悪が強く、生長のおそき物は大底土壤に對する好悪は少きものである。桐は前者に屬して養分を需むることが甚だ大である。故に普通の樹木の根株の蟠る箇所には、桐材を作ることには困難であるから、耕耘其の他保護に便なる畑地なきを撰んで栽植する方が良いのである。然れ共耕地の畦畔であつて他に利用



の困難である場所、又は農作物に妨げとならざる箇所、或は耕地の保護上樹木を必要とする箇所若しくは宅地の周囲等で樹木を植栽して却て風致を添へる場所等に對しては空地利用として樹木を植栽することは極めて有利な事業である。

地拵は前年の秋に行ふのが最も良好である。若し造林地が從來畑であつたならば其の儘でよろしいが、森林の跡地又は原野等で根株や枝條を殘存し雜草荊棘等の繁茂する箇所では、枝條、荊棘等を刈倒し焼却して後之を全面に撒布して肥料とするのである。

植付の氣節は晩秋落葉後樹液流動の停止する時を待つて植栽すると、春季樹液の流動を始め以前に植附けるのとの二通りがあるが、何れの地方に於ても一般に秋季の植栽は春季の植栽に比較して成績は概して不良であるから春季四月中旬頃より植付くるのが最も安全である。植付の距離は造林地の情况及地味伐期等の關係によつて違つて居るが大體の標準を示して見れば肥沃の地に於ては一反部五十本（六坪に一本）乃至七十五本（四坪に一本）とし、脊地に於ては百本（三坪に一本）である。其の他畦畔宅地の周囲及び空地等に植付ける場合は多くは一列に植栽するのであるから、其の距離等は特に講究する必要もなく、普通二、三間内外の間隔で充分である。植

穴の大きさは苗木の根に依つて異なるが、普通は根張りの二、三倍の大きさとし、深さは一尺五寸位とし、土塊を能く碎き、穴底には基肥として堆肥を一貫五百乃至二貫目を入れ、其の上を作り土を二、三寸位ひ入れて踏みつけ、植穴の中央に苗木の根を自然の位置に据え、細土を四五寸の厚さに被ひ、三、四回動搖して細土を充分に根の間に密着させ、更に苗木周圍に大豆粕、鯀粕の類を凡そ二合程蒔き散じ、再び細土を盛つて足で軽く踏み付けて置くのである。此の時幹基の土中に入れる深さは移植床にあつた時と同じ程度にするのである。植栽した後諸害等の爲に枯死せる時は直に優良な苗木で補食を行ふのである。但し幹部の損傷のみに止る場合は台切りを行ふて萌芽をなさしめて補植に換へるのも良法である。

#### 四、桐樹の手入

(一)台切 台切りと云ふのは苗木植栽後に生長旺盛なる萌芽を得る爲に苗木の幹を土際より切斷することである。これは桐樹の撫育上極めて重要な事項に屬して之が適否は忽ち桐樹植栽事業の成否に影響するものである。台切りは生育の優良な物に對しては之を行ふ必要はないが、成長が不良で目的の長さに達しない物、形狀の不良であるもの及諸種の害に罹つたものに對しては優良



なる萌芽を得る爲に極めて必要なることである。故に此の必要ある場合には植付の翌年即ち二年生（又は三年生）の春季に行ふのが良い。此の時は地際で斜に切斷し、其の斷面を平滑にして、中心孔は木楔で塞ぐのである。台切りは生育の情態其の他必要ある時には更に一回行ふのである。そして切株より數本の萌芽を生じた時は之が四、五寸に成長した時、その内の最も太くして生長の優良な物一本を残して他は全部除去するのである。

(二)芽搔 潔材は其の利用上に於て無節通直の材を費ぶから幹に發成する不要の側芽（枝下を六尺五寸若しくは一丈三尺とする時は其の長さ以下に生ずる側芽は何れも不用である）を全部搔ぎ取らなければならぬ。そして枝下の長は桐材賣買の單位（六尺五寸若しくは其の倍數とするか普通である）によりて長さを決定し、其れ以上の部に枝を發生せしめるのが可いのである。芽搔の期節は春季新芽の發生した後、長さ三四寸に延びた頃が最良である。但し此の場合は二、三週間で再び其の跡に發生するから更に之を搔き取ることを忘れてはならぬ。

(三)枝打 桐は其の木化した枝を切る時は時折其の切口が癒出せずして腐れ又は病菌が侵して枯死することがある。又肥大成長にも關係するから、目的である材の長さより以上は切らないのが安全である。

(四)施肥 桐は養分が多く必要であるから、良好の成績を得やうとするには植栽後も施肥をなす必要である。肥料の種類は鳥糞、堆肥、豆粕、油粕、人糞尿等であり、就中鳥糞、人糞尿、堆肥は之を得ることが容易であるから最も適當である。施肥料は桐樹一本について一回に人糞尿は三四倍の水に溶したるものを三升位、堆肥は二貫目内外が適量である。鳥糞は人糞尿又は堆肥に混じて施すのが良法である。施肥は根を損傷せぬ様に、根株の周圍に淺き溝を堀つて肥料を施して土を被ふのである。

施肥の年度は普通植栽後三、四年間、施肥回數は毎年二回位、其の時季は四月中旬、若しくは下旬及入梅より土用までの間が良好である。

### 五、桐 樹 の 保 護

(一)風害 桐樹は風に對しては抵抗力頗る弱く、殊に樹幹の長大なるもの、伐根より發生した萌芽樹、植栽後の二三年間等に於ては之の害にかゝることは極めて多いから風害の虞ある場合は植栽後二、三年間若しくは台切後二、三年間は樹枝に支柱を當てその上樹幹の中央部から四方に



繩を控へて置くのが良い、又造林地に於ては、風の吹いて来る側に防風林を設置するのである。

(二)凍害 苗木植栽後一、二年間、若しくは台切後一、二年間は其の新梢二、三尺の間冬季に凍死することがあるから冬季寒氣酷烈なる地方では、必ず新梢の梢頭二、三尺の間を藁又は麥稈を以て包みて保護せねばならぬ。尙ほ寒氣の程度によつては新幹全部を包む必要もある。

(三)皮燒の害 夏季の西日の強く當る場所では、往々皮燒の害にかゝることがある。かゝる場所では幹の西南面に藁又は古藁等を當て、繩で縛りつけて置くのが安全である。

(四)鐵砲蟲 此の害虫は「クサギーシンクヒ蟻」の幼虫であつて桐樹の根部、幹、又は枝の材部に喰ひ込み、直徑二、三分位の曲折した穴を穿つて盛に食害して深く材部に入りて凡そ二ケ年間その中に生育し、吼口より鋸屑に似た蟲糞を排出するのである。そして此の害虫に浸された桐材は總て穴を残すから、甚だしく品質を底下せしめ又幼齡樹に於ては生長力が極めて減退するのである。

豫防に適當なる方法はないが、一般に桐樹の成長を盛ならしめ完全な發達を圖る時は、獨り此の害ばかりでなくすべての害に對して抵抗力が偉大であるから、充分に保護手入を行ふて、桐樹

を丈夫に成長させることが最も肝要である。尙ほ桐樹の附近に發生する荊植雜草を時々刈り拂つて虫類の隠れ場所を無からしめることが必要である。驅除法一旦之の被害を受けた時は可成速に之を驅除せなければならぬ。其の方法は次の様である。

(イ)穿吼せしことの未だ浅き時は細き鐵線又は細き竹で突き殺す

(ロ)穿吼することが既に一尺以上に及ぶ時は前法を行ふことが困難であるから、此の時は粘土又は糞付油を以て虫引を全くふさぎ窒息斃死せしめること

(ハ)二硫化炭素數滴を綿に浸し、之を虫孔に挿入し外部より粘土又は植付油を以て固く塞ぎ窒見斃死せしむる

(ニ)虫孔に百部根を挿入すること

(五)桐の立枯病(一名は腐爛病) 本病は桐樹養成者の最も恐るべき病害であつて、一朝之に侵されたならば材質を毀損するばかりでなく、多くは遂に枯死するに至るものである。左に病徵及驅除豫防法を述べて見やう。

病徵 主として枝條の分岐點若しくは切斷面及傷痕を受けた部分より發病する場合が多い。枝



條及幹部の未だ若くて緑色を呈して居る部分に此の菌の寄生を受けたる時は緑色は褐色若しくは赤褐色となり其の平滑なる桐樹の面が頗る粗造となり、そして此の病斑が枝幹の周圍を一週すれば全く枯死するのである。

#### 豫防驅除法

- (イ) 本病の爲に枯死して利用の出来なくなつた材幹及び枝條は全部焼却すること。若し是れを怠る時は益々蔓延せしめる處があるからである。
- (ロ) 本病害は傷面より發生する場合が多いから、枝條の切斷面は常に鋭利な洋刀等にて滑にし石灰水の如き驅除濟を塗抹し病原胞子の浸入を妨ぐこと。
- (ハ) 發病の部分はその初期に於て削り取り其の面にコールタールを塗抹すること。
- (ニ) 一般に病害の有無にかゝわらず樹幹及枝條にボルーウ液を撒布すること。
- (ホ) 幼樹の凍害を豫防すること。

#### 西俟先生の研究

是は曩に大阪毎日新聞に掲載された大分縣農學校西俟先生の發表である。實は同農學校々友會

の基本金を得る爲め十數年來研究され現に成長して居る其の成績を發表されたのであるが、茲に自分は果樹園に應用して實驗上寺院にお奨めしたいと思ふ要點を記して同志の御意見を拜聽したいと思ふ。

#### 二十五年目に一本七百圓

近年桐の需要の廣きに反し生産の伴はぬのと去る明治四十年の頃例の天狗巢病の被害を蒙つたのとで甚だしく價格が騰貴した。少しく太いものは十五年目に百圓もする様なのが出来る。實に嘘の様に思はれるが、林業家、園藝家が冷淡に過して居る中、斯くの如くなつて來たのである。大分縣大野郡は有名な桐の産地であるが、昨年二月藤原挑太郎氏は三尺五寸廻りにて金百六十圓樋口氏は六尺廻り二十五年生にて六百八十圓、他の一本は同じ六尺にて實に九百圓に賣買されて居る。之れを東京や大阪の市場に出すときは、殆ど倍額の價值となすので實に驚く程である。桐は廻り尺を越せば一寸一倍となり、尺を越す毎に數倍、數十倍の價值となるものである。今や盛に切り取るのみで、之を増殖する人の少い爲盛々高價を呼ぶ様になつて居る。

#### 一町歩 一萬圓



材木としての桐の研究も案外幼稚であるが園藝的周細の手入をして作れば、收支計算上利益ありや否やに就ては餘り研究せられて居らぬ。西俣先生は過去十數年前より實地に之を試みられたのであるが、果樹を作る如く適當の土地を選び一反歩七十五本植として、除草、中耕、施肥、除害を行ふて見たる成績は非常の結果にて反當り十年間に二三百圓の費用（之も綠費や除草費位）を使ひて千圓内外の利益を擧ぐるは敢て難事でないと言ふ確信を得た即ち

一本の桐は十年間に二尺五寸以上となり

一本十五圓平均として反七十五本の價は

金千百二十圓五十錢となる。

今相當の入費を差引するも反當り一千圓、一町歩一萬圓の利益を得るのである。而も其の入費の中、除草、中耕綠肥等は、園主園丁の勞力により正金を出さずすむことであるから園主の研究も相當價值あることと信ずる。

#### 先づ果樹園副作物として作れ

園藝作として研究の價值は無論であるが、自分は寧ろ副作物として作ることをお奨めする。

開園と同時に植ゆること―果樹栽培の初心者土地の撰定、品種、手入等の不馴れの爲成否不安の中に起業する者も多い。又往々失敗することもある。此の時に際し餘り實にならぬ周圍や或は一部の土地を割きて桐を植え充分手入をする時は、萬一果樹に失敗しても桐にて成功することゝもなるから極めて安心な處置である。

廢園の時、桐を利用せよ―果樹を植えて失敗し或は改植せんとする場合、先づ桐を以て之に代らしめよ、又未だ果樹の趣味ある時は、將來有望と思ふ果樹と共に支障少き様に植うべし。數年の後何れが見込の立つものなり。

果樹凶作の備として植えよ―自分は果樹栽培を中止して桐を植ゆることはお奨め出来ないが、又二兎を追ふ様になることもお奨めしないが果樹は豊凶あり又病虫害等がある。萬金の策として前項述べた如き場合、桐を植えて置くことは、至極機宜の處置と思ふ。無理に害になる場所を使用せずとも、家屋敷の空地を利用することも良いことである。

寺院境内に植えよ―何處の寺院でも境内は可成廣いもので、そうして空地も相當にあつて、甚だしきは雜草の繁茂に委してある箇所さえ見受けられる。是等の空地にはたとひ五本でも十本で



も桐の苗木を植えて置くことを心懸けねばならぬ。兒供出生の時桐を一本植えて置けば、それが嫁入する時には立派なる簞笥一さわになるとさへ云はれて居るのであるから決して等閑に附すべきでない。

### 百戸の壇家で一萬圓

#### 第一回の收入

今こゝに假に百戸の壇家ありとする。この寺で十年間に一萬圓の基金を作り度いと思へば、前記の桐樹の栽培を實行するのが第一である。即ち先づ百戸の壇家に對して、各家當り平均十木づゝの桐の苗木を、たとへ宅地の周圍であらうが、作物の邪魔にならぬ田畑の隅でもよい、又山、畑でもよい、地方ではその位ひの土地は何れの農家も必ずあるものである。それ故寺の世話係が各戸を巡りて叮嚀に植付をなし夫れ々々台帖に記入してをくのである。記入事項は植付の場所、本數等であるが、尙後日に至り、その家の戸主死亡其他の事故の爲めに、寺と壇家との間に、紛議の生ずる事なきやう、戸主の承諾書も取つて置く必要もある。此寺のことは寺の住職がかれこれ言つて壇家の感情を害するやうなことありては、面白からぬ結果に陥る恐れがあるから、よろ

しく世話係に一任してやらせた方が得策である。世話係たるものは桐樹は各地に分殖してあり、且つ相當の年月を経るのであるから、十分後顧の憂のないやうに、萬事を處理して置く必要あると共に、毎年少しも二回位は巡迴して、被害はなきか、發育の状況は如何、其他注意を怠らす殊に受持壇家に對しては、たえず肥料を施して、保護してくれるやうに、懇ろに依頼する必要がある。

かくて十年を経過したる時に、前記の通りに平均一本十五圓にて賣却出來たとすれば、百戸十本宛即ち壹千本の桐は實に壹萬五千圓に相當するのである。寺のことであるから、殆んご全部寄附でやるのであるから經費は要らぬと云ふて差支ないのであるが、萬全を期する爲めに、かりに種々の故障で二割の被害があつたとすると、八百本で、壹萬二千圓となる、その内貳千圓は世話係の接待費やら、其他の諸雜費に充當して、残りは僅に壹萬は樂々と基金に積立てることが出来るのである。

#### 第二回の收入

十年目に第一回の伐樹を行ふて、第二回に又新芽を出す、これは第一回に比して、更に優秀な



るものである。根幹が繁殖して居るから發育も迅速であり、且つ精力も旺盛であるから第一回に比して、風雨の被害の程度も極めて少いやうである。さて此の第二回の收入を如何にするやと云ふに、勿論第一回の時に十分確定して置く必要がある。さなくては、此の場合に於て必ず寺を壇家の間に故障が生ずるものである。多くの場合に於て、壇家は勿論それを私有にするなごと云ふ希望はないであうが、それも豫め決定してをかぬと問題が生ずるのである。勿論それを第一回の盡力の報酬として、壇家に分與してもよい。又或はそれを更に、土地の老人慰安會、青年會婦人會、又は寺中心の社會事業、寺院經營の學校の基金に編入して、更に中心の活動力の源泉とすることも亦妙案の一と云ふべきである。

## 第三節 竹 林

### 竹林の効用

竹は東洋の特産物にて西洋には産しない、竹の用途は今後彼我共に益し需要を増加するばかりである。随つて輸出は年毎に加はり今は重要な輸出品の一に數えられて居る。内地の産額は年

々竹材六百萬圓、籬百萬圓、筍五十萬圓と概算されて居る。

竹の栽培は其の收益が最も確實で、一定の竹相を備へた林からは毎年間斷なく豫定の收入を得ることが出来る、一町歩の竹林を所有すれば毎年二百圓は容易に得られる。管理は頗る簡單で殊に地質を撰ばぬ點や地租税の最も低い點なき大いに注目し得ると思ふ。畜鶏舎の周圍や寺院本堂庫裡等の防風林を兼ねる効力も亦著しいのである在來の竹林の經營は竹採收を目的とする孟宗竹を除く外、多くは放任して其の伐採にのみ力を入れて居る。然し乍ら豚が不潔を好む動物でなく、實は不潔に堪へ得る動物であると同様に、竹にありても其の管理のよろしきを得ると然らざるとは、大なる差異を來すべきものであつて、元來が肥料を吸収せぬものでもなく、管理の必要のないものでもなく只捨て置かれても或る年限までは枯れない程度で生き得るものである。其の強さに於て竹の比でない松、杉、或は殆んご半世紀の後でなければ金錢に替えられない他の材木類にも、相當の管理を施して保育するに至つた今日、竹の様な有利な物を祖略にすることは、甚だ間違つた話であるのみならず、遂には諸種の病害を生じ來るに至る。近來しばしば其の例を見る。故に吾人は到る處の廢地を利用して寺院の利殖策として必ず一本の竹を植えることを勤める



と同時に、合理的の經營法、栽培法を研究して見たいと思ふのである。

### 竹の種類

斯かる有益の竹は如何程 種類の竹を有つて居るか、之を全體の植物業上から云つたならば、其の種類は六十種以上にも及ぶものである。けれ共その内で前述の如く利益があり、又之を栽培して最も有益なる種類と云ふのは極僅である。

而して是等の僅少なる種類の内でも、特に栽培して繁殖を圖ることが出来るものと、又絶對の天然性に屬するものとの二種がある。けれ共實際の實用に供せられるのは僅が數種に過ぎない、左に記して見やう。

即ち栽培すべき竹類は、

- 一、苦竹
  - 二、淡竹
  - 三、黒竹
  - 四、孟宗竹
- の四種であつて、

天然性に屬する竹類は

- 一、箱根竹
  - 二、女竹
  - 三、煤竹
  - 四、根曲竹
- の四種である。

### 各種竹類の効用と生産地

#### 〔苦 竹〕

効用。竹類中其の効用の途の最も質いものである。即ち楠の籬、建築、材料等は殆んゞ此の竹のみであつて、其の四の小割物としても、簾、傘骨などは何れも何である。

副産物の需用。即ちその籜である。多く需用せられると云ふ籜は、すべて此の竹を用ひたものであつて、その範圍はこゝに述べるまでもないことである。

生産地。元來各種の竹類はすべて暖地を好むものである。けれ共此の竹は我が國に在りては、九洲を主とするは勿論、遠く東北地方にまでも及んで充分に繁殖すべき性質のものである。

要するに竹類中、此の竹こそ最も分布範圍廣く而も用途効用の大なる點に於て、最も利益ある栽培種と云ふべきである。

#### 〔淡 竹〕

効用。竹材としては古來提灯の骨に最も適當であると云ふことになつて居る。つまり其の質が固くて、而も細いから、割り合いと云ふので一般に賞用せられるのである。又竹も孟宗竹に次いで一般に賞翫せらるゝものである。



生産地。苦竹と同様の性質に属する。

〔黒 竹〕

効用。竹材として諸種の柄物、室内装飾品等の竹細工の原料となり、又浴室の壁板等に用ひて一般に尊重せられる。

生産地。苦竹、淡竹と同様の性質に属する。

〔孟宗竹〕

効用。竹材としては苦竹に及ばないが、それでも諸種の實用品として苦竹につぐ種類である。即ち其の肉が厚いのと、肥大であると云ふことから、一般の雨樋、其他花筒、筆筒、柄杓等の細工品原料に多く用ひられる。

副産物需要。云ふまでもなく筍は孟宗竹の最大なる目的物である。つまり大都會附近にあつては其の竹材と云ふことよりも、此の筍採收、即ち食料品として供給することを主目的として、盛に栽培せられるものである。要するに食料品としての筍は此の孟宗が最優良である。

生産地。特に竹類中でも暖地を好む關係上、主として九州地方が第一の生産地である。其他

京都附近、東京の目黒附近等は有名なる産地となつて居る。

〔天然生の竹類〕

即ち是等の竹類は前記の如き實用種類と異り其の天然生である關係上、其の主産地附近で種々の細工品原料に用ひられるのみである。

つまり女竹は特別暖地を好む性質上、九州地方から關東地方へかけた暖地、特に海岸地方に生育するものである。

其の他の三種は女竹と反對で、寒地の産物となつて居る關係上、大底海拔二三千尺以上の高地帯に生づることゝなつて居る。

斯く多類の種類の竹類に對して一々その栽培を記述することは、本書の到底堪ふところでないから、その内尤も實用的で有利なる苦竹の栽培について、最も簡易にして要領を得たる参考を左に照會せん。

苦竹栽培法

第一 仕立法



一、適地

- イ、東南に面する肥沃なる砂質壤土にして風害少なき約十度以内の傾斜地を良しとす
- ロ、殊に地表より三乃至五尺内外の地下に清水の潛流する箇所にては殆んゞ無肥料にて可なり
- ハ、竹の栽培は土地の状況に依り一概に論ずること能はざれども特に手入保護に注意するときは何れの土地にも栽培することを得べし

二、地拵

- イ、全部一尺五六寸位の深さに開墾し樹根草根等を取除くべし
- ロ、勞力資本の關係上一時に開墾を爲し難き場合には植栽すべき箇所のみ點狀（直径三―四尺の穴を掘ること）又は二尺幅位の條なりに開墾し淺地は翌年に廻すを可とす

三、排水

- イ、地拵に當りよく排水に注意すべし
- ロ、凹地、水溜の箇所には高きを削り盛土すべし
- ハ、平坦地にては中央を高く「カマボコ」形にするもよし

四、母竹の撰定

- イ、滿一、二年生の目通周圍三乃至五寸位の太さを有し竹幹圓直節低く竹面滑かなる健全なる竹を撰ぶべし特に長大なるものを撰む必要なし
- ロ、母竹の幹に枝四五節を残し其の尖端を切斷し枝の方向に依り鞭便の方向を考察し（鞭根蔓延の方向と其の鞭根より發生せし竹の枝の方向とは略一致すること多し）竹幹の兩側に鞭根各一尺乃至一尺五寸を付し傷つけざる様掘取るべし

五、母竹植付の時期

- イ、昔より陰曆五月十三日を竹醉日と稱し良日なりと傳ふれども苦竹には不適當の時季と心得べし

六、植付の方法



イ、植付の日は可成曇天を選ぶべし

降らずとも竹植うる日は簑と笠

ロ、乾燥地にては水植にするを安全とす

ハ、植穴は母竹の深さを程度とし可成大なるを可とす

ニ、母竹鞭根の方向は傾斜線に直角（平坦地なれば何れの方向にても宜し）に地表と平行する様植付くべし

ホ、鞭根の尖端は植付せんとする土地の周圍より内方に向くる様注意すべし

ヘ、竹幹は蘘菰の類にて包むべく又風の方向に従ひ二十度内外に傾斜して植うるを良しとす

ト、竹幹に存する枝梢は力めて截り詰むべし

チ、植付終りたるときは根元へ水一二升を注ぎ且其の周りに凡そ一貫前後の草又は藁を敷くを良とす（寒暑の害を防ぐ爲）

リ、場所に依り防風の爲一株に對し三本宛の支柱をなすを良とす

七、植付の本數

三坪に一本即ち一反歩に付き平均百株を適當とす

八、誘導法

母竹の植付に依らず隣地より鞭根を誘導して新に竹林を造成する方法として隣接竹林に接し約一尺五六寸の深さに開墾し厩肥、堆肥の如きものを施し置くときは竹林より漸次に鞭根蔓延し來り遂に全面に至るべし

### 第二手 入保護

竹の栽培上最も重要なるは手入保護の兩者である品質良好なる大材を得ると否とは實に此の方法の宜しきに叶ふと然らざるとに由るのである。

九、施肥

イ、施肥の季節は何時にても支障なし然れども速効肥料は筍の發生前後（三四月頃より七八月頃迄）に速効肥料は九月以降に施すを宜しとす

ロ、可成一度に多量の肥料を施さず數回に分つべし殊に速効肥料に於て然りとす

ハ、肥料として適當なるは人糞尿、大豆粕、米糠、鳥糞、骨粉、草木灰、魚腸、堆肥、厩肥、